

令和3年3月30日  
鹿児島県公報別冊

令和2年度

# 包括外部監査結果報告書

及び結果の報告に添えて提出する意見

「随意契約に係る事務の執行について」

鹿児島県包括外部監査人

## 目次

---

|                               |            |
|-------------------------------|------------|
| <b>I 監査の概要</b>                | <b>1</b>   |
| 1. 監査の種類                      | 1          |
| 2. 選定した特定の事件                  | 1          |
| 3. 事件を選定した理由                  | 1          |
| 4. 監査の対象機関と対象年度               | 1          |
| 5. 監査の実施期間                    | 1          |
| 6. 監査実施者の資格、氏名                | 1          |
| 7. 契約金額                       | 2          |
| <b>II 随意契約の法令、規則上の取り扱い</b>    | <b>3</b>   |
| 1. はじめに                       | 3          |
| 2. 随意契約の適用にあたって               | 5          |
| 3. 随意契約の手続について                | 6          |
| 4. 地方自治法施行令第167条の2第1項の内容      | 8          |
| 5. 一般競争入札、指名競争入札、せり売りについて     | 17         |
| <b>III 随意契約の締結状況と検討した随意契約</b> | <b>20</b>  |
| 1. 県が締結している随意契約の概要            | 20         |
| 2. 検討した随意契約と選定の基準             | 25         |
| 3. 監査の要点（着眼点）                 | 28         |
| <b>IV 監査の結果</b>               | <b>29</b>  |
| 1. 結果の総括                      | 29         |
| 2. 契約別の検討結果                   | 34         |
| 総務部の随意契約                      | 36         |
| 企画部の随意契約                      | 48         |
| PR・観光戦略部の随意契約                 | 50         |
| 環境林務部の随意契約                    | 68         |
| くらし保健福祉部の随意契約                 | 70         |
| 商工労働水産部の随意契約                  | 112        |
| 農政部の随意契約                      | 116        |
| 土木部の随意契約                      | 126        |
| 危機管理防災局の随意契約                  | 134        |
| 出納局の随意契約                      | 139        |
| <b>結果の報告に添えて提出する意見</b>        | <b>141</b> |
| 1. 企画競争方式について                 | 141        |
| 2. 「随意契約ガイドライン」の作成の勧め         | 142        |

# I 監査の概要

## 1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく包括外部監査

## 2. 選定した特定の事件

「随意契約に係る事務の執行について」

## 3. 事件を選定した理由

随意契約とは、地方公共団体が競争の方法によらないで任意に特定の相手方を選定して、その者を相手方として契約を締結する契約締結の方法である。

随意契約は、競争入札に比べて手続が簡略であり、経費の面でもより負担が少なくてすむこと、また、契約の相手方を任意に選定するものであることから、特定の資産、信用、能力等のある者を容易に選ぶことができること等の長所があるとされる。

一方で、地方公共団体と特定の者との間に発生する特殊な関係から単に契約をその相手方と締結するだけではなく、適正な価格で行われるべき契約がややもすれば不利な（割高な）価格で行われがちになるといった短所も指摘される。

一般競争入札を原則とする地方公共団体の契約事務において、随意契約はあくまで例外的に認められた契約締結の方法であるから、その取扱いは慣例によるものではなく、適正かつ客観的な運用が求められることになる。

かかる事情を踏まえ、県が締結している「随意契約」についてその全体像を把握するとともに、各契約に係る事務が法令等に定める要件に準拠して執行されているかを検証することは有意義であると判断し、特定の事件として選定した。

## 4. 監査の対象機関と対象年度

- ・対象機関 知事部局本庁各課
- ・対象年度 令和元年度（平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで）

## 5. 監査の実施期間

令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 2 月 15 日まで

## 6. 監査実施者の資格、氏名

|         |       |       |
|---------|-------|-------|
| 包括外部監査人 | 公認会計士 | 通山 芳之 |
| 監査補助者   | 弁護士   | 西 達也  |
|         | 公認会計士 | 木野田 仁 |
|         | 公認会計士 | 工藤 篤  |

監査の対象とした事件について、県と包括外部監査人及び監査補助者との間には地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 7. 契約金額

13,548,000 円（予算上限額）

文中で引用している主な法令、規則等の名称と条項は、次のように略表記している。

- (例) 地方自治法第 234 条第 1 項 … 法 234①  
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 … 令 167 の 2①Ⅱ  
鹿児島県契約規則第 24 条第 1 項第 6 号 … 規則 24①Ⅵ  
鹿児島県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項 … 指針 24②

また、法令、規則等は平成 31 年 4 月 1 日現在のものによっている。

## Ⅱ 随意契約の法令、規則上の取り扱い

### 1. はじめに

地方公共団体の契約は、住民福祉の向上等に資するために行う事業・事務の目的達成のための手段として締結されるものである。そして、これらの契約の多くは公金の支出を伴うことから、その契約手続等については透明性の確保とともに、公平性、公正性、経済性の確保が要請される。契約が特定の個人や業者の利益を図るものであってはならないし、契約担当者の主観で勝手に締結できるものであってはならないことは言うまでもない。

このため、一般的に適用される民法の基本原則とは別に、公益目的遂行のために一定の規制が設けられており、また、規律を維持して契約担当者の恣意的運用を防止するための手続等が定められている。

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日 法律第 67 号。以下、「自治法」という。）は、より効果的に公益を図る目的から、契約締結の方法を「一般競争入札」、「指名競争入札」、「随意契約」、「せり売り」の 4 つに限定している（法 234①）。

このうち、一般競争入札が原則であり、指名競争入札、随意契約、せり売りは、例外の執行方法として、政令で定める場合に該当するときに限り締結することができるとしている（法 234②）。

#### ◇地方自治法第 234 条第 1 項、第 2 項

売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

一般競争入札が原則とされるのは、この方法が、公開で行われるため、機会均等の理念に適合して公正であり、かつ、価格の有利性を確保し得る点において最も優れているからである。

「政令で定める場合」の「政令」とは、主には「地方自治法施行令」（昭和 22 年 5 月 3 日 政令第 16 号。以下、「自治令」という。）のことであり、自治法の解釈に沿ったものをより具体的に定めたものである。この中で、契約に関する事項は、第 167 条から第 167 条の 17 に規定されており、随意契約については第 167 条の 2 で適用できる要件が列挙されている。

また、自治令の特例である「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年 11 月 1 日 政令第 372 号）では、第 10 条で「特定調達契約」について、随意契約によることができる場合が列挙されている。

このほか、各自治体でも契約に関する条例や規則、契約に関するガイドライン・指針等でその手続等が定められ、契約事務の公平性、公正性、経済性、適正履行の確保等が図られているところである。

県においても「議会の議決に付すべき契約に関する条例」（昭和 39 年 3 月 30 日 条例第 6 号）、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」（平成 17 年 12 月 26 日 条例第 107 号）、「鹿児島県契約規則」（昭和 50 年 3 月 24 日 規則第 23 号）などの例規が設けられている。

これらのうち、随意契約について定めがあるのは、「鹿児島県契約規則」（以下、「契約規則」という。）とその適用・解釈に際しての手引きともいえる「鹿児島県契約規則施行指針」（昭和 50 年 3 月 26 日 出納長職務代理者。以下「契約指針」という。）である。

また、用品の調達については、「鹿児島県用品集中調達規則」（平成 13 年 3 月 30 日 規則第 34 号。以下「調達規則」という。）が定められており、障害者支援施設等からの物品の購入等の場合にはこの規則も適用されている。

## 2. 随意契約の適用にあたって

随意契約は、自治令第167条の2第1項各号に該当すれば締結することができるが、ここに示すものに該当すれば直ちに随意契約で良いというわけではなく、随意契約によるかどうかは契約ごとの内容、性質、目的のほか、経済性、緊急性等を総合的に勘案して慎重に判断する必要がある。自治令の規定は、単に契約の相手方の選定方法についての特例を定めたものにすぎないのであって、不利な条件（割高な価格）による契約の締結までを許容したものではないからである。少しでも有利な価格によって契約を締結すべきであることは、競争入札、随意契約を問わず考慮されなければならない不変の原則である。

この原則に沿い、契約指針は随意契約によることができる場合でも競争入札に付することの適否を考慮すべき旨を示している（指針24①）。

### ○鹿児島県契約規則施行指針第24条関係第1項

契約担当者は、令第167条の2第1項各号の一に該当し、法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合であっても、競争入札に付することが適当であると認められるときは、競争入札の方法により契約を締結するものとする。

### 3. 随意契約の手続について

#### (1) 予定価格の設定

予定価格とは、地方公共団体が契約を締結するに際し、その契約金額を決定する基準として長（知事）があらかじめ作成する価格のことである。

予定価格の設定の方法、基準等は自治令では定められていないが、規則で規定することは差し支えないとされており（昭和 38 年 12 月 19 日通知）、県においても契約規則でこれを定めている（規則 11、25）。

#### ○鹿児島県契約規則第 11 条第 1 項（抜粋）、第 3 項

契約担当者は、一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定の上、その予定価格に係る**予定価格調書**（別記第 2 号様式）を作成し、**封書にして**、開札の際これを開札場所に置くものとする。（以下、略。）

3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、**取引の実例価格、需要供給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。**

（注）随意契約はこの第 11 条（第 5 項を除く。）を準用する形となっている（規則 25）。

#### (2) 見積書の徴取

見積書とは、請負、売買等の目的物の代価を算定した書類である。

自治令では随意契約の適用にあたり見積書を徴取する旨の規定はないが、事務の執行に際してはできる限り競争性の確保を念頭に置くことが肝要であり、競争性により、有利な契約を締結できる可能性がある場合には、複数の者から見積書を徴取すべきであることは当然である。かかる観点から、各自治体でも規則やガイドライン等で複数の者から見積書を徴取する旨を規定しており、県においても契約規則で、『なるべく 2 人以上の者から見積書を徴するものとする』としている（規則 24②）。

ただし、契約の目的や性質により相手方となるべき者が事実上 1 人しかいない場合や市場価格が一定しているような物品の購入等の場合などは複数の者から見積書を徴取する必要はないが（いわゆる「一者随意契約」、「競争性のない随意契約」などと呼ばれるもの）、その経緯や選定理由等については説明できるようにしておく必要がある。

なお、契約規則では、

- 総額について定められた**予定価格が 5 万円未満**であるもの
- 公定価格が付されている等**客観的に価格の高低がない**と認められるもの

に係る契約については、見積書の徴取を省略することができるとしている（規則 24④）。

次ページに予定価格調書、見積書、契約書の作成・徴取が必要とされる、または作成・徴取が省略できる場合の金額基準について整理した表を掲載した（出納局会計課が作成している「金額別必要書類等」を参考に作成）。



◆ 予定価格調書、見積書、契約書の作成・徴取の金額基準（建設工事以外の随意契約）

| 項目          | 金額帯※1           | 5 万円 |    | 50 万円 |   | 100 万円 |   |
|-------------|-----------------|------|----|-------|---|--------|---|
|             |                 | 未満   | 以上 | 以下    | 超 | 以下     | 超 |
| 予定価格調書の作成   | 単価契約            | ○    | ○  |       | ○ |        | ○ |
|             | 総価契約（規則 11④、25） | △    | △  |       | ○ |        | ○ |
| 見積書の徴取      | 単価契約            | ○    | ○  |       | ○ |        | ○ |
|             | 総価契約（規則 24④ I）  | △    | ○  |       | ○ |        | ○ |
| 推薦委員会の推薦 ※2 | 単価契約            | ○    | ○  |       | ○ |        | ○ |
|             | 総価契約（規則 24②）    | ×    | ×  |       | ○ |        | ○ |
| 契約書の作成      | 単価契約            | ○    | ○  |       | ○ |        | ○ |
|             | 総価契約（規則 29① I）  | △    | △  |       | △ |        | ○ |

○：必要とされるもの △：省略できるもの ×：不要

○単価契約…内容または性質上その数量を確定できない場合に、その規格及び単位当たりの価格だけを決定する契約。例外的な契約とされる。

○総価契約…単価・数量及び契約金額（総価額）が確定された上で行う契約。地方公共団体の契約は総価契約が原則とされる。

※1 契約金額が 50 万円未満の契約は「特に軽微な契約」とされている（指針 29②）。

※2 次のような場合には開催する意味がないので省略できるとされている（「随意契約に係る推薦委員会の取扱いについて」平成 9 年 4 月 24 日付事務連絡）。

- ・ 法令等により契約の相手方が特定されているとき
- ・ 事実上、契約の相手方が特定されるとき（用地買収、著作権等所有者との契約など）
- ・ 国、地方公共団体（事業の公益性からの要請）

#### 4. 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の内容

本条項は、第 1 号から第 9 号まで設けられている。

各号の内容、趣旨、適用にあたっての留意事項等を確認しておきたい。

##### (第 1 号)

売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第 5 上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則に定める額を超えないものをするとき。

この号は、契約事務の簡素化、効率化の観点から、契約の種類に応じ予定価格が少額なものについて随意契約によることを認めたものである。

ただし、本号に該当させるため、たとえば、一括で発注すべき案件を合理的な理由もなく分割して発注するようなことは当然認められるものではない<sup>1</sup>。

本号を受け、契約規則では契約種類別の予定価格を次のように定めている（規則 24①）。金額は、自治令別表第 5 の「都道府県及び指定都市」の額によっている。

##### ○鹿児島県契約規則第 24 条第 1 項

令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ当該各号に定める額とする。

|                    |        |
|--------------------|--------|
| (1) 工事又は製造の請負      | 250 万円 |
| (2) 財産の買入れ         | 160 万円 |
| (3) 物件の借入れ         | 80 万円  |
| (4) 財産の売払い         | 50 万円  |
| (5) 物件の貸付け         | 30 万円  |
| (6) 前各号に掲げるもの以外のもの | 100 万円 |

各号に定める額は、原則として、消費税込みの金額である。

<sup>1</sup> 財務省 「公共調達適正化について（平成 18 年 8 月 25 日）」 財計第 2017 号

予定価格が予決令第 99 条第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 7 号のそれぞれの金額を超えない随意契約（以下「少額の随意契約」という。）であっても、特に合理的な理由なく分割されているもの等については、これらを一括するなどして一般競争入札に付することとしなければならない。

「物件の借入れ」は、土地、建物等の賃借契約のほか機器備品類のリース契約などが該当する。この場合、自治令の規定にあるように、予定価格は予定賃借料、リース料の年額または総額で判断される。

「財産の売払い」、「物件の貸付け」は、行政財産は売払い、貸付けが制限されているので（法 238 の 4①）、ここでいう財産・物件は、おおむね普通財産を指すと解釈される。

「前各号に掲げるもの以外のもの」は、業務委託が代表的なものであるが、このほか、物品等の修理、修繕などもこれに該当する。

なお、明文があるわけではないが、他の号の理由と併合した場合には、本号が優先適用されるべきと考える。なぜなら、本号は金額基準のため、判断に客観性があるからである。

(第2号)

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

この号は、契約の内容が競争入札に適しないものについて随意契約によることを認めたものである。

「不動産の買入れ又は借入れ」は、自治体が特定の土地や家屋等を購入または借りようとする場合、その所有者との交渉・契約になるわけであるから、競争入札となり得ないのは当然である。これは、契約の性質が競争入札に適しないものの例である。

「普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払い」は、たとえば、自治体が保有している材料を有償支給して独自仕様・独自規格の装備品類を作らせるような場合が考えられる。このような場合、規格に合うような材料を新たに他から調達する必要がないので納期を短縮でき、価格も抑えることができるから自治体にとっても相手方にとっても有利である。これは、契約の目的が競争入札に適しないものの例である。

「その他の契約」で「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」は、たとえば、契約締結を秘密にすることが当該契約の目的を達成する上で必要となる場合や契約内容の特殊性により契約の相手方が特定され、他者と競争させることができないような場合など、競争入札によること自体が不可能または著しく困難な場合がそうである<sup>2</sup>。

本号が適用される場合は、相手方が特定されるわけであるから、見積書の徴取も、原則、一者に限られることになる。

<sup>2</sup> 財務省「公共調達適正化について（平成18年8月25日）」 財計第2017号

競争性のない随意契約によらざるを得ない場合（抜粋）

イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの

(イ) 法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの

ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される  
賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む。）

ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等

ニ その他

(ハ) 郵便に関する料金（信書に係るものであって料金を後納するもの。）

(ホ) 美術館等における美術品及び工芸品等の購入

(ヘ) 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの

本号を受け、契約指針では「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」として、13項目を例示している（指針24②）。

#### ○鹿児島県契約規則施行指針第24条関係第2項（抜粋）

令第167条の2第1項第2号中「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」とは、おおむね次に掲げる場合をいう。

- (1) 県の行為を秘密にする必要があるとき。
- (2) 外国で契約を締結するとき。
- (3) 国、他の地方公共団体その他公共団体、**公益社団法人又は公益財団法人（中略）と直接契約を締結**するとき。
- (4) 試験のために工作若しくは製造をさせ、又は物件を買い入れるとき。
- (5) 運送又は保管をさせるとき。
- (6) 農場、工場、学校、試験場等の生産物を売却するとき。
- (7) 学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を売り払い、又は貸し付けるとき。
- (8) 省略
- (9) 罹災者又はその救護を行う者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
- (10) ～ (12) 省略
- (13) **特殊の性質を有する品物**を買い入れ、若しくは契約について**特別の目的**があることにより品物の**買入れ先が特定**されているとき、又は**特殊の技術を必要**とするとき。

13項目のうち(1)、(2)、(5)～(7)及び(9)は、国の「予算決算及び会計令」（昭和22年勅令第165号。以下、「予決令」という。）の第99条（随意契約によることができる場合）に同じ文言または内容のものが列挙されており、契約指針はこれを参考にして作成されたものと思われる。

(3)の「公益社団法人又は公益財団法人」には県が出資等を行っている法人だけでなく県と出資等の関係がない法人も含まれる。

なお、「公益法人」との契約については、予決令にも似たような規定があるが、予決令の方は契約内容が物件の買い入れまたは借り入れの場合に限定されているのに対し、契約指針の方は契約内容が特に限定されておらず、適用範囲が広いものとなっている。

#### ◇予算決算及び会計令第99条第16号

都道府県及び市町村その他の公法人、**公益法人**、農業協同組合、農業協同組合連合会又は慈善のため設立した救済施設から**直接に物件を買い入れ又は借り入れる**とき。

(第3号)【要旨】

障害者支援施設等で製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約をするとき、シルバー人材センター等から役務の提供を普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき、母子・父子福祉団体等、認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設から役務の提供を普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

本号は、障害者福祉等の増進といった一定の政策目的のために必要な随意契約を締結することができるとする規定である。

随意契約の対象となるのは、福祉施設関連施設等において製作された物品を買入れる契約または役務の提供を受ける契約の場合であり、工事契約は対象とならない。

この規定を受け、契約規則は手続を次のとおり定めている（規則 24⑦）。

○鹿児島県契約規則第 24 条第 7 項

令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号に規定する規則で定める手続は、次のとおりとする。

- (1) 契約担当者は、あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約担当者は、契約を締結する前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準並びに申請方法を公表すること。
- (3) 契約担当者は、契約と締結した後、契約の締結状況を公表すること。

契約締結の前と後において契約の内容や契約の相手方の選定基準等の公表（鹿児島県公報への登載）を義務付けているが、これは地方公共団体の契約方法の原則である機会均等、透明性、公正性を確保するための観点から設けられているものである。

(第4号)【要旨】

新規事業分野の開拓事業者から新商品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れもしくは借り入れるとき、または新役務の提供を受ける契約をするとき。

新商品や新しいサービスは旧来のものに比べて機能性等で優れているので、地方公共団体はその機能性等からもたらされる利益をさらに享受することができることから、これらを調達することは経済性、競争性の原則の支障にならない、との趣旨である。

本号適用の場合も第3号による場合と同じ手続が必要である（規則 24⑦）。

(第5号)

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

「緊急の必要」とは、たとえば、天災地変等の客観的事由から急施を要し、競争入札による手続を踏んでいたのではその時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、経済上著しく不利益を被るような場合である<sup>3</sup>。

該当する例としては、次のような場合が考えられる。

- 新型コロナウイルスの感染症の拡大防止に対応するための契約をするとき
- 災害時に緊急物資を購入するとき
- 電気、機械設備等の故障に伴う応急復旧のとき
- 選挙など法令等の規定により業務を行う期間が短いため緊急に必要とするものを調達するとき

本号適用に際して留意すべきは、客観的性質からの緊急性が必要ということであり、単に事務処理が間に合わない等の理由では適用すべきではない<sup>4</sup>。

---

<sup>3</sup> 前橋地方裁判所 平成16年3月24日判決（事件番号：平成13（行ウ）12）

「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」とは、一般競争入札又は指名競争入札の方法による手続をとるときは、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、行政上も経済上も甚だしく不利益を被るに至る場合などをいうと解すべきである。

<sup>4</sup> 財務省 「公共調達の適正化について（平成18年8月25日）」 財計第2017号

会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項の「緊急の必要により競争に付することができない場合」については、単に国内部の事務の遅延により、競争に付する期間が確保できなくなったことのみをもって「緊急の必要」があるとしてはならない。

(第6号)

競争入札に付することが不利と認められるとき。

「不利」は、価格面の有利、不利であるが、次に掲げる場合<sup>5</sup>のように、業務の品質や履行期間、安全性等も考慮して決定することが要求される<sup>6</sup>。

- 現に契約履行中の者に履行させた方が履行期間の短縮、経費の節減が確保できる等明らかに有利と認められるとき
- 早急に契約を行わなければ契約する機会を失い、または著しく不利な価格で契約しなければならぬおそれがあるとき

なお、本号は見積りの相手方が一者となる場合があり、この点、第2号と接近しているように見えるが、第2号はその者にしか履行できない場合であるのに対し、本号は、履行者は極めて限定されるが、「予定価格以下」という要件等を除けば履行者の唯一性が絶対であるとはいえない場合であることに留意が必要である。

<sup>5</sup> 予算決算及び会計令第102条の4第4号

競争に付することを不利と認めて随意契約によろうとする場合において、その不利と認める理由が次のイからニまでの一に該当するとき。

- イ 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であること。
- ロ 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがあること。
- ハ 買入を必要とする物品が多量であって、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあること。
- ニ 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあること。

<sup>6</sup> 財務省「公共調達適正化について（平成18年8月25日）」財計第2017号

会計法第29条の3第4項の「競争に付することが不利と認められる場合」については、予決令第102条の4第4号に列挙されている場合であっても、「競争に付することが不利」であることを、具体的に説明できる必要があることに留意しなければならない。



(第7号)

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

何をもって「時価」とするかは、取引の局面や対象物、評価の目的等によって様ではないが、一般的には「市場価格」（不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価格）が「時価」（公正な評価額）とされる。

「著しく有利な価格」とは、品質や機能、サービス等が他のものと比較して問題なく、かつ、予定価格から勘案しても競争入札に付した場合より、誰が見ても明らかに有利な価格で契約できる場合である。

実務上、該当する事例は極めて少ないと思われるが、予決令で示されている例を借りれば（前ページ参照）、次のような場合が考えられる。

- ある物品を購入するに当たり、特定の業者がその物品を多量に保有しており、そのために他の業者から当該同一物品を購入する場合の価格に比べて著しく有利な価格で契約できる場合

なお、どれぐらいであれば「著しく」有利と言えるのかについては明確な基準があるわけではないので、適用に際しては慎重な判断が求められる。

(第 8 号)

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

一般競争入札の公告、指名競争入札に係る指名通知を行ったが入札者がいない場合、または入札不調で再度の入札に付したが落札者がいない場合に随意契約によることができるとした規定である。いわゆる「不落随意契約」(不落随契)と言われるものであり、改めて競争入札に付す時間的余裕がないときに執行される方法である。

この場合、契約保証金と履行期限以外は、最初の競争入札に付するときに定めた予定価格や品質基準等を変更することはできないものとされている(令 167 の 2②)。

県では、再入札または再々入札に付して落札者がいない場合に「不落随契」によることができることとされている(規則 24③)。

○鹿児島県契約規則第 24 条第 3 項

契約担当者は、一般競争入札又は指名競争入札において再度入札又は再々度入札に付し落札者がいないことによって随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、前項の規定にかかわらず、再度入札又は再々度入札において最低又は最高の価格を入札した者から順次に 1 人ずつ見積書を徴するものとする。

(第 9 号)

落札者が契約を締結しないとき。

実務上はかなり想定しにくいケースではあるが、この号を適用して随意契約とする場合、落札金額の範囲内で契約を締結することが求められ、かつ、履行期限以外は最初の競争入札に付したときに定めた条件を変更することはできないとされている(令 167 の 2③)。

なお、第 8 号と本号による場合は、予定価格または落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格または金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができることとされている(令 167 の 2④)。

## 5. 一般競争入札、指名競争入札、せり売りについて

この監査の対象外ではあるが、随意契約以外の契約について、意義、特徴等を簡単に整理しておきたい。

### (1) 一般競争入札

契約に関する公告をし、一定の資格を有する不特定多数の者をして入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する方法である。

本項冒頭で記載のとおり、この方法が原則とされるのは、公開で行われるため、公平性や機会の均等性などの面で最も優れているとされているからである。反面、他の契約方法に比べて手続が煩雑なため契約担当者の事務負担が大きく、経費がかかること、不良・不適格業者の混入する可能性が高くなること、といった短所も指摘されている。

一般競争入札は、価格のみで競争するため資力や技術力などのない者が落札し、履行の確保に支障を生じるおそれがあることから一定の条件に該当する者を入札に参加させないことができること（令 167 の 4、167 の 5、167 の 5 の 2）、ダンピングの常態化による手抜き工事や安全対策の欠如などの防止を図る観点から「最低制限価格」を設け、これを下回る入札者を落札者としなないことができること（令 167 の 10）、「総合評価方式」により落札者を決定することができること（令 167 の 10 の 2）など入札によることの欠点を補う制度が用意されている。

### (2) 指名競争入札

資力信用その他について適当である特定多数の競争参加者を選んで入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する方法である。

指名競争入札によることができるのは、

- 契約の性質・目的が一般競争入札に適さないとき
- 入札参加者が一般競争入札に付す必要がないと認められるほど少数であるとき
- 一般競争入札に付すことが不利と認められるとき

とされている（令 167）。

この方法により契約を締結するときは、入札に参加できる資格を有する者の中から、入札に参加させようとする者を指名することになるが（令 167 の 12）、入札参加者の資格については、一般競争入札の場合とおおむね同様の定めとなっている（令 167 の 11）。

次ページに一般競争入札との比較で指名競争入札の特徴を記載した。

◆一般競争入札、指名競争入札の意義と特徴

|    | 一般競争入札  | 指名競争入札  |
|----|---|---|
| 意義 | <ul style="list-style-type: none"> <li>契約の必要条件を一般に公告し、一定の資格を有する不特定多数の者を誘引</li> <li>入札で競争させる</li> <li>地方公共団体に最も有利な価格を提示した者と契約</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>技術力、信用その他について適切な特定多数を指名</li> <li>入札で競争させる</li> <li>地方公共団体に最も有利な価格を提示した者と契約</li> </ul>  |
| 特徴 | <ul style="list-style-type: none"> <li>機会均等の原則に則り、透明性、公正性、経済性を最も確保することができる</li> <li>契約担当者の事務負担が大きく、経費がかかる</li> <li>不良、不適格業者が混入する可能性が高い</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>一般競争入札に比べ、不良・不適格業者を排除することができる</li> <li>一般競争入札に比べ、契約担当者の事務負担の軽減や経費の削減を図ることができる</li> <li>指名される者が固定化する傾向がある</li> <li>談合が行われやすい</li> </ul> |

(3) せり売り

契約価格等について多数の者を口頭（挙動）で競争させ、最も有利な価格を申し出た者との間に契約を締結する方法である。この方法は、動産の売払いのうち当該契約の性質がせり売りに適している場合にできるとされている（令 167 の 3）。一般競争契約の一種であるが、参加者が他の参加者の申出価格を知って互いに競い合う点で一般競争入札、指名競争入札とは異なるものである。

地方公共団体の契約実務では、せり売りの事例はあまりないと思われるが、近年、各所で実施されている官公庁による差押物品の公売会<sup>7</sup>やインターネット公売ではせり売り形式による手法が採用されている。ただ、公売は国税徴収法等の規定に則って行われるものであり、その目的は滞納税金を1円でも多く回収することにあるから、自治法及び自治令が定めている趣旨とは異なるものである。

<sup>7</sup> 県（鹿児島地域振興局）では、例年1月下旬に鹿児島市ほか県内市町、鹿児島税務署と合同公売会を実施しており、令和2年1月開催の公売会では、総額で1,140千円の売却金を得られ、滞納税金の回収に充てられている。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を勘案し、開催が見送られている。

◆県の「契約」に関する例規一覧（名称、制定年月日、種別番号）

|                                       |                              |
|---------------------------------------|------------------------------|
| ・議会の議決に付すべき契約に関する条例                   | 昭和 39 年 3 月 30 日 条例第 6 号     |
| ・長期継続契約を締結することができる契約を定める条例            | 平成 17 年 12 月 26 日 条例第 107 号  |
| ・ <b>鹿児島県契約規則</b>                     | 昭和 50 年 3 月 24 日 規則第 23 号    |
| ・物品等又は特定役務の調達手続に関する鹿児島県契約規則の特例を定める規則  | 平成 7 年 12 月 27 日 規則第 87 号    |
| ・政府調達に関する苦情の処理手続                      | 平成 8 年 7 月 5 日 告示第 1083 号    |
| ・鹿児島県政府調達苦情検討委員会設置要綱                  | 平成 8 年 7 月 5 日 告示第 1084 号    |
| ・役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱       | 平成 14 年 11 月 29 日 告示第 1481 号 |
| ・物品調達等入札者等資格者推薦委員会設置規程                | 昭和 39 年 4 月 1 日 訓令第 6 号      |
| ・物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱                | 昭和 52 年 2 月 18 日 告示第 166 号   |
| ・障害者促進雇用企業等からの物品の調達に関する要綱             | 平成 17 年 11 月 29 日 告示第 1806 号 |
| ・庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱           | 平成 2 年 2 月 9 日 告示第 302 号     |
| ・障害者促進雇用企業からの庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達に関する要綱 | 平成 18 年 12 月 26 日 告示第 2005 号 |
| ・物品又は役務の調達等に係る有資格者の指名停止に関する要綱         | 平成 15 年 3 月 28 日 告示第 416 号   |

[http://g-reiki.pref.kagoshima.jp/pref.kagoshima2/reiki\\_taikei/r\\_taikei\\_03\\_02\\_05.html](http://g-reiki.pref.kagoshima.jp/pref.kagoshima2/reiki_taikei/r_taikei_03_02_05.html)

### Ⅲ 随意契約の締結状況と検討した随意契約

#### 1. 県が締結している随意契約の概要

監査実施に先立ち、県が締結している随意契約の概要を把握するため、令和2年6月に知事部局本庁各課を対象として予備調査を行った。

|            |                    |
|------------|--------------------|
| (知事部局本庁各課) | 総務部の各課             |
|            | 企画部の各課             |
|            | PR・観光戦略部の各課        |
|            | 環境林務部の各課           |
|            | くらし保健福祉部の各課        |
|            | 商工労働水産部の各課         |
|            | 農政部の各課             |
|            | 土木部の各課             |
|            | 危機管理防災局の各課         |
|            | 国体・全国障害者スポーツ大会局の各課 |
|            | 出納局の各課             |

調査は各課に『契約概況調べ』を回付し、令和元年度に締結された契約の件数、金額について回答を求めるとともに、随意契約について明細（件名、相手方、金額、随意契約とした理由等）を作成してもらう方法により行った。

また、契約は、次の歳出科目（節）で経理されたものを対象とした。

- ・ 報償費 … 講師謝金、記念品代、各種表彰用品代など
- ・ 需用費 … 印刷製本費、修繕料、医薬材料費など
- ・ 役務費 … 手数料、広告料など
- ・ 委託料 … 各種事務事業の委託に対する経費など
- ・ 使用料及び賃借料 … 会場使用料、車両使用料など
- ・ 工事請負費 … 施設整備工事、施設維持管理工事など
- ・ 原材料費 … 工事材料費、加工用原材料費など
- ・ 公有財産購入費 … 土地購入費、有価証券購入費など
- ・ 備品購入費 … 庁用器具費、機械器具費など
- ・ 扶助費 … 生活保護費、各種手当など

なお、知事部局には本庁各課のほか、鹿児島、南薩、北薩、始良・伊佐、大隅の5地域振興局と熊毛、大島の2支庁があるが、これら部局まで検討範囲を広げるのは、作業に無理があるので、調査の対象からは外した。

以下、予備調査での回答に基づく集計結果である。

### (1) 契約締結方法別の集計結果

契約の締結方法別の件数、金額は次のとおりである。

表1 契約締結方法別の件数、金額

(単位：件、千円)

| 区分                       | 件数           |              | 金額               |              |
|--------------------------|--------------|--------------|------------------|--------------|
|                          |              | 割合           |                  | 割合           |
| 契約全体                     | 5,262        | 100%         | 16,136,109       | 100%         |
| <b>随意契約</b>              | <b>4,437</b> | <b>84.3%</b> | <b>7,516,023</b> | <b>46.6%</b> |
| <b>公益社団法人、公益財団法人との契約</b> | <b>191</b>   | <b>3.6%</b>  | <b>2,272,571</b> | <b>14.1%</b> |
| 一般競争入札                   | 110          | 2.1%         | 3,891,494        | 24.1%        |
| 指名競争入札                   | 687          | 13.1%        | 4,287,427        | 26.6%        |
| その他                      | 28           | 0.5%         | 441,165          | 2.7%         |

表から明らかなように、例外の執行方法であるにもかかわらず、件数、金額とも随意契約が最も多く、特に件数の割合の高さは目を引く。

ただ、4,437件のうち2,755件は出納局管財課調達係の契約であり、各課から調達依頼を受けて購入する「集中調達品」が多いためこのような件数となっているが、金額ベースでは、同係分の占める割合は随意契約全体の1.7%に過ぎない(次ページ)。

一般競争入札、指名競争入札は、金額ベースでは土木部建築課の契約が最も多く、それぞれ17億2,401万円(一般競争入札合計額の44.3%)、19億8,137万円(指名競争入札合計額の46.2%)となっている。工事モノの契約が主体であるため、ある意味、当然といえるかもしれない。

「その他」は、PR・観光戦略部観光課、企画部情報政策課所管の契約が主であるが、詳細は省略する。

## (2) 部局別の集計結果

部局別に仕分けしたものが次の表である。

表2 部局別の件数、金額

(単位：件、千円)

| 部局              | 契約全体  |            | 随意契約  |           |       |
|-----------------|-------|------------|-------|-----------|-------|
|                 | 件数    | 金額         | 件数    | 金額        | 割合    |
| 総務部             | 262   | 1,026,166  | 255   | 971,663   | 12.9% |
| 企画部             | 71    | 559,069    | 60    | 360,676   | 4.8%  |
| PR・観光戦略部        | 198   | 1,201,930  | 150   | 700,285   | 9.3%  |
| 環境林務部           | 140   | 1,480,050  | 104   | 1,255,360 | 16.7% |
| くらし保健福祉部        | 347   | 1,411,592  | 328   | 1,294,412 | 17.2% |
| 商工労働水産部         | 189   | 1,317,995  | 163   | 517,082   | 6.9%  |
| 農政部             | 108   | 217,233    | 97    | 163,887   | 2.2%  |
| 土木部             | 368   | 6,504,257  | 168   | 1,413,549 | 18.8% |
| 危機管理防災局         | 218   | 1,123,952  | 177   | 300,196   | 4.0%  |
| 国体・全国障害者スポーツ大会局 | 3     | 142,101    | 3     | 142,101   | 1.9%  |
| 出納局             | 3,358 | 1,151,764  | 2,932 | 396,812   | 5.3%  |
| 管財課調達係 ※        | 3,153 | 503,556    | 2,755 | 133,011   | 1.7%  |
| 計               | 5,262 | 16,136,109 | 4,437 | 7,516,023 | 100%  |

※管財課調達係の件数は、「集中調達品」のみの数であり、「年間単価契約品」まで入れると 7,902 件となる。また、契約全体の件数(3,153 件)の歳出科目(節)別の内訳は、「報償費」が 101 件、「需用費」が 2,934 件、「備品購入費」が 118 件となっている。

上記の「随意契約」には、「指定管理者」が 17 件(18 施設)、1,297,896 千円(うち管理者が公益社団法人または公益財団法人であるものの額 1,026,671 千円)含まれている。

しかし、指定管理者(制度)は、そもそも適用法令、手続が異なるものであり(法 244 の 2③~⑪)、私法上の契約によって外部委託するいわゆる業務委託などと同じではない。指定管理者の指定は行政処分であり、契約ではないため入札の対象とならない。この点、一部に誤解が見られる。「指定管理者」は、この監査の対象外である。

また、環境林務部の随意契約の中には、県の木材産業等高度化推進資金等に係る資金供給契約(県内金融機関への預託) 434,000 千円、林業振興資金貸借契約(森林組合連合会に対する転貸貸付) 300,000 千円、しいたけ等振興資金貸付(県椎茸農業協同組合に対する貸付) 24,000 千円が含まれている。これらは「貸付金」であり、他の契約とは属性が異なるため検討の対象からは外した。

歳出科目(節)別では「委託料」が圧倒的に多く、随意契約全体で 1,166 件、5,975,033 千円である(ただし、「指定管理者」を含む)。



### (3) 随契契約の適用理由別の件数

随契契約の適用理由別の件数は、次のとおりである。

ただし、出納局管財課調達係分については、件数が非常に多いため、事務作業の都合上、2,755 件のうち 15 件のみを集計に反映させている。同係で調達する用品は、「報償費」、「需用費」、「備品購入費」で購入する物品であるが、各科目で経理されたそれぞれ金額の上位 5 件、合計 15 件について明細の作成を依頼した。

ちなみに、15 件のうち 5 件が第 1 号の適用、10 件が第 2 号の適用であるが、残りの契約もすべて第 1 号または第 2 号であり（調達係へのヒアリングによる）、全体の分布には影響ないものと思われる。

表 3 随意契約の適用理由別の件数

(単位:件)

| 適用理由 (自治令第 167 条の 2 第 1 項の該当号数)       | 件数              | 割合    |
|---------------------------------------|-----------------|-------|
| 第 1 号 (予定価格が規則に定める額を超えないもの)           | 822             | 47.7% |
| 第 2 号 (契約の性質又は目的が競争入札に適しないもの)         | 843             | 48.9% |
| 第 3 号 (障害者支援施設、シルバー人材センター等の契約)        | 11              | 3.4%  |
| 第 4 号 (新規事業分野の開拓事業者との契約)              | 0               |       |
| 第 5 号 (緊急の必要により競争入札に付することができないもの)     | 16              |       |
| 第 6 号 (競争入札に付することが不利と認められるもの)         | 5               |       |
| 第 7 号 (時価に比して著しく有利な価格で契約できるもの)        | 2               |       |
| 第 8 号 (競争入札で入札者がいない又は再度の入札で落札者がいない場合) | 5               |       |
| 第 9 号 (落札者が契約を締結しない場合)                | 0               |       |
| その他 (「指定管理者」、「-」で回答があったもの)            | 19              |       |
| 計                                     | 1,723           |       |
| 「一者随意契約」の回答                           | うち、第 1 号の適用分 ※1 | 395   |
|                                       | うち、第 2 号の適用分 ※2 | 773   |
| 「見積書の徴取なし」の回答                         | 139             |       |

※1 第 2 号との併合適用分は除き、第 3 号、第 5 号との併合適用分を含む。

※2 他の号との併合適用分を含む。

適用号数を併合している回答（第1号と第5号、第2号と第3号など）の契約もいくつかあるため、表1・表2の合計件数との整合性には欠けるが、第1号と第2号でほぼ全数を占めており、第4号<sup>8</sup>と第9号については該当なし、という結果である。

また、一者随意契約については、第2号の適用分が大半を占めているのは契約の性質上当然であるが、第1号による契約分についてもその件数のほぼ半数が一者からの見積書の徴取となっている<sup>9</sup>。

このほか、第2号の適用ではあるが、複数の者から見積書を徴取しているとする回答が39件ある（併合適用分1件を含む）。

---

<sup>8</sup> 随意契約で行う「トライアル発注製品」

予備調査では「第4号」適用の契約は該当なしであったが、県のホームページには契約規則第24条第7項の規定により第4号に基づく随意契約の内容、締結状況等が公表されている。これによると、令和元年度は6件の契約実績がある。

また、令和2年度は5件のトライアル発注製品等が決定して公表されている（更新日：2020年8月5日現在）。

トライアル発注制度について <https://www.pref.kagoshima.jp/af03/toraial.html>

随意契約を行うトライアル発注製品の契約内容等の公表について <https://www.pref.kagoshima.jp/af03/keiyakunaiyou.html>

随意契約を行うトライアル発注製品の契約締結状況の公表について <https://www.pref.kagoshima.jp/af03/31toraiaru.html>

<sup>9</sup> 財務省「公共調達適正化について（平成18年8月25日）」 財計第2017号

5. 内部監査の実施等

(2) 随意契約の重点的監査

② 少額の随意契約

ロ 予決令第99条の6に定める、なるべく二人以上の者から見積書を徴する等の手続を適正に行っていないものは不適切である。

## 2. 検討した随意契約と選定の基準

以上の結果を踏まえ、監査対象として105件の「随意契約」を選定した。このうち、作業を進める過程で「指定管理者」であることが判明したものは対象から外したため、また、時間の都合等で書類の閲覧まで至らなかったものもあったため、検討できたのは97件となった（ただし、「調定取引」2件を含む。）。金額ベースでは、約12億2,000万円である。

対象契約の選定に当たっては、各部局の契約をなるべく網羅できるよう意を払ったが、国体・全国障害者スポーツ大会局分については、選定したものの時間の都合で検討作業に着手できずに終わっている。ちなみに、同局の随意契約額142,101千円のうち141,865千円が「平成31年度国民体育大会派遣業務委託契約」である。

全体的には、くらし保健福祉部所管の契約が最も多いが、これは元々の件数が多いためであり、特に他意はない。

適用号数別では、第1号と第2号のものが必然的に多くなっているが、第1号については契約金額が契約規則の上限額「250万円」（規則24①I）または委託料で「100万円」（規則24①VI）を超えているもの、また、他の号と併合して適用されているものを中心に選定した。

第2号は、他の号適用のものに比べて総じて契約金額が大きいものが多いが、他の号と併合適用されているものは優先的に、また、その他の契約については金額の多寡にはこだわることなく、ランダムに選定した。

第3号、第5号、第6号、第7号及び第8号は、第1号、第2号との併合適用分を含め、金額の多寡にかかわらず可能な限り全件を対象とした。

次ページが、検討した「随意契約」の一覧である。

契約金額の千円未満の端数処理は各課によって必ずしも同じではないが、おおむね四捨五入で処理されている。

《検討した「随意契約」の一覧》

| 契約 No. | 部局  | 課                            | 契約の件名 (内容)                                 | 契約金額 (千円)                                     | 適用号数  |
|--------|---|------------------------------|--|---|-------|
| 1      | 総務  | 人事                           | 令和元年度職員表彰における表彰状入れ筒                        | 64  | 3     |
| 2      |   |                              | 平成31年度鹿児島県職員研修業務委託                         | 54,020  | 2・7   |
| 3      |   | 学事                           | 県法規集電子化推進事業業務委託                            | 4,921   | 2     |
| 4      |   |                              | 財政   | 地方行財政調査会資料                                    | 6,802 |
| 5      |   | 地方公会計標準ソフトウェア運用支援業務委託        |  | 1,032   | 1     |
| 6      |   | 統一的な基準による地方公会計整備支援業務委託       |  | 1,136   | 1     |
| 7      |   | 予算編成システムの運用に係るシステム保守管理業務     |  | 4,318   | 1     |
| 8      |   | 予算編成システムの会計年度任用職員制度対応改修業務    |  | 3,080   | 1     |
| 9      |   | 税務                           |  | 税目別チラシ作成(個人県民税(個人事業税)のあらましチラシ・不動産取得税のあらましチラシ) | 240   |
| 10     |   |                              | 自動車税の納期内納付促進を図ることを目的とする広告業務委託              | 4,320   | 2     |
| 11     |   |                              | 鹿児島県自動車税納税お知らせセンター運用業務委託                   | 5,014   | 2     |
| 12     |   |                              | 平成31年度税務総合システム運用及び維持保守業務委託                 | 58,860  | 2     |
| 13     | 企画  | 情報                           | 業務用パソコンのデータ消去業務委託                          | 1,045   | 8     |
| 14     |   | 地域                           | 平成31年地価調査鑑定評価業務                            | 30,663  | 2     |
| 15     | 観光  | PR                           | トップセールス推進事業(自民党本部前鹿児島物産展における知事トップセールス)業務委託 | 270   | 1・2   |
| 16     |   |                              | トップセールス推進事業(香港四洲集団への知事トップセールス)業務委託         | 1,000   | 1・2   |
| 17     |   |                              | かご食データブック増刷業務委託                            | 487   | 1・2   |
| 18     |   |                              | 上海マーケット開発推進事業業務委託                          | 54,962  | 2     |
| 19     |   | 広報                           | 総合案内所等管理運営業務委託                             | 12,034  | 8     |
| 20     |   | 観光                           | 千貫平自然公園立入防止柵等修繕                            | 490   | 1・5   |
| 21     |   |                              | 大株歩道入口トイレドア修繕                              | 1,432   | 1・5   |
| 22     |   |                              | 錦江台展望公園 排水施設(浄化槽)修繕                        | 606   | 1・5   |
| 23     |   |                              | 大泊野営場排水施設(浄化槽)修繕                           | 297   | 1・5   |
| 24     |   |                              | 県歴史資料センター黎明館 大型ガラス展示ケース解体業務                | 478   | 1・5   |
| 25     |   |                              | 海外プロモーション強化事業(各市場からの誘客強化)業務委託              | 99,819  | 2     |
| 26     |   |                              | 1にぎわい回廊整備設計委託(鹿屋工区)                        | 1,281   | 1・5   |
| 27     |   |                              | 1屋久島登山歩道整備設計委託(1工区)                        | 1,480   | 2・5   |
| 28     |   | 1にぎわい回廊整備設計委託(城山2工区)         | 420  | 2・5   |       |
| 29     | 国際  | 令和元年度鹿児島県海外技術研修員及び県費留学生報告書印刷 | 143  | 3   |       |
| 30     | 環境  | 保全                           | 令和元年度ダイオキシン類常時監視事業に係る大気、水質及び土壌の調査業務        | 2,475   | 8     |
| 31     |   |                              | 自動車騒音常時監視に係る調査業務                           | 495   | 8     |
| 33     | 保健  | 医師                           | 地域枠医学生離島・へき地医療実習等委託業務                      | 4,555   | 6     |
| 34     |   |                              | 地域医療支援センター設置事業業務委託                         | 22,220  | 6     |
| 35     |   |                              | 特定診療科医師派遣事業業務委託                            | 11,359  | 6     |
| 36     |   | 社会                           | 鹿児島県福祉人材センター運営事業業務委託                       | 25,228  | 2     |
| 37     |   |                              | 介護職員チームリーダー養成研修支援事業業務委託                    | 3,181   | 2     |
| 38     |   |                              | 元気高齢者等介護職場インターンシップ事業業務委託                   | 7,890   | 2     |
| 39     |   |                              | 平成31年度鹿児島県被保護世帯法律問題等研修業務委託契約               | 1,153   | 6     |
| 41     |   | 健康                           | がん予防普及啓発事業業務委託                             | 700   | 1・2   |
| 42     |   |                              | 子宮頸がん予防普及啓発事業業務委託                          | 726   | 1・2   |
| 43     |   |                              | 低線量CT肺がん検診結果追跡事業業務委託                       | 867   | 1・2   |
| 44     |   |                              | 行政備蓄用抗インフルエンザウイルス薬イナビル購入                   | 45,898  | 2     |
| 47     |   | 障害                           | ヘルプカード導入事業業務委託                             | 764   | 3     |
| 50     |   |                              | 感染症予防等広報・啓発事業に係るチラシ作成業務委託                  | 1,122   | 5     |
| 51     |   |                              | 生活安心コーディネート事業                              | 4,950   | 2     |
| 52     |   |                              | ひきこもり対策推進事業(ひきこもり地域支援センター)業務委託             | 7,087   | 2     |
| 53     |   | 生活                           | 食品衛生に関する調査指導等の業務                           | 7,548   | 2     |
| 54     |   |                              | 2019年度カネミ油症健康実態調査等                         | 1,029   | —     |
| 55     | 令和元年(平成31年)度「食品を介したダイオキシン類等の人体への影響の把握とその治療法の開発等に関する研究」に係る事業 |                              | 367  | —   |       |
| 56     | 業務  | 動物管理及び動物愛護に関する業務委託           | 81,456                                     | 2   |       |
| 57     |   | 乾燥はぶウマ抗毒素の購入                 | 4,433                                      | 2   |       |
| 58     |   | 平成31年度ハブとの共存に関わる総合調査委託       | 2,874                                      | 2   |       |
| 59     |   | 令和元年度ハブ毒免疫機序応用研究委託           | 7,440                                      | 2   |       |

| 契約 No. | 部局                           | 課                                 | 契約の件名 (内容)   | 契約金額 (千円)                    | 適用号数   |
|--------|------------------------------|-----------------------------------|--|------------------------------|--------|
| 60     | 保健                           | 子ども                               | ひとり親家庭等日常生活支援事業委託  | 611                          | 2・3    |
| 61     |                              |                                   | ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業委託                                     | 5,505                        | 2・3    |
| 62     |                              | 子育て                               | 出会い・結婚相談事業業務委託   | 16,466                       | 2      |
| 63     |                              |                                   | 「子ども食堂みんなで応援シンポジウム」業務委託                                    | 990                          | 5      |
| 64     |                              |                                   | 令和元年度認可外保育施設長等のための運営力向上セミナー事業業務委託                          | 2,403                        | 2      |
| 65     |                              |                                   | 令和元年度鹿児島県保育所等の魅力発信事業業務委託                                   | 3,894                        | 2      |
| 66-1   |                              |                                   | 令和元年度保育士等キャリアアップ研修事業(鹿児島市地区)業務委託                           | 3,957                        | 2      |
| 66-2   |                              |                                   | 令和元年度保育士等キャリアアップ研修事業(熊毛・奄美地区)業務委託                          | 1,410                        | 2      |
| 67     |                              |                                   | 保育教諭研修事業業務委託   | 863                          | 2      |
| 68     |                              |                                   | 放課後児童支援員認定資格研修業務委託   | 4,394                        | 2      |
| 69     |                              |                                   | 子育て支援員研修事業業務委託   | 2,719                        | 2      |
| 70     |                              |                                   | かごしま子ども未来プラン 2020 に係る計画書等製作業務委託                            | 1,885                        | 2      |
| 71     |                              |                                   | 鹿児島県保育士人材バンク WEB サイト構築等業務委託                                | 7,217                        | 2      |
| 72     |                              | 高齢                                | かごしまのシニアお出かけ促進事業に係るリーフレット及びポスター                            | 84                           | 3      |
| 73     |                              |                                   | 高齢者虐待防止リーフレット  | 173                          | 1・3    |
| 74     |                              |                                   | 県有施設除草業務委託   | 1,058                        | 3      |
| 75     |                              |                                   | 介護保険指定事業者台帳等管理システム保守業務委託                                   | 1,924                        | 1      |
| 76     |                              |                                   | 介護事業所キャリアパス構築支援事業業務委託                                      | 4,335                        | 1      |
| 77     |                              |                                   | 外国人介護人材受入支援事業(外国人介護人材集合研修)業務委託                             | 2,952                        | 1      |
| 78     |                              | 商工                                | 商工   | 平成 31 年度食品関連産業経営力アップ支援事業業務委託 | 28,354 |
| 79     | プロフェッショナル人材戦略拠点事業業務委託        |                                   |  | 28,765                       | 2      |
| 80     | 中小                           |                                   | かごしま企業成長促進プログラム事業 業務委託                                     | 4,048                        | 2      |
| 81     | 水産                           |                                   | 平成 31 年度豊かな海づくり総合推進事業に係る種苗生産委託                             | 89,569                       | 2      |
| 82     |                              | 平成 31 年度豊かな海づくり総合推進事業に係る放流用種苗売買契約 | 36,000   | 2                            |        |
| 83     | 農政                           | 農政                                | かごしまの農業の魅力総合PR事業業務   | 7,200                        | 2      |
| 84     |                              | 農村                                | 令和元年度魅力・体験グリーン・ツーリズム推進事業業務委託                               | 1,319                        | 6      |
| 85     |                              |                                   | 国有農地(肝付町前ノ原字原ノ村 4999 番 1)竹払い                               | 207                          | 1・3    |
| 86     |                              | 畜産                                | 平成 31 年度展示商談会出展業務委託  | 1,472                        | 1      |
| 87     |                              |                                   | 平成 31 年度豚産肉能力検定事業に係る現場検定業務委託                               | 1,562                        | 1      |
| 88     |                              |                                   | 令和元年度「かごしま黒豚」販路拡大及び認知度向上業務委託                               | 927                          | 1      |
| 89     |                              |                                   | 死亡牛のBSE検査に係る一時保冷・保管施設等設置に伴う土地の賃貸借契約                        | 871                          | 1      |
| 90     |                              |                                   | 令和元年度死亡牛保管施設(ストックポイント)における冷凍コンテナ(死亡牛保管用)設置に伴う既存コンテナの撤去業務委託 | 110                          | 1      |
| 91     |                              | 土木                                | 監理   | 広幅複写機の賃貸借                    | 193    |
| 92     | 電子入札システム用機器及びソフトウェア等の賃貸借及び保守 |                                   |  | 56,718                       | 2      |
| 93     | 平成 31 年度建設資材市況価格等特別調査業務委託    |                                   |  | 34,292                       | 2      |
| 95     | 砂防                           |                                   | 総合流域防災(砂防設備等緊急改築)業務委託(長寿命化計画整理)                            | 1,836                        | 5      |
| 97     | 建築                           |                                   | 鹿児島中央高校大規模改修(1期)工事実施設計委託                                   | 13,044                       | 2      |
| 98     |                              | 鹿児島市南部地区特別支援学校(仮称)実施設計委託          | 132,000  | 2                            |        |
| 99     | 危機                           | 危機                                | 公用車修理三菱パジェロ 5ドア(鹿児島 800 す 71-97)フロントガラス交換修繕                | 145                          | 5      |
| 100    |                              | 原子                                | 令和元年度鹿児島県原子力防災訓練における県の外国語広報に関する資料作成業務委託                    | 817                          | 1      |
| 101    |                              | 消防                                | 鹿児島県消防・防災ヘリコプター(AW139)の運航管理業務委託                            | 117,720                      | 2      |
| 102    |                              |                                   | 「高校生をはじめとする消防団PR推進事業」に係るクリアファイル制作業務委託                      | 1,067                        | 1      |
| 104    | 出納                           | 会計                                | 会計規則等例規集(令和 2 年 3 月)購入                                     | 1,285                        | 1      |
| 105    |                              | 管財                                | 行政庁舎厨房排水汚泥処理業務委託   | 2,079                        | 8      |
| 計 97 件 |                              |                                   |  | 1,220,971                    |        |

※当初選定した 105 件(No.66-2 を追加で 106 件)の契約について、総務部の契約から順に番号を付し、当該番号で作業の進捗管理を行ったが、「指定管理者」と検討作業に着手できなかった契約についてはリストから外しているため、契約 No. は必ずしも連続していない。また、No.54、No.55 は「調定取引」であり、他の契約とは属性が異なるものである。

### 3. 監査の要点（着眼点）

随意契約による場合も競争の理念に基づき可能な限り複数の者から見積書を徴取して、それらの者の価格を比較検討し、最も有利な価格で見積りをした者を契約の相手方とするのが原則である。

かかる原則を踏まえ、以下の事項を監査の要点として検討を進めた。

#### (1) 根拠法令等の執行伺等への記載の明確性、書類の整備状況等の確認

- 根拠法令、適用理由は執行伺等に明確に記載されているか
- 一連の書類の整備状況、内部承認手続の状況の確認
- 契約書の作成状況、契約内容の検討（規則 28、29①）
- 契約保証金の納付免除の根拠（令 167 の 16、規則 30、33VI、33IX）

#### (2) 随意契約とした理由の合理性、妥当性等の検討

- 適用号数は適切か（令 167 の 2①、規則 24、指針 24）
- 一者随意契約とした理由、説明は明確か
- 契約の相手方としてその相手方しかないか
- 価格の有利性の説明は十分か、具体的で合理性があるか
- 前例や慣例のみで判断されていないか（「過去に実績がある」、「業務に精通している」、「特殊な業務」などといった理由だけでは適当ではない）
- 予定価格の設定（積算）は適切か（規則 11、25）
- 見積書の検討は十分になされているか（規則 24②～）

#### (3) 履行確認の状況の確認

- 契約の本旨に沿った履行がなされているか（法 234 の 2①）
- 契約の成果が得られているか、その検証は行われているか
- 契約の相手方は主要な業務を再委託する実態はないか
- 検査調書作成の有無、業務完了報告書等の確認（規則 46）

## IV 監査の結果

### 1. 結果の総括

契約別の検討結果を踏まえ、最初に全体的な状況について結果の総括を記載する。

#### (1) 根拠法令等の執行何等への記載の明確性、書類の整備状況等

出納局会計課より事務の執行に際してのチェックリスト（「出納員のための契約事務に関するチェックリスト」）や書類の作成に際して留意事項等を示した書面（「会計課において審査確認時によく見られる書類等の不備の事例」）が回付されている。各課ともこれらを参考にしながら事務がなされているようで、随意契約とした根拠法令等の執行何等への記載については特に問題とすべきような事柄は見受けられなかった。

根拠法令等は、執行何等におおむね明確に記載されている。

契約に関する一連の書類は各課とも契約の件名ごとにファイルされており、必要書類等の添付漏れもなく、書類の整備・保管状況はおおむね良好であると認められる。

なお、子細であるが、契約保証金の納付の免除の根拠規定について、「契約規則第 33 条第 1 項第 9 号」と記載している事例がいくつか見受けられた。第 33 条は 1 つの項しかないので「第 1 項」の記載は不要である（会計課からも同様の指摘がなされている。）。

条文の記載に当たっては細心の注意を払っていただきたい。

#### (2) 随意契約とした理由の合理性、妥当性等

自治令第 167 条の 2 第 1 項各号の適用について見られた主な特徴と結果は、次のとおりである。

##### （第 1 号：予定価格が規則に定める額を超えないもの）

本号は、金額による客観基準であるため規則に定める限度額を超えて適用されているものではなく、この点においては特に指摘とするような事柄は見受けられなかった。

ただ、本号を適用した場合は執行何に契約規則第 24 条第 1 項の該当号数を併せて記載するようにされているが、一部の契約において適用の仕方に混同が見られるものがあり、これらについては内容の十分な吟味と細心の注意が求められるところである。

また、金額基準であるが故に、他の号（第 2 号、第 3 号及び第 5 号）と併合適用されているものも少なからずあったが、これらについてはいずれを主たる根拠に随意契約としたものかがわかりにくい。

該当する号数、あるいは適用可能な号数を執行何に全て記載しておく、とするのも手続的には間違いではないと思うが、本号が契約事務の簡素化、効率化の観点から設けられた規定であることを考えれば、金額でクリアできるもの（もちろん、競争性が考慮された上でのことである。）に敢えて他の号の適用を理由づけて説明する必要はないものとする。併合記載したがために、かえってやぶへびになっている事例がいくつかあった。随意契約が例外の執行方法であるという基本に立てば、適用は一つとする方がわかりやすい。

会計課からも同じような考え方が示されているようであるが（会計事務質疑応答集令和2年4月）、課によって適用の仕方、解釈が必ずしも同じではないようなので、庁内で統一的理解と取扱いがなされるようにする必要がある。

## （第2号：契約の性質又は目的が競争入札に適しないもの）

### 〔1〕 契約指針第24条関係第2項について

本号適用による契約については、執行伺に契約指針第24条関係第2項に掲げる13項目のうち該当する号数を併せて記載するようにされている。

ただ、今回検討した範囲では、どの契約も「第3号」（…公益社団法人又は公益財団法人…と直接契約を締結するとき）または「第13号」（**特殊の性質**を有する品物を買入れ、若しくは契約について**特別の目的**があることにより品物の**買入れ先が特定**されているとき、又は**特殊の技術**を必要とするとき）のいずれかの適用となっており（ほとんどが第13号であるが）、他の号が適用されているものはなかった。

第3号については、相手方を法人の種類で客観的に判断できるため、適用に当たっての解釈に無理が生じることはあまりないと思うが、第13号については、「特殊」の内容が明確ではないこともあり、相手方選定における説明の仕方、または解釈において無理があると思われるような契約が少なからず見受けられた。これは、現行の契約指針に第13号以外には適合できるような例が示されていないことに理由があると思われる。理屈としては多少無理があったとしても他に適合する項目がなければ第13号に適合させるような書きぶりにならざるを得ないところがある。

随意契約が例外の執行方法であることに鑑みれば、例示を増やすことには異論もあるかもしれないが、内容が今の実務に合っていない部分があるのであれば、規則の見直しを含めた弾力的な対応も必要かと考える。

### 〔2〕 企画競争（企画提案公募）方式について

企画競争（企画提案公募）方式は、公募または指名により複数の者からその目的に合致した企画を提案してもらい、その中から企画・提案能力のある者を選定する方法である。選定後は、企画書・提案書選定の時点ですでに競争が終了しているとの考え方から随意契約により契約が締結されている。

今回検討した契約にも企画競争方式を採用しているものがいくつかあった。この方式による場合は、各課で予め定められた審査会規程（または要綱）に基づき、審査員が所定の審査票に点数を記入する形で審査が行われており、評価（評点）が最も高かった応募者が相手方として選定されている。審査は画一的に行われている点において、手続は適正なものだと判断される。

ただ、現状ではいずれの審査においても議事録が作成されていないので、審査に要した時間や各審査員の評価の根拠、また、どのような議論が交わされたか等が明らかではない。

規則上は議事録の作成は要求されていないが、審査過程の透明性を確保し、責任の所在を明らかにしておく観点からは、これを作成し、残しておくことが望ましいと考える。



本号の結果のまとめとして、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」についての最高裁の判例があるので記載しておきたい。

少し長いですが、各課において本号を適用する場合の考え方の参考になればと思う。

「普通地方公共団体が契約を締結するに当たり、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに対応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定し、その者との間で契約を締結するという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も本法施行令第167条の2第1項第2号に掲げる場合に該当するものと解すべきである。そして、右のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている法令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。」（最高裁 昭和62年3月20日判決）

### （第3号：障害者支援施設、シルバー人材センター等との契約）

規定の趣旨上、本号適用による契約の相手方は社会福祉法人またはその関連法人が主であるが、総じて契約金額が少額または軽微なものが多いのが特徴である。これは、契約の内容が物品の買入れまたは役務の提供に限られていることによると思われる。

本号を適用した場合は、契約の原則である機会均等、透明性、公正性確保の観点から、契約締結の前と後において契約の内容、契約の相手方の決定方法、選定基準、契約の締結状況等を「公表」（鹿児島県公報への登載、インターネットの利用等）することとされている（規則24⑦、指針24⑥～⑬）。

公表の実施状況を確認するため、鹿児島県公報目録の平成31年1月分から令和2年4月分までを調べてみたが、該当する件名は掲載されていなかった。県のホームページへの掲載状況も同様である。よって、第3号該当の随意契約について公表の手続はなされていないと判断される。事務が規則から外れているので、速やかに善処されたい。

契約指針で「公表の手続は、政策目的により当該契約を推進する部局においてとりまとめることができるものとする。」とされている（指針24⑥）。県の場合、政策目的を推進する部局は「くらし保健福祉部」になるかと思うので、同部が主導して手続を進めていただきたい。

なお、県内自治体では、薩摩川内市、垂水市がホームページで第3号該当の随意契約について公表しており、手続の参考になると思われる。

#### (第5号：緊急の必要により競争入札に付することができないもの)

本号を適用する場合は、事態が「緊急の必要にあること」と「競争入札に付するときには契約の目的を達することができなくなること」の二つの要件を備えているかどうか判断のポイントとなる。

件数自体は多くはなかったが、第5号とされた理由を見ると、いずれも緊急の必要性の有無からのみの判断となっており、競争入札に付するときには契約の目的を達することができなくなるという視点からの検討が欠けているようである。

また、「緊急」の捉え方や解釈が担当者によってまちまちであり、「早急」や「早期」と同義で捉えているような事例もあり、総じて「緊急の必要」には当たらないと判断されるものが多い。

現状では、第5号の適用について県としての具体的な考え方や指針などは示されていないので、担当者によって解釈や判断が異なるのは仕方がない面がある。

本号が適用されるような場面は今後もあまり多くないのかもしれないが、担当者が迷うことなく、画一的な事務が執行できるようにするためにも、判断の拠り所とできるようなガイドラインや事例を示してほしいところである。

#### (第6号：競争入札に付することが不利と認められるもの)

予備調査の回答では本号適用の契約は5件あったが、実際にはそのうちの4件は第2号適用のものであり、本号を理由とするものは1件だけであった。ただ、作業の過程で第2号と併合適用されているものが新たに1件あったので、検討は2件となった。

2件だけを見て全体を評価することは適当ではないので、具体的な内容については契約別の検討結果を参照されたい。

#### (第7号：時価に比して著しく有利な価格で契約できるもの)

本号を適用した契約は2件あり、うち1件は第2号との併合適用であった。

第6号と同様、2件だけを見て全体を評価するには足りないが、ただ、2件のいずれもが「安価」であることをもって本号が適用されている。

しかし、本号を適用する場合は、「時価」を客観的に示すことが先ずは必要であり、その上で、その時価と比べて「著しく」有利（安価）であることを具体的に説明できるものでなければならない。

どれぐらいであれば「著しく」と言えるのかは明確な基準があるわけではないが、たとえば、税や会計の実務では、資産の時価が帳簿価額のおおむね50%相当額を下回る場合は「著しい」価額の低下とされており（法人税基本通達9-1-7、「公益法人会計基準」の運用指針11.(1)など）、適用する場合には考え方の目安にはなるかと思われる。

ただ、著しいかどうかの判定は横に置くとしても、「他と比べて安価」であるかどうかは、本来、入札により検証されるものであり、本号が適用されるような場面は、実際にはかなり想定しにくいものがある。

**(第8号：競争入札で入札者がいない場合又は再度の入札で落札者がいない場合)**

本号適用の契約5件について全件検討したが、いずれも不落随意契約とされた経緯と手続に問題はなく、総じて事務は適正に執行されている。

なお、当初一般競争入札に付されたが入札参加者が一者しかなかったという事例が2件あった。一般競争入札におけるこのような場合については、工事概要や入札参加資格が公告により明らかにされており、入札参加意欲のある者の入札参加機会は確保されていることから、たとえ一者であっても競争性は確保されているとの考え方から、入札（再入札、再々入札も同じ）は有効なものとして扱われる（参考：ぎょうせい「地方財務実務提要」第2巻）。県でもこの考え方に沿って事務がなされている。

**(3) 履行確認の状況**

相手方からの業務完了報告書等の徴取や検査調書の作成、その他必要書類の添付については漏れなくなされており、体裁面での不備は見受けられなかった。

しかし、たとえば、実績報告書の金額の合計が合っていないにもかかわらず、検査合格とされているものや、詳細に事業費の積算をしているにもかかわらず、積算の内容とはほとんど関係がない形で実績が報告されているものがあるなど、表面的な検認だけで内容の確認と検証が十分ではないと判断されるものもいくつか見受けられた。

公金の使途についての説明責任を果たせるよう、留意して事務に当たっていただきたい。

## 2. 契約別の検討結果

### (1) 指摘と意見

事務の執行が法令・規則に準拠して行われていない、または法令・規則の適用、解釈において誤りがあると判断されるもの、その他形式的な不備等（軽微なものは除く）については【指摘】として記載している。

指摘は全部で9件であり、その内容と該当の契約は次のとおりである。

- |                        |                             |
|------------------------|-----------------------------|
| ・ 第3号該当契約の鹿児島県公報への公表漏れ | 4件(No.29、No.47、No.72、No.74) |
| ・ 適用号数の誤りまたは検討不足等による混同 | 3件(No.1、No.9、No.60・61)      |
| ・ 消費税率の改正に関連した手続等の誤り   | 2件(No.53、No.88)             |

事務の有効性、効率性、経済性の観点から工夫や改善に向けて検討すべきまたは検討の余地があると判断されるもの、また、随意契約の理由について見直しまたは工夫が必要と判断されるものについては（意見）として記載している。

意見は45件であり、随意契約の理由に関するものが多い。個別の内容については、各契約を参照していただきたい。

### (2) 消費税について

消費税については、令和元年10月1日に税率が改正され、それまでの8%から10%に引き上げられている。

この改正に関し、平成31年3月29日付で出納局会計課長より「消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う鹿児島県契約規則及び鹿児島県契約規則施行指針の取扱いについて（通知）」が出され、通知の対象となる契約、契約規則・契約指針の取扱い等について周知が図られている。併せて、契約規則・契約指針の一部改正が行われている。

更に、令和元年8月6日付で同課企画指導係長より「消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う変更契約等に係る留意事項について（通知）」が出され、契約期間が同年10月1日をまたがる場合等で、当初契約では8%で契約していたが、10月1日以降に新税率が適用されるため変更契約が必要な契約について、適切な処理をするよう要請がなされている。

このほか、工事等については、国から「消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う直轄工事等の取扱いについて」（平成31年3月26日大臣官房地方課長、平成31年3月27日国土交通省土地・建設産業局建設業課長など）等の通知も出されている。

今回、検討の対象とした契約も令和元年10月1日付で変更契約が締結されているものが多かったが、閲覧した範囲では、おおむね各課とも通知に沿って変更契約が締結されており、全体として事務は適正に行われているものと認められた。

《検討の進め方》

各契約の要点を画一的に示し、他の契約との比較をし易くするため、共通フォームとして下記様式の表を作成し、これに情報を埋めていく形で検討を進めた。

随意契約の適用号数については、予備調査での回答と執行同等の書類に記載されている号数とが整合していない、または異なっている契約が少なからずあったが（理由は調査していない。）、監査上は執行同等の書類に記載された号数（執行方法）に基づいて検討を行っている。

表の「契約金額」は、契約期間中に金額の変更契約がなされたものは変更後の額である。

また、「関連書類の添付等」は、書類の作成が省略されているもの、または契約保証金の納付が免除されているものは、その根拠規定を記載している。

| 契約 No.           | 契約の件名                        |               |  |
|------------------|------------------------------|---------------|--|
| 担当課（予算主務課）       |                              | 支出負担行為番号      |  |
| 契約金額             |                              | 歳出科目（節）       |  |
| 契約の相手方           |                              |               |  |
| 令 167 の 2① の適用号数 | ※予備調査での回答号数を記載している。          |               |  |
| 随意契約とした理由        | ※執行同等に記載の執行方法（根拠法令等）を記載している。 |               |  |
| 相手方の決定方法         | ※一者随意契約かそれ以外かの区別を示している。      |               |  |
| 見積書の徴取           | ※見積書の徴取の有無を示している。            |               |  |
| 関連書類の添付等         | 予定価格調書                       | ※作成の有無を示している。 |  |
|                  | 契約書の作成                       | ※作成の有無を示している。 |  |
|                  | 契約保証金の納付                     | ※納付の有無を示している。 |  |
|                  | 検査調書の作成                      | ※作成の有無を示している。 |  |
| その他参考となる事項       | ※変更契約の有無等、必要に応じて補足事項を記載している。 |               |  |

以下、契約別の検討結果である。

記載している契約金額等は、特に断りのない限り、消費税込みである。

## 総務部の随意契約

| No.1            | 令和元年度職員表彰における表彰状入れ筒   |  |                |
|-----------------|---|--|----------------|
| 担当課(予算主務課)      | 人事課   | 支出負担行為番号   | 044066401      |
| 契約金額            | 63,800 円  | 歳出科目(節)  | 報償費            |
| 契約の相手方          | 合同会社貴静里   |  |                |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input checked="" type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |                |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号   |  |                |
| 相手方の決定方法        | <input type="checkbox"/> 一者随契 <input checked="" type="checkbox"/> その他   |  |                |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |                |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 11④ (規則 25) |
|                 | 契約書の作成  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 29①         |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 33VI        |
|                 | 検査調書の作成   | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 46①         |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注起案日：令和元年 10 月 23 日</li> <li>・見積書提出日：令和元年 10 月 24 日</li> <li>・納入期限日（納品日）：令和元年 10 月 25 日</li> </ul>   |  |                |

第 3 号適用のため監査の対象とした。

件名のとおり、職員表彰の表彰状を入れる筒（220 本）の購入契約であり、相手方については障害者就労施設等の受注の機会を確保するため、障害者優先調達推進法第 2 条の規定に基づく障害者就労施設等の中から選定されている。

発注の起案から納品までわずか 2 日と異例とも言える早さであるが、軽微な額とはいえ、二者による見積合わせが行われ、価格の競争性が確保されている点は適正である。

### [指摘 1] 適用号数の誤りについて

第 3 号による場合は、あらかじめ契約の発注見通しを公表(鹿児島県公報への登載)するとともに、契約締結の前に契約の内容、相手方の決定方法・選定基準等を、また、契約締結の後に契約の締結状況を公表することとされている（規則 24⑦、指針 24⑥～⑬）。

この手続の実施状況について担当者に照会したところ、本件の適用号数は「第 1 号」（少額の随意契約）の誤りであり、公表はしていない、との回答であった。

起案から取引完了まで間がなかったという事情によるところが大なのかもしれないが、結果的に、適用すべき規則等の吟味と検討が十分ではなかったということになる。

金額の多寡に関係なく、事務の執行に当たっては細心の注意が必要である。

| No.2            | 平成 31 年度鹿児島県職員研修業務委託   |  |           |
|-----------------|--|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 人事課  | 支出負担行為番号   | 000702601 |
| 契約金額            | 54,019,593 円   | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 公益財団法人鹿児島県市町村振興協会  |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input checked="" type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 7 号並びに県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項第 3 号に該当  |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他  |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし   |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約保証金の納付   | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則 33IX |           |
|                 | 検査調書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初契約金額：53,524,000 円</li> <li>・令和元年 10 月 1 日付で消費税率改正に伴う変更契約あり。</li> <li>・委託料は四半期毎に完了検査を行い 1/4 ずつ支払われている。</li> </ul>   |  |           |

第 2 号と第 7 号の併合適用のため監査の対象とした。

本件は、県職員数の縮減や予算の削減等の厳しい環境の中で、県の組織力の維持・発展を図っていく観点から、職員の資質向上と士気の高揚、公務員倫理の徹底、自主的な能力開発の推進などを重点目標とした研修の実施に係る業務委託である。対象者は新規採用職員、中堅職員、係長以上の管理監督者、新規再任用予定職員であり、階層別にカリキュラムが生まれ、おおむね 1 年をかけて研修が実施されている。

本事業は、平成 19 年度から公益財団法人鹿児島県市町村振興協会（以下、「協会」という。）に継続して業務が委託されている。

契約に係る内部の承認手続や関係書類の整備状況、履行確認の状況等については特に問題はなく、全体として事務は適正であると判断される。

#### ・第 2 号の適用理由について

第 2 号に該当する理由として、協会が平成 19 年度から県下すべての市町村職員研修を実施していることから、同協会に委託することにより、県職員研修と市町村研修との一元化が可能になることが挙げられている。

しかし、一元化が可能になるから「競争入札に適しないもの」に当たるのではなく、契約の性質または目的が競争入札に適さないため相手方が特定される結果、一元化になる可能性があるわけであり、理屈としては逆である。

また、契約指針第 24 条関係第 2 項第 3 号が併記されているのは、協会が「公益財団法人」であるからであるが、このことは一元化が可能になることとの関係性はない。

第2号の適用理由については、契約指針第24条関係第2項第3号に該当するというところで説明が足り、一元化の可能性を云々するよりこちらの方が明快である。

#### (意見1) 第7号の適用について

第7号(時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき)が併合適用されているのは、協会が研修所を所有しており、業務の一つとして市町村職員の研修も行っているため、スケールメリットにより、他の民間団体等に委託するよりも安価で業務委託が可能であるとの理由による。

相手方の選定に当たって価格の有利不利が考慮されている点は評価できる。しかし、「安価」と「時価に比して著しく有利な価格」とは同義ではない。本号を理由とするのであれば、まずは「時価」を示す必要があり、その時価と比べて「著しく」有利であることを具体的に説明できるものでなければならない。

本件の場合、仮に「時価」を示すとすれば、他の複数の民間団体等が同じ条件で同じ内容の研修を実施するとした場合の受託料の平均になるかと思うが、その価格と比べて「著しく」安いということであれば本号を適用することも可能ではある。しかし、現実的ではない。

そもそも、市場価格や相場がある土地や債券、金などの購入等の場合と異なり、「時価」を想定しにくい業務委託に第7号を適用するのは無理があると思われる。スケールメリットがあるというのであれば、むしろ「第6号」(競争入札に付することが不利と認められるとき)の方がより実情に即しているのではないか。

いずれにしろ、本件に第7号を適用するのは適当ではないし、第2号との併合適用も理論的に整合するものではない。

随意契約とする理由は第2号で足り、契約指針第24条関係第2項第3号に該当するものということによいと思う。



| No.3            | 県法規集電子化推進事業業務委託   |  |           |
|-----------------|---|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 学事法制課   | 支出負担行為番号   | 000325301 |
| 契約金額            | 4,921,400 円   | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 株式会社ぎょうせい   |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法第 234 条第 2 項、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び鹿児島県契約規則施行指針第 24 条関係(13)   |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則 33IX |           |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初契約金額：4,831,920 円</li> <li>・令和元年 10 月 1 日付で消費税率改正に伴う変更契約あり。</li> </ul>   |  |           |

本件は、平成 14 年度県法規集電子化推進事業により導入した鹿児島県例規データベースシステムのプログラム更新作業や保守業務の委託を行うための契約である。

委託業務終了届によると、鹿児島県例規集追録業務及び鹿児島県例規集データ更新業務はいずれも各 4 回ずつ定期的実施されていた。

このデータベースシステムは、株式会社ぎょうせいが開発したシステムであるためその内容を熟知しており法規の専門的知識などを持ち合わせているという理由は、競争入札には馴染まないとする自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の該当理由として妥当である。

契約に係る内部の承認手続や関係書類の整備状況、履行確認の状況等については特に問題はなく、事務は適正であると判断される。

なお、推薦委員会会議録に「鹿児島県契約規則施行指針第 24 条関係(13)」と記載されているが、正確には「鹿児島県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項(13)」である。

| No.4         | 地方行財政調査会資料  |   |           |
|--------------|---|---|-----------|
| 担当課(予算主務課)   | 財政課   | 支出負担行為番号  | 000136001 |
| 契約金額         | 6,801,600円  | 歳出科目(節)   | 需用費       |
| 契約の相手方       | 株式会社時事通信社   |   |           |
| 令167の2①の適用号数 | <input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |   |           |
| 随意契約とした理由    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、鹿児島県契約規則施行令指針第24条関係第2項第13号  |   |           |
| 相手方の決定方法     | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |   |           |
| 見積書の徴取       | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |   |           |
| 関連書類の添付等     | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし        |           |
|              | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし        |           |
|              | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則33①Ⅲ |           |
|              | 検査調書の作成   | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則46①  |           |
| その他参考となる事項   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初契約金額：6,739,200円</li> <li>・令和元年10月1日付で消費税率改正に伴う変更契約あり。</li> <li>・売買契約であるため印紙税は非課税となっている。</li> </ul>  |   |           |

| No.5         | 地方公会計標準ソフトウェア運用支援業務委託   |          |           |
|--------------|---|----------|-----------|
| 担当課(予算主務課)   | 財政課   | 支出負担行為番号 | 001241101 |
| 契約金額         | 1,031,690円  | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方       | 株式会社鹿児島頭脳センター   |          |           |
| 令167の2①の適用号数 | <input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |          |           |
| その他参考となる事項   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初契約金額：1,012,932円</li> <li>・令和元年10月1日付で消費税率改正に伴う変更契約あり。</li> </ul>  |          |           |

| No.6         | 統一的な基準による地方公会計整備支援業務委託  |          |           |
|--------------|---|----------|-----------|
| 担当課(予算主務課)   | 財政課   | 支出負担行為番号 | 001717201 |
| 契約金額         | 1,135,879円  | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方       | EY 新日本有限責任監査法人 福岡事務所  |          |           |
| 令167の2①の適用号数 | <input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |          |           |
| その他参考となる事項   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初契約金額：1,115,227円</li> <li>・令和元年10月1日付で消費税率改正に伴う変更契約あり。</li> </ul>  |          |           |

※No.5、No.6の「随意契約とした理由」～「関連書類の添付等」はNo.4と同様のため記載は省略した(契約保証金納付の免除の根拠規定のみ規則33IX)。

第1号適用にもかかわらず契約金額が契約規則に定める上限額(規則24①IまたはVI)を超えていたため監査の対象としたが、いずれも第2号適用の契約である。

No. 4 は、行政に関する実例・中央の動向・都道府県独自の企画など、行政実務に役立つデータを収めている地方行財政調査会資料の購入契約である。

代金は3ヵ月毎に4分の1を請求できるとされており（契約書第6条）、令和元年9月までの納入分は旧税率8%で、10月以降納入分は10%でそれぞれ計算されており、変更後の契約総額は適正であった。

No. 5 は、歳出科目や所属コード等により仕訳するためのマスタデータの更新等を行う業務に関する契約である

No. 6 は、固定資産台帳の整備及び複式簿記の導入を前提とした統一的な基準による地方公会計の整備等に関する業務支援委託する契約である。

3件とも契約に係る内部の承認手続や関係書類の整備状況、履行確認の状況等については特に問題はなく、全体として事務は適正であると判断される。

#### **（意見2）地方行財政調査会資料の有用性の検証について**

No. 4 の地方行財政調査会資料は、確かに特殊な情報であり他に同種の情報は無いのかもしれないが、そもそも、この資料がどれほど業務の遂行に際し役立っているのかという点に関し、定期的な検証を行う必要はあるかと思われる。

| No.7            | 予算編成システムの運用に係るシステム保守管理業務  |  |           |
|-----------------|---|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 財政課   | 支出負担行為番号   | 002077001 |
| 契約金額            | 4,317,280 円   | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ九州  |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法第 234 条第 2 項、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び鹿児島県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項第 13 号  |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則 33IX |           |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年 10 月 1 日付で消費税率改正に伴う変更契約あり。</li> <li>・サーバー保全管理業務等について再委託がなされている。</li> </ul>   |  |           |

| No.8            | 予算編成システムの会計年度任用職員制度対応改修業務   |          |           |
|-----------------|---|----------|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 財政課   | 支出負担行為番号 | 032895701 |
| 契約金額            | 3,080,000 円   | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ九州  |          |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |          |           |
| その他参考となる事項      | 契約日：令和元年 10 月 1 日   |          |           |

※「随意契約とした理由」～「関連書類の添付等」は No.7 と同様のため記載は省略した。

第 1 号適用にもかかわらず契約金額が契約規則に定める上限額（250 万円）を超えていたため監査の対象としたが、いずれも第 2 号適用の契約である。

県が現在使用している予算編成システムは、平成 7 年度から平成 9 年度にかけてエヌ・ティ・ティ・データ九州社に開発を委託したものである。その後、クライアントサーバー方式によるシステム管理者及び利用者の事務的負担等を解消することを目的に、平成 26 年度から平成 27 年 9 月末にかけて WEB 化や機能改善を図る再開発が実施され、平成 27 年 10 月から本格稼働しているものである。

No. 7 の契約で、業務が一部再委託されているのは、同社が福岡市にあり、業務問い合わせやサーバーの保全管理等の実施にあたり迅速な対応ができない場合もあることから、これらに対処するため鹿児島市内に事業所を置く業者に任せていることによる。

随意契約の理由は第 2 号で適当であると判断される。

・再委託料の実支払額の検証または確認について

「再委託（変更等）承諾申請書」によると、再委託先への支払い額（予定）は契約金額の21.4%とされている。これを業務完了後に提出された工数実績で見た場合、合計工数74人日に対し、再委託先の工数は18.1人日、割合にして24.4%であり、比率から見る限り、支払い額はおおむね妥当と考えられる。

ただし、再委託料の実支払い額については、担当課では、現状、特に検証または確認はされていないとのことであり、この点、検討の余地はあるかと思われる。

| No.9         | 税目別チラシ作成(個人県民税(個人事業税)のあらしチラシ・不動産取得税のあらしチラシ)  |  |             |
|--------------|--|--|-------------|
| 担当課(予算主務課)   | 税務課  | 支出負担行為番号   | 008606901   |
| 契約金額         | 240,181円   | 歳出科目(節)  | 需用費         |
| 契約の相手方       | 社会福祉法人慶生会  |  |             |
| 令167の2①の適用号数 | <input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input checked="" type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |             |
| 随意契約とした理由    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、第3号及び鹿児島県契約規則第24条第1項第2号による   |  |             |
| 相手方の決定方法     | <input type="checkbox"/> 一者随契 <input checked="" type="checkbox"/> その他  |  |             |
| 見積書の徴取       | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし   |  |             |
| 関連書類の添付等     | 予定価格調書   | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則11④(規則25) |
|              | 契約書の作成   | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則29①       |
|              | 契約保証金の納付   | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則33VI      |
|              | 検査調書の作成  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則46①       |
| その他参考となる事項   |  |  |             |

第3号適用のため監査の対象とした。

件名のとおり、「個人県民税(個人事業税)のあらし」のチラシ(20,500枚)と「不動産取得税のあらし」のチラシ(53,800枚)の作成である。

No.1の契約と同様、相手方については障害者就労施設等の受注の機会を確保するため、障害者優先調達推進法第2条の規定に基づく障害者就労施設等の中から選定されている。

#### [指摘2] 適用号数の誤りについて

執行伺では第1号と併合適用となっているため、併合適用の理由と第3号による公表手続の有無について聞いたところ、第3号ではなく第1号、また、契約規則第24条第1項の適用号数も第2号(財産の買入れ160万円)ではなく「第1号」(工事又は製造の請負250万円)の誤りであった、との回答を得た。

随意契約の理由としては第1号で問題はないのであるが、適用すべき規則の吟味と検討が十分ではないと判断される。

事務の執行に当たっては細心の注意が必要である。

|                 |   |  |           |
|-----------------|---|--|-----------|
| No.10           | 自動車税の納期内納付促進を図ることを目的とする広告業務委託   |  |           |
| 担当課(予算主務課)      | 税務課   | 支出負担行為番号   | 000102801 |
| 契約金額            | 4,320,000 円   | 歳出科目(節)  | 委託費       |
| 契約の相手方          | 株式会社西広 鹿児島支社  |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び鹿児島県契約規則施行指針第 24 条第 13 号   |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input type="checkbox"/> 一者随契 <input checked="" type="checkbox"/> その他 企画競争(企画提案公募)  |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 33IX   |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
| その他参考となる事項      | 履行期限：令和元年 6 月 14 日  |  |           |

本件は、電波媒体での広報政策・放送等は特殊な技術を要すること、また、広告は企画により効果が左右されるため、企画競争方式が採用され、選定基準を満たす 15 の業者に事前説明を行ったうえで選定業者と契約が締結されている。

具体的な契約内容は、ポスター作製及び配布(5,400 枚)、テレビ CM(4 局 68 本)、ラジオスポット(3 局合計 48 本)の製作及び放送、店舗用広報 CD(5 枚)の作成、広報車用広告 CD(20 枚)の作成及び天文館ビジョン広告である。

契約に係る内部の承認手続や関係書類の整備状況、履行確認の状況等については特に問題はなく、全体として事務は適正であると判断される。

|                 |   |  |           |
|-----------------|---|--|-----------|
| No.11           | 鹿児島県自動車税納税お知らせセンター運用業務委託  |  |           |
| 担当課（予算主務課）      | 税務課   | 支出負担行為番号   | 004746001 |
| 契約金額            | 5,014,000 円   | 歳出科目（節）  | 委託費       |
| 契約の相手方          | 株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアウト 九州支店   |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び鹿児島県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項第 13 号  |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input type="checkbox"/> 一者随契 <input checked="" type="checkbox"/> その他 企画競争（企画提案公募）  |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 33IX   |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
| その他参考となる事項      | 履行期限：令和元年 9 月 30 日  |  |           |

一般的に、コールセンター業務は受託する業者の実績やノウハウ、業務構築方法等により効率的な運営や障害時の対応、個人情報保護の徹底を含め、実務効率が大きく左右されることから企画競争を実施した上で随意契約としている。

推薦委員会において、選定条件を充たし仕様書の履行が可能を思われる 3 社による企画内容競争で相手方を選定することとしていた。しかし、2 社が進行中である他業務との関係から十分な時間とスペースを確保することが困難であるとの理由等により参加を辞退する旨の申出があったため、1 社による企画提案となっている。

契約に係る内部の承認手続や関係書類の整備状況、履行確認の状況等については特に問題はなく、全体として事務は適正であると判断される。



| No.12           | 平成 31 年度税務総合システム運用及び維持保守業務委託  |  |           |
|-----------------|---|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 税務課   | 支出負担行為番号   | 000170701 |
| 契約金額            | 58,860,000 円  | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 富士通株式会社 鹿児島支店   |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び鹿児島県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項第 13 号(特殊の技能を必要とし、競争入札に適しない)  |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 33IX   |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 四半期毎に業務の検査と委託料の支払いが行われている。</li> <li>・ 令和元年 10 月 1 日付で消費税率改正に伴う変更契約あり。</li> <li>・ 連結決算対象関連会社に業務の一部が再委託されている。</li> </ul>   |  |           |

本件は、税務総合システムの運用業務と維持保守業務の委託であり、運用業務に係る契約金額が 12,972 千円、維持保守業務分が 45,722 千円となっている（当初契約額）。

随意契約の適用理由は第 2 号で妥当である。

### (意見 3) 再委託の承認理由について

再委託の承認理由が「…昨年度も実施されている当委託の再委託先として従事しており、税務総合システムについて熟知していると共に、確実かつ誠実に業務を遂行している。」からとされている。

しかし、この理由は前例や過去の実績を重視しての再委託の承認であることが色濃く感じられるものであり、「特殊の技能を必要とし、競争入札に適しない」として相手方を選定した理由と整合性を欠くものとなっている<sup>10</sup>。

再委託の承認に際しては、相手方選定の理由と整合性があるものとしておく必要がある。

<sup>10</sup> 財務省「公共調達最適化について（平成 18 年 8 月 25 日）」 財計第 2017 号

#### 2. 再委託の適正化を図るための措置

##### (2) 再委託の承認（抜粋）

…なお、契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有することから「競争を許さない」として随意契約を締結したもののについて、承認を行う場合には、随意契約によることとした理由と不整合とならないか特に留意しなければならない。

## 企画部の随意契約

| No.13           | 業務用パソコンのデータ消去業務委託   |   |           |
|-----------------|---|---|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 情報政策課   | 支出負担行為番号  | 045942001 |
| 契約金額            | 1,045,000 円   | 歳出科目(節)   | 委託料       |
| 契約の相手方          | 株式会社梅コンサル   |   |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input checked="" type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |   |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約にて執行(入札執行調書の欄外に記載)   |   |           |
| 相手方の決定方法        | <input type="checkbox"/> 一者随契 <input checked="" type="checkbox"/> その他   当初一般競争入札  |   |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |   |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし          |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし          |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし   規則 33Ⅹ |           |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし          |           |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札価格：1,330,000 円</li> <li>・ 再入札価格：1,230,000 円</li> <li>・ 再々入札価格：1,130,000 円</li> </ul>   |   |           |

第 8 号適用のため監査の対象とした。

本件は、当初一般競争入札に付されたが、入札参加者がこの相手方だけであり、3 回の入札を経てもなお価格が合わなかったため、「不落随契」とされたものである。

入札参加者は一者であったものの、概要や入札参加資格を公告により明らかにしており、入札参加意欲のある者の入札参加機会は確保されている。

第 8 号による随意契約で妥当である。

最初競争入札に付するときに定めた履行期限、予定価格等の条件変更もなされておらず(令 167 の 2②)、書類の整備状況、内部承認手続にも問題はなく、全体として事務は適正であると判断される。

| No.14           | 平成 31 年地価調査鑑定評価業務   |  |           |
|-----------------|---|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 地域政策課   | 支出負担行為番号   | 000660601 |
| 契約金額            | 30,663,360 円  | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 公益社団法人鹿児島県不動産鑑定士協会  |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号、鹿児島県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項第 3 号及び同条第 2 項第 13 号   |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし           |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし           |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし   規則 33IX |           |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし           |           |
| その他参考となる事項      | 令和元年 9 月末までに業務が終了しているため、消費税率改正に伴う変更契約はない。   |  |           |

本件は、県内 420 地点における地価調査の鑑定評価業務に係る契約である。

調査は専門的な知識と能力が必要とされる業務であり、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の該当理由として妥当である。

契約に係る内部の承認手続や関係書類の整備状況、履行確認の状況等については特に問題もなく、全体として事務は適正であると判断される。

## PR・観光戦略部の随意契約

| No.15           | トップセールス推進事業(自民党本部前鹿児島物産展における知事トップセールス)業務委託   |  |           |
|-----------------|--|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | かごしま PR 課  | 支出負担行為番号   | 005485601 |
| 契約金額            | 270,000 円  | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 公益社団法人鹿児島県特産品協会  |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input checked="" type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号、鹿児島県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項第 3 号及び第 13 号   |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他  |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし   |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書   | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 11④    |
|                 | 契約書の作成   | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 29①    |
|                 | 契約保証金の納付   | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 33Ⅹ    |
|                 | 検査調書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約年月日：平成 31 年 4 月 26 日</li> <li>・委託業務終了日：令和元年 5 月 16 日</li> </ul>  |  |           |

| No.16           | トップセールス推進事業(香港四洲集団への知事トップセールス)業務委託   |          |           |
|-----------------|--|----------|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | かごしま PR 課  | 支出負担行為番号 | 001866101 |
| 契約金額            | 1,000,000 円  | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 公益社団法人鹿児島県貿易協会   |          |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input checked="" type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |          |           |
| 随意契約とした理由       | No.15 と同じ。   |          |           |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約年月日：平成 31 年 4 月 5 日</li> <li>・委託業務終了日：平成 31 年 4 月 8 日</li> </ul>   |          |           |

| No.17           | かご食データブック増刷業務委託  |          |            |
|-----------------|--|----------|------------|
| 担当課(予算主務課)      | かごしま PR 課  | 支出負担行為番号 | 0062462001 |
| 契約金額            | 486,750 円  | 歳出科目(節)  | 委託料        |
| 契約の相手方          | 瀏上印刷株式会社   |          |            |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input checked="" type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |          |            |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号、第 2 号、鹿児島県契約規則第 24 条第 1 項第 6 号、鹿児島県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項第 13 号   |          |            |
| その他参考となる事項      | 契約年月日：令和 2 年 3 月 3 日   |          |            |

※No.16、No.17 の「随意契約とした理由」～「関連書類の添付等」は No.15 と内容が同様のものは記載を省略した。

いずれも第1号と第2号の併合適用のため監査の対象とした。

No.15 は自民党本部前鹿児島物産展での、No.16 は香港四洲集団への知事トップセールスによる業務の委託である。

また、No.17 は記載内容が古くなった「かご食データブック」のアップデート及び増刷に関する契約である。

3件とも契約に係る内部の承認手続や関係書類の整備状況、履行確認の状況等については特に問題もなく、全体として事務は適正であると判断される。

#### **(意見4) 根拠規定の関係書類への記載について**

契約規則第11条第4項（予定価格を定めた場合においてその額が50万円を超えないもの）により予定価格調書の作成が、また契約規則第29条第1項第1号（建設工事請負契約以外の契約で契約金額が100万円を超えないもの）により契約書の作成が、それぞれ省略されているが、執行伺には当該規定による旨が明記されていなかった。

事務が規則から外れているわけではないが、手続の正当性を示す意味でも根拠規定を明記しておくことが望ましい。

また、随意契約の場合の予定価格調書の作成省略は契約規則第25条があるので、当該規定も併せて記載しておくのがよいと思われる。

| No.18           | 上海マーケット開発推進事業業務委託   |  |           |
|-----------------|---|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | かごしま PR 課   | 支出負担行為番号   | 001117801 |
| 契約金額            | 54,962,000 円  | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 公益社団法人鹿児島県特産品協会   |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び鹿児島県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項第 3 号、第 13 号  |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 33IX   |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託料は年間を通じての活動資金として使用されるため 4 月（前期分）と 8 月（後期分）に前金払されている。</li> <li>・令和元年 10 月 1 日付で消費税率改正に伴う変更契約あり。</li> </ul>   |  |           |

本件は、上海現地の市場情報の収集や市場開拓、市場・流通関係者等との人的ネットワーク構築を図るため、県職員を現地代表事務所に派遣するとともに、同事務所の維持・運営、及び同事務所の活動を通じた“かごしまのブランド”や物流ネットワークの構築を進め、安定した販売市場の確立を目指すものである。

具体的には、中国への県産品のイメージアップ並びに市場拡大、小売店等へのプロモーション、バイヤー向け展示会や商談会への参加等、また、旅行会社等向けの観光セミナーでの県産品の展示・紹介等を通じて、新たな物流ルートの確保、情報収集及び提供、人的ネットワークの構築に努める活動が行われている。

活動実績件数は 1,313 件で、現地流通関係及び県内企業等の情報提供・市場調査が 237 件、県内企業、団体等と商談先訪問動向等が 92 件、貿易・取引等の相談が 61 件、事業企画・調整が 659 件、その他国際交流が 264 件となっている。

#### ・随意契約の理由について

中国では我が国の地方自治体は現地代表事務所の設立主体として認められておらず、「外国企業及びその他経済組織」に限定されているため、既に中国政府から現地代表事務所設置の許可を受けている公益社団法人鹿児島県特産品協会に県の現地代表事務所（上海事務所）の維持・運営を委託することが適切であること等により随意契約としている。

随意契約の理由は第 2 号で問題なく、全体として事務は妥当と判断される。

| No.19        | 総合案内所等管理運営業務委託  |   |           |
|--------------|---|---|-----------|
| 担当課(予算主務課)   | 広報課   | 支出負担行為番号  | 000332701 |
| 契約金額         | 12,033,600円   | 歳出科目(節)   | 委託料       |
| 契約の相手方       | 株式会社芙蓉商事  |   |           |
| 令167の2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input checked="" type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |   |           |
| 随意契約とした理由    | 特に記載されていない。   |   |           |
| 相手方の決定方法     | <input type="checkbox"/> 一者随契 <input checked="" type="checkbox"/> その他 当初指名競争入札  |   |           |
| 見積書の徴取       | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |   |           |
| 関連書類の添付等     | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし        |           |
|              | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし        |           |
|              | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則 33区 |           |
|              | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし        |           |
| その他参考となる事項   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初契約金額：11,923,200円（月割り精算払い）</li> <li>・令和元年10月1日付で消費税率の改正に伴う変更契約あり。</li> </ul>   |   |           |

第8号適用のため監査の対象とした。

本件は、行政庁舎、議会庁舎及び警察庁舎における受付案内業務に関する業務委託である。当初指名競争入札に付され6社による競争となったが、初回入札は不調となり、再入札で2社による価格競争となった。しかし、再入札も不調となったため、「不落随契」の手続が執られたものである。

<参考>入札の執行状況（単位：千円、税抜）

| 入札者  | 入札価格   | 再入札価格  | 再々入札価格 | 経緯   |
|------|--------|--------|--------|--|
| 芙蓉商事 | 11,280 | 11,160 | —      | 再々入札は落札の見込みがないものと判断して実施せず、入札は2回で打ち切られた。第1順位の入札者が予定価格(11,137千円)を下回る見積書を出したため、第2順位の入札者からの見積書の徴取は行わず、契約が締結されたものである。 |
| A    | 12,000 | 11,260 | —      |  |
| B    | 12,700 | 辞退     | —      |  |
| C    | 13,200 | 辞退     | —      |  |
| D    | 13,500 | 辞退     | —      |  |
| E    | 14,000 | 辞退     | —      |  |

第8号の適用による随意契約で妥当と判断される。

#### (意見5) 執行方法が変更となった場合の関係書類への記載について

執行方法が当初の指名競争入札から随意契約に変更となっているが、その旨(不落随契)が入札執行調書には明記されておらず、また、支出負担行為票(平成31年4月1日付)及び変更支出負担行為票(令和元年10月1日付)の「契約区分」も「指名競争入札」のままの記載となっている。書類上の執行方法と実際の執行方法とが整合性を欠くものとなっているので、今後の同様の事案については留意が必要である。

当初予定していた契約方法が変更になった場合、変更となった理由、経緯等と最終的に執られた契約方法を関係書面に適宜反映させることが望ましい。

| No.20           | 千貫平自然公園立入防止柵等修繕  |  |           |
|-----------------|--|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 観光課  | 支出負担行為番号   | 020772501 |
| 契約金額            | 489,078 円  | 歳出科目(節)  | 需用費       |
| 契約の相手方          | 株式会社カーネギー産業  |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input checked="" type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 5 号<br>鹿児島県契約規則第 24 条第 1 項第 1 号による随意契約  |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他  |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし   |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書   | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 11④、25 |
|                 | 契約書の作成   | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 29① I  |
|                 | 契約保証金の納付   | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 33IX   |
|                 | 検査調書の作成  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 46①    |
| その他参考となる事項      | 履行期限：令和 1 年 8 月 30 日限り   |  |           |

第 1 号と第 5 号の併合適用のため監査の対象とした。

本件は、公園内の老朽設備等の維持修繕、公園利用者ための安全対策を施すための修繕工事である。

#### (意見 6) 根拠規定の関係書類への記載について

契約規則第 29 条第 1 項第 1 号（建設工事請負契約以外の契約で契約金額が 100 万円を超えないもの）により契約書の作成が省略されているが、執行伺に当該規定による旨が明記されていなかった。同様に、第 33 条第 9 号（委託契約をするとき）により契約保証金の納付を免除しているが、当該規定による旨も明記されていなかった。

この理由について担当課に聞いたところ、工事に準ずる業務委託の場合は、契約書の作成省略や契約保証金の納付対象外のものについてはわかりやすくするため「-」の表記にしているとのことであった。

事務が規則から外れているわけではないが、手続の正当性を示す意味でも書類には根拠規定を明記しておくことが望ましい。

#### (意見 7) 第 5 号の適用について

本件は、災害や事故等の未然防止のための応急工事という点では「緊急の必要」はあるとも言えるが、時間的に「競争入札に付することができない」というわけではないので、第 5 号には当たらない。

随意契約の理由としては第 1 号のみで足りると考える。

#### (意見 8) 契約規則の適用号数について

契約規則第 24 条第 1 項の適用号数を第 1 号（工事又は製造の請負 250 万円）としているが、業務委託ということであれば「第 6 号」（前各号に掲げるもの以外のもの 100 万円）



によるのが適当である。

また、第 24 条第 1 項第 1 号（工事又は製造の請負）を適用しながらも、契約書の作成省略については第 29 条第 1 項第 1 号を適用するというのも整合性に欠けている。

契約金額が結果的に規則の限度内となっているものの、適用の仕方に混同が見られるので、今後、留意していただきたい。

| No.21           | 大株歩道入口トイレドア修繕  |  |           |
|-----------------|--|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 観光課  | 支出負担行為番号   | 023401401 |
| 契約金額            | 1,431,936 円  | 歳出科目(節)  | 需用費       |
| 契約の相手方          | 有限会社笹原工務店  |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input checked="" type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 5 号<br>鹿児島県契約規則第 24 条第 1 項第 1 号による随意契約  |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他 三者に見積依頼するも二者が辞退  |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし   |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約保証金の納付   | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則 33IX |           |
|                 | 検査調書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初契約金額:1,405,900 円</li> <li>・当初履行期間:令和元年 8 月 8 日～同 9 月 30 日(53 日間)</li> <li>・令和元年 9 月 30 日付で工期延長と消費税率改正に伴う変更契約締結</li> <li>・変更後履行期限:令和 2 年 3 月 31 日(183 日間延長)</li> </ul>  |  |           |

第 1 号と第 5 号の併合適用のため監査の対象とした。

本件は、屋久島町にある大株歩道入口トイレ機械室の扉が腐食したため扉の取替工事を行ったものである。

#### (意見 9) 根拠規定の関係書類への記載について

契約規則第 33 条第 9 号(委託契約をするとき)により契約保証金の納付を免除しているが、執行伺、契約書に当該条項による旨が記載されていなかった(理由は No. 20 と同じ)。

事務が規則から外れているわけではないが、手続の正当性を示す意味でも書類には根拠規定を明記しておくことが望ましい。

#### (意見 10) 履行期間の延長に係る検証について

相手方からの履行期間延長願いによれば、工期延長の理由が当初 9 月中の予定であったトイレ扉の納品が設計・製作に不測の期間を要したことから 10 月下旬の予定となったためとされている。

しかし、相手方のいう「不測」の内容が具体的に説明されておらず、また変更契約伺でもこの点が詰められることもなく是認されているようであり、どのような事情であったかが書類上明らかでない。

履行期限の延長は、「天災地変その他自己の責めに帰することのできない理由」がある場合にはできるとされており(契約書第 5 条、規則 37②)、工期の延長を認めるのであれば、少なくとも「不測」の事態の責めが相手方に帰するものでなかったことを、書類上、明確にしておく必要があったと思われる。

金額的には軽微であるが、当初契約時の期間内に履行されていれば払わなくて済んだはずの消費税（26,036円）を支払っているわけであり、この点からも、もう少し丁寧な説明があつてよかつたのではないか。

#### **（意見 11） 第 5 号の適用について**

執行何や業者選定理由を見る限り、「緊急の必要」があると言えるものではなく、本件に第 5 号を適用するのは適当ではない。工期が 183 日間も延長されていることから見ても緊急の必要がないことは明らかである。

随意契約の理由としては第 1 号のみで足りると考える。

#### **・ 変更契約の手続について**

本件は、令和元年 9 月 30 日付で工期延長と消費税率改正に伴う契約金額の変更契約が一緒になされている。しかし、会計課の通知（令和元年 8 月 6 日付）では、消費税率改正に伴う変更契約の事務は令和元年 10 月 1 日付で行うよう指示が出されており、契約金額の変更に係る手続が通知に沿っていない形で行われている。

事務が二度手間にはなるが、工期延長に係る変更契約と契約金額の変更契約とは、本来、分けて行われるべきものである。

| No.22           | 錦江台展望公園排水施設（浄化槽）修繕   |  |           |
|-----------------|--|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 観光課  | 支出負担行為番号   | 024327401 |
| 契約金額            | 605,880 円  | 歳出科目(節)  | 需用費       |
| 契約の相手方          | 有限会社東京商事   |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input checked="" type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 5 号<br>鹿児島県契約規則第 24 条第 1 項第 1 号による随意契約  |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他  |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし   |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
|                 | 契約書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
|                 | 契約保証金の納付   | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 33IX   |
|                 | 検査調書の作成  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 46①    |
| その他参考となる事項      | 履行期限：令和元年 9 月 20 日   |  |           |

第 1 号と第 5 号の併合適用のため監査の対象とした。

本件は、公園内の浄化槽が経年劣化による故障で機能低下が顕著となったことによる機器の取替修繕である。平成 30 年度から各種ブロワーの修繕対応が実施されており、令和元年度は調整ブロワー 1 基と微細目スクリーン 1 基の取替が行われている。

#### (意見 12) 根拠規定の関係書類への記載について

契約規則第 33 条第 9 号（委託契約をするとき）により契約保証金の納付を免除しているが、執行伺、請書（契約書）に当該条項による旨が明記されていなかった（理由は No. 20 と同じ）。

事務が規則から外れているわけではないが、手続の正当性を示す意味でも書類には根拠規定を明記しておくことが望ましい。

#### (意見 13) 第 5 号の適用について

本件は前年度からの修繕計画の一環で実施されているものであり、取替修繕は「早急に」行う必要はあったかもしれないが、第 5 号でいう「緊急の必要」に当たるものではない。随意契約の理由としては第 1 号のみで足りると考える。

#### (意見 14) 契約規則の適用号数について

契約規則第 24 条第 1 項の適用号数を第 1 号（工事又は製造の請負 250 万円）としているが、業務委託ということであれば「第 6 号」（前各号に掲げるもの以外のもの 100 万円）によるのが適当である。

契約金額が結果的に規則の限度内となっているものの、適用の仕方に混同が見られるので、今後、留意していただきたい。

| No.23           | 大泊野営場排水施設（浄化槽）修繕   |  |            |
|-----------------|--|--|------------|
| 担当課(予算主務課)      | 観光課  | 支出負担行為番号   | 030998601  |
| 契約金額            | 297,000 円  | 歳出科目(節)  | 需用費        |
| 契約の相手方          | 黒木設備   |  |            |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input checked="" type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |            |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 5 号<br>鹿児島県契約規則第 24 条第 1 項第 1 号による随意契約  |  |            |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他  |  |            |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし   |  |            |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書   | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 11④、254 |
|                 | 契約書の作成   | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 29① I   |
|                 | 契約保証金の納付   | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 33IX    |
|                 | 検査調書の作成  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 46①     |
| その他参考となる事項      | 履行期限：令和元年 11 月 29 日  |  |            |

第 1 号と第 5 号の併合適用のため監査の対象とした。

本件は、施設内（肝属郡南大隅町）の浄化槽設備の故障に対処するための取替修繕工事である。

#### （意見 15）根拠規定の関係書類への記載について

契約規則第 29 条第 1 項第 1 号（建設工事請負契約以外の契約で契約金額が 100 万円を超えないもの）により契約書の作成が省略されているが、執行伺に当該規定による旨が明記されていなかった。同様に、第 33 条第 9 号（委託契約をするとき）により契約保証金の納付を免除しているが、当該規定による旨も明記されていなかった（理由は No. 20 と同じ）。

事務が規則から外れているわけではないが、手続の正当性を示す意味でも書類には根拠規定を明記しておくのが望ましい。

#### （意見 16）第 5 号の適用について

本件も、浄化槽の故障に対応するため「早急に」取替修繕を行う必要はあるかもしれないものの、第 5 号でいう「緊急の必要」に当たらない。

随意契約の理由としては第 1 号のみで足りると考える。

#### （意見 17）契約規則の適用号数について

契約規則第 24 条第 1 項の適用号数を第 1 号（工事又は製造の請負 250 万円）としているが、業務委託ということであれば「第 6 号」（前各号に掲げるもの以外のもの 100 万円）によるのが適当である。

契約金額が結果的に規則の限度内となっているものの、適用の仕方に混同が見られるので、今後、留意していただきたい。

|                 |  |  |           |
|-----------------|--|--|-----------|
| No.24           | 県歴史資料センター黎明館大型ガラス展示ケース解体業務   |  |           |
| 担当課(予算主務課)      | 観光課  | 支出負担行為番号   | 033025301 |
| 契約金額            | 477,400 円  | 歳出科目(節)  | 需用費       |
| 契約の相手方          | 株式会社舞研   |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input checked="" type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号<br>鹿児島県契約規則第 24 条第 1 項第 1 号<br>鹿児島県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項第 13 号  |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他  |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし   |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書   | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 11④、25 |
|                 | 契約書の作成   | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 29① I  |
|                 | 契約保証金の納付   | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 33IX   |
|                 | 検査調書の作成  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 46①    |
| その他参考となる事項      | 履行期限：令和 1 年 10 月 31 日限り  |  |           |

第 1 号と第 2 号の併合適用のため監査の対象とした。

本件は、県の観光プロモーション事業の一環で、没後 400 年となる島津義弘公に関連した新しい歴史コンテンツの映像とパネルを展示するために、既設展示ケース（篤姫関連資料）の解体撤去を行ったものである。

#### （意見 18）根拠規定の関係書類への記載について

契約規則第 29 条第 1 項第 1 号（建設工事請負契約以外の契約で契約金額が 100 万円を超えないもの）により契約書の作成が省略されているが、執行伺に当該規定による旨が明記されていなかった。同様に、第 33 条第 9 号（委託契約をするとき）により契約保証金の納付を免除しているが、当該規定による旨も明記されていなかった（理由は No. 20 と同じ）。

事務が規則から外れているわけではないが、手続の正当性を示す意味でも書類には根拠規定を明記しておくことが望ましい。

#### （意見 19）第 2 号の適用について

本件は「特殊の技術を必要とするとき」であるため第 2 号の適用とされている。

しかし、業者選定理由書（案）では、新しいコンテンツの展示業務と既設展示品の解体撤去業務は同じ業者で行った方が必要な処置等が生じた場合の適切かつ迅速な対応が可能であること、解体撤去から新たな展示会場の設営業務を安全かつ円滑に実施することが期待できることが挙げられている。この理由は「特殊の技術」の有無とは関係がないことであり、第 2 号の理由として適当とは言えない。この理由であれば、むしろ「第 6 号」（競争入札に付することが不利と認められるとき）の方がより実情に沿っていると思われる。

随意契約の理由としては第 1 号のみで足りると考える。

**(意見 20) 契約規則の適用号数について**

契約規則第 24 条第 1 項 (金額基準) の適用号数を第 1 号 (工事又は製造の請負 250 万円) としているが、業務委託ということであれば「第 6 号」(前各号に掲げるもの以外のもの 100 万円) によるのが適当である。

また、第 24 条第 1 項第 1 号を適用しながらも、契約書の作成省略については第 29 条第 1 項第 1 号を適用するというのも整合性に欠けている。

契約金額が結果的に規則の限度内となっているものの、適用の仕方に混同が見られるので、今後、留意していただきたい。

| No.25           | 海外プロモーション強化事業（各市場からの誘客強化）業務委託   |  |           |
|-----------------|---|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 観光課   | 支出負担行為番号   | 001227401 |
| 契約金額            | 99,819,000 円  | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 公益社団法人鹿児島県観光連盟  |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び鹿児島県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項第 13 号  |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則 33IX |           |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
| その他参考となる事項      | 令和元年 10 月 1 日付で消費税率改正に伴う変更契約あり。   |  |           |

本件は、海外からの誘客強化を図るため、国や九州観光推進機構と連携しながら、海外セールスや現地でのプロモーション、各種メディアや旅行会社等の招請といった本県の認知度向上に向けた海外でのイメージアップのための各種プロモーション業務の委託である。

本事業は、平成 30 年度の「観光“KAGOSHIMA”イメージアップ事業」、「直行便 4 路線誘客対策事業」、「戦略的市場開拓誘客対策事業」を統合し、31 年度以降も継続して実施される事業であり、事業内容に変更がないことから定期的なものとして取り扱われている。

海外市場の現状・課題等を十分理解し、海外旅行会社や航空会社と密接な連携をとりながら、「観光ビジネスパートナー」の選定をはじめ海外旅行会社等の調整機能などのノウハウを有する必要があることから、これらの業務目的を達成する能力を有するのは公益社団法人鹿児島県観光連盟だけであるとして随意契約の相手先としている。

契約に係る内部の承認手続や関係書類の整備状況、履行確認の状況等については特に問題はなく、全体として事務は適正であると判断される。



|                 |  |   |           |
|-----------------|--|---|-----------|
| No.26           | 1にぎわい回廊整備設計委託（鹿屋工区）  |   |           |
| 担当課(予算主務課)      | 観光課  | 支出負担行為番号  | 040796001 |
| 契約金額            | 1,281,000 円  | 歳出科目(節)   | 委託料       |
| 契約の相手方          | 大福コンサルタント株式会社  |   |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input checked="" type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |   |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 5 号<br>鹿児島県契約規則第 24 条第 1 項第 6 号   |   |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他  |   |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし   |   |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし        |           |
|                 | 契約書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 請書     |           |
|                 | 契約保証金の納付   | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 指針 23⑤ |           |
|                 | 検査調書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし        |           |
| その他参考となる事項      | 当初契約金額は 990,000 円であったが、遊歩道の計画検討にあたり、現地測量が必要となったことから、1,281,000 円に増額改定されている。   |   |           |

第 1 号と第 5 号の併合適用のため監査の対象とした。

本件は、「鹿屋しおかせ街道景観整備」により平成 29 年度から整備を進めている旧菅原小学校跡地（ユクサおおすみ海の学校）の整備・改修設計の業務委託である。

#### （意見 21）第 5 号の適用について

「…官民連携の整備であり、本年度これらの整備に着手する必要があるため、緊急を要する。」として第 5 号を適用しているが、本件は同号でいうところの「緊急の必要」には当たらない。よって、随意契約の理由としては第 1 号のみで足りる。

ただ、途中で設計変更があったため契約金額が 100 万円を超えており、結果、契約規則第 24 条第 1 項第 6 号の適用と整合しないものとなっている。このような場合の扱いについては、現状、定めがないため規則から外れているということにはならないと思うが、事務の執行に問題がなかったことを示す意味でも変更時の執行伺には事情または対応を記載しておいてよかったかもしれない。

なお、一者随意契約の理由は明確にされており、適当である。

#### ・契約保証金の納付の免除の根拠規定について

契約指針第 23 条関係第 5 号を根拠として契約保証金の納付を免除しているが、第 23 条は指名競争入札による場合の規定であり、随意契約の場合にこの規定を適用するのは適当ではない。契約規則第 33 条第 9 号を根拠とするのが適当である。

| No.27           | 1 屋久島登山歩道整備設計委託（1 工区）  |  |           |
|-----------------|--|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 観光課  | 支出負担行為番号   | 043257801 |
| 契約金額            | 1,480,000 円  | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 大福コンサルタント株式会社  |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input checked="" type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9                               |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法第 234 条第 2 項及び地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 5 号の規定による  |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input type="checkbox"/> 一者随契 <input checked="" type="checkbox"/> その他 三者による価格競争  |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし   |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約保証金の納付   | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則 33IX |           |
|                 | 検査調書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約金額欄の 1,480,000 円は前金払の額である。</li> <li>・当初契約金額:4,950,000 円</li> <li>・変更後契約金額:5,259,000 円(令和 2 年 3 月 9 日付)</li> <li>・支出未済額 3,779,000 円は令和 2 年 10 月 28 日に支払。</li> <li>・当初履行期間:令和元年 11 月 26 日～令和 2 年 3 月 19 日(115 日間)</li> <li>・変更後履行期限:令和 2 年 9 月 30 日</li> </ul> |  |           |

第 2 号と第 5 号の併合適用のため監査の対象とした。

本件は、県が管理している屋久島の太忠岳国有林地内の登山歩道の安全性を確保するため、劣化した施設（荒川登山口から小杉谷橋の間に現有する「さしかけ」）の改修に係る設計業務の委託である。

屋久島観光協会や地元のツーリズム推進協議会等から施設の安全性の向上、確保について意見がなされ、各関係機関での合同調査の結果、施設の改修が急務とされ、早急に安全性の向上を図ることとされた。施設の所有者が国（林野庁）であるため費用負担について照会したところ、改修案、費用等を提示する必要があるとされたことから、取り急ぎ、関係機関との協議に必要な項目（構造、費用等）を把握することとしたものである。

なお、当初履行期間間近になって、施設内の木製デッキが経年劣化で損傷が著しくなったため、抜本的な修繕を施すべく損傷状況調査一式が追加されることとなり、期限が 195 日間延長されている。

#### （意見 22）第 2 号と第 5 号の併合適用について

契約の相手方は、過去に観光課が発注した屋久島での業務受託の実績があり、登山道を取り巻く環境を熟知している土木関係建設コンサルタント三者による見積書の比較で選定されている。価格の競争性が確保されている点において、事務は適正である。

ただ、このことは「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」として第 2 号を適用した理由とは整合性に欠けるものである。なぜなら、第 2 号は相手方としてその者しかい

ないから「価格競争」には適しないとされているわけであり、複数の業者から見積りを取ることはこの理屈に合わないからである。

第5号が併合適用されているのは、「緊急」のため指名競争入札に付す時間的余裕がなかったからとのことである。しかし、施設の改修や登山者の安全性確保への対応は急がれなければならないにしても、業務自体は費用負担等について関係機関と協議するために必要な項目を把握するための設計であり、また、115日間という当初履行期間からしてこれが本号の趣旨に沿うものなのか意見が分かれるところかもしれない。

結果的にはあるが、調査の追加により履行期限が195日間延長されていることを見れば、「緊急の必要」に当たるものだったとは言えないと思う。

よって、監査人としては、手続と相手方選定に多少の時間はかかったとしても、本件は、指名競争入札によるのが適当であったと判断される。

そもそも、競争入札に「適しないもの」(2号)と「付することができない」もの(5号)は趣旨が異なるものであり、これを併合して適用することが理論的に整合するものなのか疑問である。適用するにしても、いずれか一方になると思われる。

| No.28           | 1 にぎわい回廊整備設計委託（城山 2 工区）  |   |           |
|-----------------|--|---|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 観光課  | 支出負担行為番号  | 061822901 |
| 契約金額            | 420,000 円  | 歳出科目(節)   | 委託料       |
| 契約の相手方          | 株式会社ナック  |   |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input checked="" type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |   |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 5 号   |   |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他  |   |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし   |   |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし        |           |
|                 | 契約書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし        |           |
|                 | 契約保証金の納付   | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則 33Ⅹ |           |
|                 | 検査調書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし        |           |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約金額欄の 420,000 円は前金払の額であり、契約金額は 1,408,000 円である。支出未済額 988,000 円は令和 2 年度に繰越しされている。</li> <li>・当初履行期間：令和 2 年 2 月 27 日～3 月 25 日（28 日間）</li> </ul>   |   |           |

第 2 号と第 5 号の併合適用のため監査の対象とした。

本件は、鶴丸城御楼門の完成に合わせ、御楼門に隣接する既設ライトアップ施設の設備改修に係る設計委託である。

#### （意見 23）第 2 号と第 5 号の併合適用について

第 5 号が適用されているのは、「…本年 10 月の「燃ゆる感動かごしま国体」の開催までに改修整備を完了させる必要があり、時間的制約が大きい。」からであるが、この理由は、同号のいう「緊急の必要」には当たらない。国体の開催までに整備を間に合わせたいというのは、いわば行政側の都合であり、仮に整備が間に合わなかったとして、行政上も経済上も甚だしく不利益を被るかといえそうではないと思う（国体開催が延期になったことによるのかもしれないが、2 回履行期間が延長され、完成期限が令和 2 年 10 月 30 日とされている。）。

随意契約の理由としては第 2 号でよいと思うが、No. 27 の契約と同様、そもそも競争入札に「適しないもの」（2 号）と「付することができない」もの（5 号）は趣旨が異なるものであり、これを併合して適用することが理論的に整合するものなのか疑問である。適用するにしても、いずれか一方になると思われる。

|                 |   |  |                |
|-----------------|---|--|----------------|
| No.29           | 令和元年度鹿児島県海外技術研修員及び県費留学生報告書印刷  |  |                |
| 担当課(予算主務課)      | 国際交流課   | 支出負担行為番号   | 065425601      |
| 契約金額            | 142,604 円   | 歳出科目(節)  | 需用費            |
| 契約の相手方          | 社会福祉法人慶生会   |  |                |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input checked="" type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |                |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号   |  |                |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |  |                |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |                |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 11④ (規則 25) |
|                 | 契約書の作成  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 29① I       |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 33VI        |
|                 | 検査調書の作成   | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 46①         |
| その他参考となる事項      |   |  |                |

第 3 号適用のため監査の対象とした。

件名のとおり、県海外技術研修員及び県費留学生報告書（70 部）の印刷発注である。

No. 1 の契約と同様、相手方については障害者就労施設等の受注の機会を確保するため、障害者優先調達推進法第 2 条の規定に基づく障害者就労施設等の中から選定されているが、見積書の提出は一者であった。

### [指摘 3] 公表手続の漏れについて

第 3 号による場合は、あらかじめ契約の発注見通しを公表(鹿児島県公報への登載)するとともに、契約締結の前に契約の内容、相手方の決定方法・選定基準等を、また、契約締結の後に契約の締結状況を公表することとされているが(規則 24⑦、指針 24⑥～⑬)、この手続がなされていない。

今後は規則に従った事務の執行が必要である。

## 環境林務部の随意契約

|                 |   |  |           |
|-----------------|---|--|-----------|
| No.30           | 令和元年度ダイオキシン類常時監視事業に係る大気、水質及び土壌の調査業務委託   |  |           |
| 担当課(予算主務課)      | 環境保全課   | 支出負担行為番号   | 014042701 |
| 契約金額            | 2,475,000 円   | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 株式会社静環検査センター九州支店  |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input checked="" type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約にて執行(入札執行調書の欄外に記載)   |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input type="checkbox"/> 一者随契 <input checked="" type="checkbox"/> その他 当初一般競争入札  |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし       |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし       |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 指針 6② |           |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし       |           |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札価格：2,700,000 円</li> <li>・ 再入札価格：2,600,000 円</li> <li>・ 再々入札価格：2,530,000 円</li> <li>・ 令和元年 10 月 1 日付で消費税率改正に伴う変更契約あり。</li> </ul>  |  |           |

第 8 号適用のため監査の対象とした。

本件は、ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条第 1 項の規定に基づくダイオキシン類による環境汚染の防止を図るための業務委託である。

当初一般競争入札に付されたが、入札参加者がこの相手方だけであり、3 回の入札を経てもなお価格が合わなかったため、「不落随契」とされたものである。

入札参加者は一者であるものの、工事概要や入札参加資格を公告により明らかにしており、入札参加意欲のある者の入札参加機会は確保されている。

第 8 号による随意契約で妥当である。

最初競争入札に付するときに定めた履行期限、予定価格等の条件変更もなされておらず(令 167 の 2②)、書類の整備状況、内部承認手続にも問題はなく、全体として事務は適正であると判断される。

| No.31           | 令和元年度自動車騒音常時監視に係る調査業務委託   |  |           |
|-----------------|---|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 環境保全課   | 支出負担行為番号   | 022210201 |
| 契約金額            | 495,000 円   | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 株式会社鹿児島環境測定センター   |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input checked="" type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約にて執行 (入札執行調書の欄外に記載)  |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input type="checkbox"/> 一者随契 <input checked="" type="checkbox"/> その他   当初一般競争入札  |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし           |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし           |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし   規則 33IX |           |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし           |           |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初予定価格：495,720 円</li> <li>・令和元年 10 月 1 日付で消費税率改正に伴う変更契約あり。</li> </ul>   |  |           |

第 8 号適用のため監査の対象とした。

本件は、県内における自動車騒音の状況について、騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づいて行われた調査業務委託である。当初一般競争入札に付され、二者による競争となったが、3 回の入札を経てもなお価格が合わなかったため、「不落随契」とされたものである。

第 8 号による随意契約で妥当である。

最初競争入札に付するときに定めた履行期限、予定価格等の条件変更もなされておらず (令 167 の 2②)、書類の整備状況、内部承認手続にも問題はなく、全体として事務は適正であると判断される。

## くらし保健福祉部の随意契約

| No.33        | 地域枠医学生離島・へき地医療実習等委託業務（令和元（平成31）年度分）   |  |           |
|--------------|---|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)   | 保健医療福祉課   | 支出負担行為番号   | 017476901 |
| 契約金額         | 4,554,529円  | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方       | 国立大学法人鹿児島大学   |  |           |
| 令167の2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input checked="" type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由    | (1)地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による<br>(2)鹿児島県契約規則施行指針第24条関係第2項第13号による  |  |           |
| 相手方の決定方法     | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |  |           |
| 見積書の徴取       | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |           |
| 関連書類の添付等     | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|              | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|              | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則 33IX |           |
|              | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
| その他参考となる事項   | ・令和元年10月1日付で消費税率改正に伴う変更契約あり。  |  |           |

| No.34        | 地域医療支援センター設置事業業務委託（令和元（平成31）年度分）  |          |           |
|--------------|---|----------|-----------|
| 担当課(予算主務課)   | 保健医療福祉課   | 支出負担行為番号 | 005009001 |
| 契約金額         | 22,220,000円   | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方       | 国立大学法人鹿児島大学   |          |           |
| 令167の2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input checked="" type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |          |           |

| No.35        | 特定診療科医師派遣事業業務委託（令和元（平成31）年度分）   |          |           |
|--------------|---|----------|-----------|
| 担当課(予算主務課)   | 保健医療福祉課   | 支出負担行為番号 | 065935801 |
| 契約金額         | 11,358,765円   | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方       | 国立大学法人鹿児島大学   |          |           |
| 令167の2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input checked="" type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |          |           |

※No.34、No.35の「随意契約とした理由」～「その他参考となる事項」はNo.33と同じであるため省略した。

同じ相手方との契約であるため、まとめた記載である。

いずれも第6号の適用のため監査の対象としたが、実際には第2号による随意契約である。

また、予備調査では「医師・看護人材課」の随意契約として回答があったが、予算主務課は「保健医療福祉課」である。



No. 33 は、鹿児島大学医学部に在籍する医師修学資金貸与者（地域枠）<sup>11</sup>の1～4年生を対象に、離島・へき地医療に必要な医学的技術や知識の習得、医療に対する熱意の保持増進、将来、へき地で勤務することの不安への解消等を目的として実施される実習プログラムの業務委託である。平成21年度から継続して事業が実施されている。

委託料の主な内容は、離島への往復旅費である。

No. 34 は、医師の地域偏在を解消することを目的として、県内の医師不足の状況等の把握・分析、医師不足病院の支援、医師のキャリア形成支援等を行う「地域医療支援センター」の運営に係る業務委託である。センターは、鹿児島大学病院に設置されている。

委託料の主な内容は、センターに配置されている専任医師1名と事務職員2名の人件費である。

No. 35 は、産科医が不足している県立病院ほか地域の中核病院に医師を派遣するため、鹿児島大学と連携して実施されている事業である。鹿児島大学病院産婦人科に特任助教ポストを設け、県外から医師を招聘して産婦人科の人員を増やし、若手産婦人科医を地域に派遣するものである。県は県外から招聘する医師の人数を上限として、特任助教に係る人件費の一部を負担しており、委託料はすべて特任助教2名の人件費である。

令和元年度は県立大島病院と県民健康プラザ鹿屋医療センターに医師が派遣されている。

3件とも積算の根拠等も明確であり、全体として事務の執行は妥当と判断される。

#### ・ 随意契約の理由について

この3件が「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」として第2号に該当するのは異論がないところである。

ただ、一者随意契約の理由で、『鹿児島大学は県内唯一の医師の養成機関であるとともに、（中略）…鹿児島大学以外に同様の取組みを行っている機関はない。』などとしているが、そもそも、これらの事業は鹿児島大学医学部に在籍する学生を対象とするもの、鹿児島大学と連携して実施するものであるから、相手方が鹿児島大学となるのは当然といえば当然であり、敢えて「鹿児島大学以外にない」と理由付けするのは理屈に合っていないように思える。

国立大学法人である鹿児島大学は「公共法人」であるから（法人税法第2条、別表第一）、契約指針第24条関係第2項の適用については、第13号とするよりも、「第3号」（その他公共団体と直接契約を締結するとき）とするのが理由としてより明快であると思われる。

---

<sup>11</sup> 医師修学資金貸与制度

県の地域医療を担う医師を育成するため、将来、県内のへき地医療機関や周産期医療を担う病院等に医師として勤務しようとする医学生に対し、修学資金を貸与する制度である。詳細は、下記 URL を参照。

<http://www.pref.kagoshima.jp/ae03/kenko-fukushi/doctorbank/taisaku/syugakutaiyo1.html>

| No.36           | 平成 31 年度鹿児島県福祉人材センター運營業務委託  |  |           |
|-----------------|---|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 社会福祉課   | 支出負担行為番号   | 000000901 |
| 契約金額            | 25,228,000 円  | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会   |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項第 13 号   |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |  |           |
| 見積書の徴取          | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則 24④Ⅱ、指針 24④   |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則 33IX |           |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
| その他参考となる事項      |   |  |           |

都道府県知事は、社会福祉事業に関する連絡及び援助を行うこと等により社会福祉事業従事者の確保を図ることを目的として設立された社会福祉法人であって、社会福祉法第 94 条に規定する業務<sup>12</sup>を適切かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、都道府県福祉人材センターとして指定することができることとされている（社会福祉法第 93 条）。

この規定に基づき、県においては社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。他の契約においても同じ。）が平成 5 年 4 月 1 日に「鹿児島県福祉人材センター」（以下、本項において「センター」という。）の指定を受けている。

本件は、センターの運営に係る業務委託であり、財源は人件費（19,273 千円）が「地域医療介護総合確保基金」からの繰入金で、事業費（5,955 千円）は国と県で 1/2 ずつの負担となっている。また、センターが行う業務は第二種社会福祉事業に該当するため、事業委託費に係る消費税は非課税とされている。

法令の規定により契約の相手方が一に定められているものに該当するため、随意契約の理由は第 2 号で妥当である。

<sup>12</sup> 社会福祉法第 94 条（業務）

都道府県センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 社会福祉事業に関する啓発活動を行うこと。
- 2 社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究を行うこと。
- 3 省略
- 4 社会福祉事業の業務に関し、社会福祉事業従事者及び社会福祉事業に従事しようとする者に対して研修を行うこと。
- 5 社会福祉事業従事者の確保に関する連絡を行うこと。
- 6 社会福祉事業に従事しようとする者に対し、就業の援助を行うこと。
- 7 前各号に掲げるもののほか、社会福祉事業従事者の確保を図るために必要な業務を行うこと。

|                 |   |  |           |
|-----------------|---|--|-----------|
| No.37           | 平成 31 年度鹿児島県介護職員チームリーダー養成研修支援事業業務委託   |  |           |
| 担当課(予算主務課)      | 社会福祉課   | 支出負担行為番号   | 000001001 |
| 契約金額            | 3,181,000 円   | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会   |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項第 13 号   |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則 33IX |           |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
| その他参考となる事項      | 鹿児島県社会福祉協議会は、平成 5 年 4 月 1 日付で社会福祉法第 94 条に掲げる業務を行う者として、同法第 93 条第 1 項により、県内唯一の「鹿児島県福祉人材センター」の指定を受けている。  |  |           |

本件は、県内の介護事務所に勤務する就業年数 3 年～5 年程度の中堅職員等を対象に新人職員への指導方法等を含めたスキルアップ研修を実施することにより、新人職員の離職防止と質の高い介護サービスの提供を促すことを目的とした事業の業務委託である。

令和元年度は 23 か所で研修会が開催され、参加事業所数 151 所、参加人数 1,121 人となっている。

法令の規定により契約の相手方が一に定められているものに該当するため、随意契約の理由としては第 2 号で妥当である。

#### (意見 24) 予定価格調書と見積書における消費税の扱いについて

本件の事業委託費は、第二種社会福祉事業として行われる資産の譲渡等の対価に該当するため、消費税は非課税とされている(平成 27 年 10 月 13 日付社会福祉法人全国社会福祉協議会総務部経理室の「福祉人材センターにおける地域医療介護総合確保基金事業の受託に係る消費税について(回答)」より)。このため、平成 31 年 4 月 1 日付で締結した契約書には消費税に関する記載はなされておらず、また、令和元年 10 月 1 日の税率改正の際も増税分に係る変更契約は対象外とされている。

しかし、予定価格調書と見積書は非課税取引であるにもかかわらず、いずれも税抜価格と税込価格の両方が記載されて書面が作成されており、書類としての有意性と書類間の整合性が欠けている。書面の様式が税抜価格を明記する形のものとなっているため、かかるような作成になったものと思われるが、今後の予定価格調書等の作成に当たっては注意が求められるところである。予定価格算定の元となる積算についても同様である。

|                 |   |  |           |
|-----------------|---|--|-----------|
| No.38           | 平成 31 年度元気高齢者等介護職場インターンシップ事業業務委託  |  |           |
| 担当課(予算主務課)      | 社会福祉課   | 支出負担行為番号   | 000462801 |
| 契約金額            | 7,889,445 円   | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会   |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項第 13 号  |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則 33IX |           |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
| その他参考となる事項      | 令和元年 10 月 1 日付で消費税率の改正に伴う変更契約あり。  |  |           |

本件は、高齢者等の就労機会を創出するとともに、介護従事者の確保を図るために、元気な高齢者等が福祉の現場において貴重な担い手として活躍できるよう、職場体験を通じた就業支援を行う事業の委託である。事業の対象者は県内在住のおおむね 55 歳以上の元気な高齢者、障害者であり、財源は「地域医療介護総合確保基金」(負担割合：国 2/3、県 1/3)からの繰入金である。

#### (意見 25) 拠点市町村社協への分担金の交付について

職場体験者の募集、応募者への説明会、応募者と受入介護施設とのマッチング、実施日程の打合せ、職場体験終了時のアンケート実施等の実務は県内の拠点市町村社協が行っており、各社協にはこれら事務の経費に充てるための分担金が交付されている。

県ではこの分担金(補助額)について、「賃金」、「印刷製本費」、「通信運搬費」など費目別に見積り、その総額を積算している。このこと自体は別に問題があるわけではない。しかし、実際の交付額は県社会福祉協議会(以下、「県社協」という。)が定めた実施要綱と交付要領に基づいて県社協会長が決定しており、結果として、県の積算とはあまり関係がないところで分担金が交付されている形となっている。

また、分担金の使途についても、そのほとんどが人件費に充てられている社協があるなど、一様ではない。

実施内容を見るかぎり、県社協自体の業務は拠点市町村社協等への連絡や協力依頼、実績のとりまとめ等が主であり、実質的には事業の主要な部分は再委託されているに等しいとも言える。

事業費の過半は分担金であり、実施主体が県であるとするのであれば、委託で事業を行うことの当否を含め、現状の交付額の決定のあり方について是とするのか否とするのか検討の余地はあるかと思われる。

(意見 26) 実績報告書のあり方と履行確認について

事業の実績について、各社協から収支計算書(事業費支出済内訳書)が提出されている。収支計算書は、経費の内訳についてはおおむね県社協の実施要綱に準拠して作成されているが、金額については収支相償(収受した分担金の額と支出額とが同じ)の形で報告しているものと実支出額の合計を報告しているものがあり、統一されてはいない(下記参照)。

実支出額での報告のものは、いずれも収入額(分担金)との差額分の顛末(経理処理)が記載されておらず、県が拠出した資金の用途が全部は明らかにされていないという点で好ましいものではない。この点、是正が必要と思われる。差額については、本来は「繰越金」や「繰入金」などの名目で処理すべきである(収支相償での報告のものも単に帳尻を合わせているだけだと思われるが。)

経費の使い方やかかり方は各社協によって同じではないにしても、実績の検証をより実効性あるものにするためにも、まずは収支計算書の形式面での統一化を図る必要がある。

また、県も検査調書を作成するだけで良しとするのではなく、経費の内容のおおまかな検討と合計額の検算程度は最低限実施してもらいたい。

《拠点市町村社協への分担金と実績額の状況》

(金額：円)

| 拠点各社協   | 施設数 | 分担金       | 実績額       | 備考  |
|---------|-----|-----------|-----------|---|
| 鹿児島市    | 8   | 375,000   | 375,000   | 賃金 358,800(5,980×60日)   |
| いちき串木野市 | 11  | 400,000   | 400,000   | 賃金 201,892(3か月分)  |
| 長島町     | 9   | 400,000   | 315,490   | 賃金 116,920、法定福利費 18,213   |
| 薩摩川内市   | 8   | 375,000   | 375,000   | 賃金 266,000(5,900×15日×3ヵ月)<br>法定福利費 3,000                            |
| 南さつま市   | 18  | 425,000   | 425,000   | 賃金 50,000(100,000×0.5月)<br>法定福利費 4,000(2,000×2.0月)<br>圏域社協へ 280,000 |
| 鹿屋市     | 12  | 400,000   | 4,000,000 | 賃金 240,000、法定福利費 38,000   |
| 曾於市     | 4   | 350,000   | 350,000   | 賃金 229,445(1名)  |
| 霧島市     | 11  | 400,000   | 400,000   | 人件費なし。諸謝金 61,250(3社協へ)  |
| 南種子町    | 3   | 350,000   | 256,638   | 賃金 149,760(パート職員分)  |
| 奄美市     | 3   | 350,000   | 350,000   | 賃金 240,000(課長 1名 120,000、支所長 2名 120,000)                            |
| 与論町     | 6   | 425,000   | 363,629   | 賃金 204,000  |
| 合計      | 93  | 4,250,000 | 7,610,757 |   |

○分担金の額=基準額 350 千円+離島加算額 25 千円/1 島+圏域の受入介護施設数に応じた加算額

○鹿屋市の実績額は合計額が桁間違いでの報告となっている。

(意見 27) 随意契約の理由について

随意契約の理由として、介護施設での体験事業を行うために必要な調整や準備、注意事項等の知見(ノウハウ)を持っていると言えること、県内一円の介護施設を対象とした事業展開をできる機能・能力を有しているのが県社協のみであることが挙げられている。

しかし、事業の主要な部分が実質的に各社協に委ねられていることに鑑みれば、本件が契約指針第 24 条関係第 2 項第 13 号にいう「特殊の技術」を有しているものに当たるとするのは説得力に欠ける。

本事業を委託で行うことの当否については、別途、検討の余地はあるにしても、その上でこの相手方でなければならないのであれば、県が実施要綱等を作成し、相手方を県社協に特定するようにすれば、少なくとも、手続上は無理なく随意契約とすることができると思われる。

| No.39           | 平成 31 年度鹿児島県被保護世帯法律問題等研修業務委託  |  |           |
|-----------------|---|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 社会福祉課   | 支出負担行為番号   | 000661101 |
| 契約金額            | 1,152,963 円   | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会   |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input checked="" type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9   |  |           |
| 随意契約とした理由       | <p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号、鹿児島県契約規則施行指針に規定する鹿児島県契約規則第 24 条関係の 2 の (13) &lt;相手方の選定理由&gt;</p> <p>生活保護事務は、(中略) <u>特殊な業務</u>である。そのため、これらの業務に係る研修等を実施可能な事業者は、社会福祉に係る各種講習及び研修を実施し、<u>これらのノウハウを有している県社協以外には、ないもの</u>と考えられる。また、県社協に対しては、<u>昭和 62 年度から同業務を委託</u>しており、業務委託の目的に沿って適切に事務を執行していることから、<u>平成 31 年度も県社協に業務を委託するものである。</u></p> |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし           |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし           |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし   規則 33IX |           |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし           |           |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年 10 月 1 日付で消費税率の改正に伴う変更契約あり。</li> <li>・令和元年 11 月 25 日に契約金額の<u>全額が前金払</u>されている。</li> </ul>   |  |           |

第 6 号適用のため監査の対象としたが、実際には第 2 号適用の契約である。

本件は、市町福祉事務所等に勤務する生活保護実務関係職員を対象に、業務に必要な知識と技術等を修得させることを目的とした研修実施の業務委託である。

研修プログラムは、新任生活保護担当職員研修 (3 日間)、生活保護担当職員研修 (2 日間)、被保護世帯法律問題研修 (3 コース各 2 日間) からなっている。

#### (意見 28) 委託料の前金払について

令和元年 11 月 6 日に相手方から請求があり、同 25 日に全額が前金払されている。契約上は前金払が認められているので (契約書第 10 条)、手続が規則から外れているわけではないが、時期的に最終回の研修プログラム (11 月 14 日～15 日) が終了するタイミングでの請求であり、実質的に履行の検査完了前に精算払されたのと変わらない結果になっていると言える (検査調書の日付は令和 2 年 3 月 26 日である。)

前金払については、「必要性等を十分考慮し、慎重に対応すること。」とされているが (県会計規則施行指針第 48 第 3 号)、書類を見るかぎり、このタイミングでの全額請求の理由や必要性等が明らかでない。

本件は長年継続して実施されている事業であり、研修が実施される時期は例年あまり変

わらないはずである。そうであれば、特段の事情でもないかぎり、契約の履行期限を年度末（3月31日）とする理由は乏しく、期限をもう少し早めてもよいのではないか。あるいは、最終回の研修実施後、遅滞なく業務完了報告書を提出させて速やかに履行確認を行い、その上で精算払する方法にすれば前金払の手続は踏まないで済むと思われる。

いずれにしろ、（全額）前金払の場合は、その理由（「相手からの請求による」といったような理由ではなく）、必要性等を書類上も明確にしておくことが望ましい。

#### ・研修プログラムについて

研修プログラム（案）では、「新任生活保護担当職員研修」と「生活保護担当職員研修」で講義を行う予定の講師は延べ17名であるが、うち11名が県の職員（主に社会福祉課）、6名が社会保険労務士や鹿児島市の担当者などである。

「被保護世帯法律問題研修」は、講師延べ20名のうち県社協の担当は3名であり、他は裁判所書記官や弁護士など外部の専門家等と県の職員1名である。

講師の顔ぶれだけで言えば、生活保護事務に関する特殊な「ノウハウを有している」のは、むしろ県の担当者や各分野の専門家などであり、本来、県が直接実施するのが適当と思われるようなプログラムである。

また、業務収支決算書に目を向けると、講師（県職員は含まない）への謝金（170,000円）より臨時職員の人件費の方が多くなっており（207,621円）、事業として本末転倒感がある。

#### （意見29）随意契約の理由について

本件の場合、契約指針第24条関係第2項第13号を適用して随意契約とするにはかなり無理があると思われる。

前例や過去の実績による相手方の選択を必ずしも否定するものではないが、競争入札に付する余地は全くないのか、県が直接実施できないのかなど、一度検討されてもよい。

その上でこの相手方でなければならぬのであれば、たとえば、積算やプログラムを見直して予定価格を100万円以下とし、契約規則第24条第1項第6号での適用とするようにするなど、手続上も規則上も無理のない方法を探るべきである。



| No.41           | がん予防普及啓発事業業務委託   |  |           |
|-----------------|--|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 健康増進課  | 支出負担行為番号   | 023933601 |
| 契約金額            | 699,999 円  | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 株式会社総広   |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input checked="" type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号、第 2 号、鹿児島県契約規則第 24 条第 1 項第 6 号   |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他  |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし   |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約保証金の納付   | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則 33IX |           |
|                 | 検査調書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約年月日：令和元年 8 月 8 日</li> <li>・履行期限：令和元年 9 月 30 日</li> </ul>   |  |           |

| No.42           | 子宮頸がん予防普及啓発事業業務委託  |          |           |
|-----------------|--|----------|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 健康増進課  | 支出負担行為番号 | 036777201 |
| 契約金額            | 726,000 円  | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 濱島印刷株式会社   |          |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input checked="" type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |          |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号、第 2 号、鹿児島県契約規則第 24 条第 1 項第 6 号、鹿児島県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項第 13 号   |          |           |
| 相手方の決定方法        | <input type="checkbox"/> 一者随契 <input checked="" type="checkbox"/> その他 企画競争(企画提案公募)   |          |           |
| その他参考となる事項      | 契約年月日：令和元年 10 月 25 日   |          |           |

| No.43           | 低線量 CT 肺がん検診結果追跡事業業務委託   |          |           |
|-----------------|--|----------|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 健康増進課  | 支出負担行為番号 | 001334501 |
| 契約金額            | 866,677 円  | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 公益財団法人鹿児島県民総合保険センター  |          |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input checked="" type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |          |           |
| 随意契約とした理由       | No.42 と同じ。   |          |           |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初契約金額：850,920 円</li> <li>・変更契約日：令和元年 10 月 1 日</li> </ul>  |          |           |

※No. 42、No. 43 は、No. 42 と内容が同様のものは記載を省略した。

いずれも第 1 号と第 2 号の併合適用のため監査の対象とした。

No. 41 は、がん征圧月間におけるがん検診受診啓発の企画及び実施に関する契約である。

No. 42 は、子宮頸がんに関するリーフレットの作成及び印刷、子宮頸がんに関する啓発グッズの作成、及び当該リーフレット及び啓発グッズを市町村へ発送する契約である。

No. 43 は、低線量 CT による肺がん検診の有用性等の検討を行うための追跡調査を行う契約である。

3 件とも契約に係る内部の承認手続や関係書類の整備状況、履行確認の状況等については特に問題もなく、全体として事務は適正であると判断される。

・書類間の整合性について

随意契約の根拠法令として、執行伺には「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号第 2 号・鹿児島県契約規則第 24 条第 1 項第 6 号」と記載されている。

一方、指名推薦委員会会議録には「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号・鹿児島県契約規則第 24 条第 1 項第 6 号」と記載されており、書類間での整合性が欠けるものとなっている。

整合性を欠かないよう、細心の注意を払っていただきたい。

| No.44           | 行政備蓄用抗インフルエンザウイルス薬イナビル購入  |  |           |
|-----------------|---|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 健康増進課   | 支出負担行為番号   | 026534601 |
| 契約金額            | 45,897,840 円  | 歳出科目(節)  | 需用費       |
| 契約の相手方          | 第一三共株式会社  |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号、鹿児島県契約規則施行令指針第 24 条関係第 2 項第 13 号  |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 33IX   |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約日：令和元年 9 月 2 日</li> <li>・ 履行期限：令和元年 9 月 30 日</li> </ul>  |  |           |

本件は、県の備蓄補充のために抗インフルエンザウイルス薬を購入する契約である。

抗インフルエンザウイルス薬である「イナビル」の製造及び販売に係るライセンスは、第一三共株式会社のみ許諾されており、同社が各都道府県に直接販売を行っている。

「契約について特別の目的があることにより品物の買入れ先が特定されているとき」に該当するものであり、第 2 号の適用で妥当である。

契約に係る内部の承認手続や関係書類の整備状況、履行確認の状況等については特に問題はなく、全体として事務は適正であると判断される。

| No.47           | ヘルプカード導入事業業務委託  |  |           |
|-----------------|---|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 障害福祉課   | 支出負担行為番号   | 016948301 |
| 契約金額            | 763,884 円   | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 社会福祉法人慶生会   |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input checked="" type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 31 年 4 月 16 日付起案<br/>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項、<u>第 3 号</u></li> <li>平成 31 年 4 月 22 日付起案<br/>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項<u>第 2 号</u>及び県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項<u>第 13 号</u></li> </ul>                                    |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 33IX   |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
| その他参考となる事項      |   |  |           |

第 3 号適用のため監査の対象とした。

「ヘルプカード」とは、外見からは配慮や援助を必要としていることが分かりにくい方が、周りに支援を求めるためのカードであり、事業費は県と国で 1/2 ずつの負担となっている。

見積書の徴取は、障害者就労支援施設等の共同受注窓口である一般社団法人かごしま障がい者共同受注センターに依頼したが、このカードの材質がクレジットカードなど同様の特殊なものであり通常の印刷とは異なるためか、見積書の提出は一者のみであった。

一者随意契約の理由は明確にされており、この点、事務は適正である。

#### [指摘 4] 公表手続の漏れについて

第 3 号による場合は、あらかじめ契約の発注見通しを公表(鹿児島県公報への登載)するとともに、契約締結の前に契約の内容、相手方の決定方法・選定基準等を、また、契約締結の後に契約の締結状況を公表することとされているが(規則 24⑦、指針 24⑥～⑩)、この手続がなされていない。

今後は規則に従った事務の執行が必要である。

#### ・書類間の整合性について

平成 31 年 4 月 16 日付起案(「ヘルプカード導入業務に係る業務委託について(伺い)」)では、随意契約の適用号数は第 3 号とされているが、4 月 22 日付起案(「県が行う契約の相手方に関する暴排措置対象法人の照会について(伺い)」)では、第 2 号及び契約指針第 24 条関係第 2 項第 13 号とされている(起案者はいずれも同じ)。

前者は見積書のとりまとめ依頼に係る文書、後者は契約の相手方決定後の県警本部への照会に係る文書の違いはあるが、それぞれの文書で適用法令が異なっているのは事務上好ましいものではない。

整合性を欠かないよう、細心の注意を払っていただきたい。

| No.50           | 感染予防等広報・啓発事業に係るチラシ作成業務委託  |  |                     |
|-----------------|---|--|---------------------|
| 担当課(予算主務課)      | 障害福祉課   | 支出負担行為番号   | 066718701           |
| 契約金額            | 1,122,000 円   | 歳出科目(節)  | 委託料                 |
| 契約の相手方          | 株式会社鹿児島映広   |  |                     |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input checked="" type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9   |  |                     |
| 随意契約とした理由       | <p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号<br/> 《執行案に記載されている理由》</p> <p>当該業務委託は、新型コロナウイルス感染症に関する予防等の啓発を促すチラシを 30 万部作成するものであり、国が令和元年度予算の予備費等を活用して行うことから、令和元年度中に納品が必要とされている。については、本業務委託は緊急性が高く、競争入札に付す期間を十分に取ることができないことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号（中略）に基づき、随意契約とする。</p> |  |                     |
| 相手方の決定方法        | <input type="checkbox"/> 一者随契 <input checked="" type="checkbox"/> その他   |  |                     |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |                     |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし | 予定価格 180 万円         |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし | 契約日：令和 2 年 3 月 24 日 |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 33IX             |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |                     |
| その他参考となる事項      | 指名推薦委員会で推薦された鹿児島市内の事業者 33 社に見積りを依頼し、見積書提出 11 社、見積辞退 3 社、見積書提出なし 19 社であった。   |  |                     |

第 5 号適用のため監査の対象とした。

本件は、契約の締結から履行期限（納品）まで 8 日間と短期間ではあったものの、見積書が提出された 11 社の中から最も有利な条件を提示した相手方と契約を締結している。競争性が確保されている点において事務は適正である。

ただ、本件でいう「緊急性」は、あくまで予算の執行期限との関係で緊急とされたものであり、災害時での緊急性や選挙など法令等の規定により業務を行う期間が短いことによる緊急性とは性質を異にするものである。この点、第 5 号でいうところの「緊急の必要」に該当するものであったのか微妙ではある（現に、執行案では『当該業務委託は令和元年度 3 月補正予算（追加）が成立しない場合は実施しない。』との条件付きとなっている。）。

### （意見 30） 予定価格の積算について

積算根拠を見ると、直接費である「チラシ印刷費」が 1,000 千円（単価の記載なし）、「見本費」と「人件費」（4 名分）が各 181 千円（同額）、「発送費」が 272 千円（単価 272.728 円）と、かなり粗い内容であり、内訳の取り方も含め、精度の面で疑問と言わざるを得ない。「緊急」ということで十分な検討ができなかったのかもしれないが、基礎資料もないため有意性に欠ける予定価格となっている。

このような積算については、無理に項目を細分して帳尻を合わせるよりも、過去の類似する業務の実績額（チラシ1枚当たりの購入単価など）を参考に、これに一定の調整を加えるなどして算定した単価に枚数を乗じて積算した方がよいと考える。なぜなら、1枚当たりの作成費には、通常、人件費や発送費などの間接費も含まれているからである。

契約規則でも、予定価格は取引の実例価格等を考慮して適正に定めるべき旨が規定されており（規則11③）、留意が必要である。

| No.51        | 生活安心コーディネート事業   |  |           |
|--------------|---|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)   | 障害福祉課   | 支出負担行為番号   | 027050601 |
| 契約金額         | 4,950,000円  | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方       | 特定非営利活動法人かごしまホームレス生活者支えあう会  |  |           |
| 令167の2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、鹿児島県契約規則施行令指針第24条関係第2項第13号  |  |           |
| 相手方の決定方法     | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |  |           |
| 見積書の徴取       | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |           |
| 関連書類の添付等     | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
|              | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
|              | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 33IX   |
|              | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
| その他参考となる事項   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初契約日：令和元年8月30日</li> <li>・当初契約金額：4,860,000円</li> <li>・令和元年10月1日付で消費税率改正に伴う変更契約あり。</li> </ul>  |  |           |

本件は、失業や生活困窮などにより自殺のリスクが高まっていると考えられる者に対し、即時的・継続的、かつ、きめ細かな支援を行うことを目的とする業務委託契約である。

契約に係る内部の承認手続や関係書類の整備状況、履行確認の状況等については特に問題はなく、全体として事務は適正であると判断される。



|                 |   |  |           |
|-----------------|---|--|-----------|
| No.52           | ひきこもり対策推進事業（ひきこもり地域支援センター）業務委託  |  |           |
| 担当課（予算主務課）      | 障害福祉課   | 支出負担行為番号   | 000818301 |
| 契約金額            | 7,086,999 円   | 歳出科目（節）  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 鹿児島県青少年育成県民会議   |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号、鹿児島県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項第 13 号   |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約保証金   | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則 33IX |           |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年 10 月 1 日付で消費税率改正に伴う変更契約あり。</li> <li>・当初契約額：7,086,999 円（うち、消費税等 524,962 円）</li> <li>・変更後契約額：7,086,999 円（うち、消費税等 644,272 円）</li> </ul>   |  |           |

本件は、ひきこもり本人や家族等を支援することにより、ひきこもり本人の自立を推進し、本人及び家族等の福祉の増進を図るための業務委託契約である。

#### （意見 31）消費税率の改正に伴う変更後の契約金額について

業務委託仕様書第 4 条で毎月の業務報告の提出が規定されていることから、本件では毎月役務の提供が完了することになる。令和元年 10 月 1 日以降の役務の提供分については新税率が適用されるため、10 月 1 日付で変更契約が締結されているが、内容は税込の契約総額を当初契約金額とし、そのうち消費税額のみを変更するものとなっている。

この理由と根拠を担当者に聞いたところ、相手方より、下半期では当初の想定より必要経費がそれほどかからない見込みであることから当初契約金額で十分賄えるとのことであったため、相手方と十分な協議を行った上で、変更契約金額については総額を当初契約金額のままとしたという回答であった。

この点について、契約変更に係る執行伺には、「7 その他」として「契約金額（消費税除く）の減額分については、会場使用料やその他需用費の節減により対応する。」という記載があるだけであった。しかし、これでは形式的には役務の対価の額を減額していることになり、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」第 3 条第 1 項に違反していると解釈される可能性がある。よって、上記の協議内容については、しっかりとした議事録を残すなどの対応が必要であったと考える。

本件は、消費税率改正に伴う一過性のものであり、今後の事務に影響するものではないが、結果として適当であったかどうかは確認しておいていただきたい。

| No.53           | 食品衛生に関する調査指導等の業務  |  |           |
|-----------------|---|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 生活衛生課   | 支出負担行為番号   | 000088101 |
| 契約金額            | 7,547,808 円   | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 公益社団法人鹿児島県食品衛生協会  |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項第 13 号の規定による。  |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし | 規則 11④    |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし | 規則 29①    |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 33IX   |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし | 規則 46①    |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約年月日：平成 31 年 4 月 1 日</li> <li>・ 調査指導実績報告書等の受領日：令和 2 年 3 月 18 日</li> <li>・ 食品衛生指導員活動状況報告書の受領日：令和元年 7 月 10 日、9 月 19 日、12 月 18 日、令和 2 年 2 月 26 日の 4 回</li> </ul>   |  |           |

本件は、食品衛生許可業務を効率的に実施するため、営業許可（継続）申請施設の検査及び食品衛生指導員・食品衛生責任者に対する講習会実施に関する業務委託契約である。本件では前金払処理がなされているが、契約書第 10 条に則り適正に処理されていた。

#### 【指摘 5】消費税率改正に伴う変更契約の手續漏れと増税分の取扱いについて

契約日が平成 31 年 4 月 1 日であったため、委託料に係る消費税率は 8% で計算されており、支払いもこの額で実行されている。しかし、契約書第 8 条第 1 項により 8% の税率が適用されるのは、令和元年 7 月 10 日及び 9 月 19 日に受領した報告書に係る部分のみであり、12 月 18 日及び令和 2 年 2 月 26 日受領した報告書に係る部分については 10% の税率が適用されなければならない。

本来、令和元年 10 月 1 日付で税率改正に伴う増税分の変更契約を行うべきであったが、この手續がなされていないため、かかる取扱いとなったものと思われる。

本件は、消費税率改正に伴う一過性のものであり、今後の事務に影響するものではないが、差額分の支払いの可否について検討しておいていただきたい。

|            |                     |         |             |
|------------|---------------------|---------|-------------|
| No.54      | 2019 年度カネミ油症健康実態調査等 |         |             |
| 担当課(予算主務課) | 生活衛生課               | 調定番号    | 19003278401 |
| 契約金額       | 1,029,000 円         | 歳入科目(節) | 公衆衛生費委託金    |
| 契約の相手方     | 厚生労働省               |         |             |

当該事業は、厚生労働省と農林水産省が平成 24 年 11 月 30 日に発出した「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」に基づき、県が厚労省から調査業務を受嘱し、調査対象となったカネミ油症患者に対して調査への協力金を支払うものである。調査実施に当たり、概算要求払いで 1,029 千円を収受している。

健康実態調査に協力してくれた県内在住の 5 人のカネミ油症認定患者に対し、協力支援金として合計 950 千円が支払われた。

なお、収受した概算要求払金と支払われた協力金との差額は、返納手続を経て国へ返金が行われている。

|            |   |         |             |
|------------|---|---------|-------------|
| No.55      | 令和元年(平成 31 年)度「食品を介したダイオキシン類等の人体への影響の把握とその治療法の開発等に関する研究」に係る事業 |         |             |
| 担当課(予算主務課) | 生活衛生課   | 調定番号    | 19003278401 |
| 契約金額       | 367,000 円   | 歳入科目(節) | 雑入          |
| 契約の相手方     | 国立大学法人九州大学 総長 久保千春  |         |             |

当該事業は、国庫補助事業として平成 10 年度から「厚生労働科学研究費補助事業(食品の安全確保推進研究事業)」として実施されているものである。

研究は、九州大学の研究代表者が自治体に油症検診と追跡調査を委託して行われており、県は調査業務の受託者として契約を締結している。

この 2 件は予備調査で随意契約の理由欄が「-」で回答があったため、検討の対象として取り上げたのであるが、書類を閲覧したところ、いずれも県の「収入」となる契約であった。

この監査の対象は、県の「支出」となる「随意契約」に係る事務の執行状況である。

提出された書類について一応の閲覧と検討を行ったため事業の概要のみを記載したが、指摘や意見の対象となるものではない。

| No.56           | 平成 31 年度動物管理及び動物愛護に関する業務委託  |  |           |
|-----------------|---|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 生活衛生課   | 支出負担行為番号   | 000180201 |
| 契約金額            | 81,455,489 円  | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 公益社団法人鹿児島県獣医師会  |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び鹿児島県契約規則施行規則第 24 条関係第 2 項第 13 号  |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 33IX   |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
| その他参考となる事項      | 令和元年 10 月 1 日付で消費税率の改正に伴う変更契約あり。  |  |           |

本件は、狂犬病予防法に基づく犬の捕獲業務、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく犬・猫の引取り業務、動物管理所における収容された犬・猫の飼育管理、殺処分、焼却処理及び動物管理所の清掃等の業務の委託である。

事業の実施には、捕獲業務及び収容犬等の管理業務は特殊な技術が必要であることや、県内各地に必要な人員を適切に配置し、効率的な業務の推進を図る必要があることから、競争入札には適さないことから随意契約としている。

随意契約の適用理由は、第 2 号で妥当である。

### (意見 32) 実績報告のあり方について

事業の実績報告として、「動物管理所事業実施報告書 1」と「動物管理事業実施報告書 2」が提出されている。これら報告書は、業務委託契約書第 8 条（事業実施報告書）に基づく報告であるが、内容は各管理所における犬や猫の捕獲頭数、引取頭数及び殺処分等の処分頭数など、実施した業務に関する定性的な情報のみであり、金額面の情報（かかった経費の明細等）が含まれていない。

現行の契約では、経費の実績（何にいくら使った、かかった）についての報告は特に求められていないようなので、手続として外れているわけではないが、公金の使途が金額的に明らかにされていないという点では好ましいものではない。

契約書第 14 条では契約が解除された際の前払い金の返還について、また、第 13 条第 3 項では契約を解除した場合に委託業務の一部完了部分の事業実績報告書及び収支決算書を請求できると規定されている。

少なくない額の委託料であることも勘案し、現状の実績報告のあり方のままで是とするのか否とするのか検討の余地があるかと思われる。

| No.57        | 乾燥はぶウマ抗毒素の購入  |  |           |
|--------------|---|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)   | 薬務課   | 支出負担行為番号   | 025005801 |
| 契約金額         | 4,433,400円  | 歳出科目(節)  | 需用費       |
| 契約の相手方       | 富田薬品株式会社 鹿児島支店  |  |           |
| 令167の2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び鹿児島県契約規則施行規則第24条関係第2項第13号  |  |           |
| 相手方の決定方法     | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |  |           |
| 見積書の徴取       | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |           |
| 関連書類の添付等     | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし       |           |
|              | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし       |           |
|              | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則33Ⅲ |           |
|              | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし       |           |
| その他参考となる事項   | 事前にインターネットにて、購入予定の薬品の単価の確認を行い、薬品の購入予定数を乗じて購入積算書を作成の上で購入計画を立案している。   |  |           |

| No.58        | 平成31年度ハブとの共存に関わる総合調査依頼  |  |           |
|--------------|---|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)   | 薬務課   | 支出負担行為番号   | 008332101 |
| 契約金額         | 2,874,000円  | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方       | 一般財団法人日本蛇族学術研究所   |  |           |
| 令167の2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 関連書類の添付等     | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則33Ⅲ |           |
| その他参考となる事項   | 委託料は7月と1月に分けて前払金で支払われている。これは、ハブの活動が活発化する5月から10月に研究が集中し、委託当初から多大な研究費に充てるためである。   |  |           |

| No.59        | 令和元年度ハブ毒免疫機序応用研究  |  |           |
|--------------|---|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)   | 薬務課   | 支出負担行為番号   | 036029201 |
| 契約金額         | 7,439,600円  | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方       | 奄美ハブ生物科学研究会 会長 服部正策   |  |           |
| 令167の2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 関連書類の添付等     | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則33Ⅲ |           |
| その他参考となる事項   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約年月日：令和元年10月1日</li> <li>・委託料は11月と1月に分けて前払金で支払われている（理由はNo.58と同じ）。</li> </ul>  |  |           |

※No.58、No.59の「随意契約とした理由」～「関係書類の添付等」は、No.57と内容が同様のものは記載を省略している。

契約の相手方はそれぞれ異なるが、ハブに関係した契約であるため、3件まとめて記載した。

No. 57 は、ハブに噛まれた場合の対処薬としての抗毒素を計画的に保有するための購入契約である。

ハブ噛傷の治療のための「乾燥はぶウマ抗毒素」は、昭和47年4月1日に医療用医薬品として承認されて以来、同抗毒素を製造しているのはKMバイオロジクス株式会社だけである。販売は同社の代理店に限られており、鹿児島県では富田薬品株式会社鹿児島支店のみであることから、随意契約としている。

また、現在用いられているはぶウマ抗毒素でハブ咬傷による死亡者の発生をほとんど抑えられるようになったが、咬傷部位の筋壊死による運動機能障害を伴った後遺症を抑えるまでには至っていない。No. 59 は、この問題を解決するために、ハブ毒及びハブ毒素害因子を抽出分離し、これらを用いた動物実験、免疫学研究を行い筋壊死が起きるメカニズムの解明等を行う研究の委託である。

奄美ハブ生物科学研究会は、奄美ハブ毒免疫機序応用研究事業実施要領に基づき、より治療効果の高い医薬品の改善のための諸研究を実施するため為に設置された団体であり、同要領において、研究業務はこの相手方に委託して実施することとしていることから随意契約としている。

No. 58 は、住民の安全な生活環境を確保するとともに、奄美大島世界自然遺産登録への取組等も視野に入れ、ハブの個体群調査と人の関わり合いを調査し、計画的なハブの駆除方法と、ハブと人とのすみ分け（共存）を検討することが目的である。

ハブの駆除を効果的に進めるために、奄美大島、徳之島両島におけるハブの生息実態調査、環境生態学調査を行う必要があり、このような研究を委託するには、毒蛇の専門的知識を有する学識経験者が集まった団体でなければならないが、これらの条件を満たすのは、日本で唯一、一般財団法人日本蛇族学術研究所のみであることから随意契約としている。

いずれも特殊の性質を有する品物の買入れまたは法令等により契約の相手方が特定されるものに該当するものであり、第2号の適用による随意契約で妥当である。

契約に係る内部の承認手続や関係書類の整備状況、履行確認の状況等については特に問題はなく、全体として事務は適正であると判断される。

| No.60           | 平成 31 年度ひとり親家庭等日常生活支援事業委託  |  |           |
|-----------------|--|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | こども家庭課   | 支出負担行為番号   | 001557901 |
| 契約金額            | 610,720 円  | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 社会福祉法人鹿児島県母子寡婦福祉連合会  |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input checked="" type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号、県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項第 3 号   |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他  |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし   |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約保証金の納付   | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則 33IX |           |
|                 | 検査調書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初契約金額：527,000 円</li> <li>・第二種社会福祉事業に該当</li> </ul>   |  |           |

| No. 61          | 平成 31 年度ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業委託   |          |           |
|-----------------|--|----------|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | こども家庭課   | 支出負担行為番号 | 001852201 |
| 契約金額            | 5,505,284 円  | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 社会福祉法人鹿児島県母子寡婦福祉連合会  |          |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input checked="" type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |          |           |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初契約金額：6,470,000 円</li> <li>・第二種社会福祉事業に該当</li> </ul>   |          |           |

※「随意契約とした理由」～「関連書類の添付等」は No.60 と同様のため記載は省略した。

いずれも第 2 号と第 3 号の併合適用のため監査の対象とした。

両事業とも厚生労働省の通知に基づいて実施されているものであり、母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活支援や就業支援等を目的としている。

同通知で、実施主体は都道府県、指定都市、中核市とされており、事業の全部または一部を母子・父子福祉団体や NPO 法人等へ委託することができるとされている。県でもこれに沿って委託がなされているものである。

事業費は国と県で 1/2 ずつを負担しており、事業は第二種社会福祉事業に該当するため、消費税は非課税とされている。

両契約とも、途中、契約金額が 2 回変更されているが、これは当初計画していた就業支援講習会等の参加人員が増減したこと等により実支出額が増加または減少することとなったため相手方からの申し入れにより行われたものであり、当該変更に係る事務手続は適正に行われている。

#### ・ 随意契約の理由について

添付されている「随意契約理由書(一者)」では、両契約とも随意契約根拠として第2号、第3号と契約指針第24条関係第2項第3号(…公益社団法人又は公益財団法人…と直接契約を締結するとき)が挙げられている。

両事業とも県の実施要綱で事業はこの相手方に委託することが明示されているため(「ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱」第3、「ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業実施要綱」2)、他の相手方を選択する余地はないものである。よって、「その目的が競争入札に適しないもの」に当たるので第2号を根拠としたことは妥当である<sup>13</sup>。当然のことながら、この場合、一者随意契約とならざるを得ない。

#### 【指摘6】適用号数の誤りについて

自治令第167条の2第1項第3号が併合適用されているのは、契約の相手方が「母子福祉団体等」に当たるからであるが、そうであれば、契約の内容や相手方の決定方法、締結状況等について公表が必要である(規則24⑦)。しかし、この手続はなされておらず、規則から外れていることになる。

また、契約指針第24条関係第2項第3号が挙げられているのは、相手方が「公益法人」であるからとの認識による。確かに、社会福祉法人は「公益性が高い」法人であり、税法では「公益法人等」として税の優遇措置などがあるが(法人税法別表第二)、あくまで社会福祉法に基づく法人であり、本号が示す「公益社団法人又は公益財団法人」ではない。この点、規則の解釈と認識に誤りがある。

随意契約の理由としては第2号で足りるが(No.60の契約は第1号、契約規則第24条第1項第6号によることも可能ではあった。)、この場合、契約指針第24条関係第2項には直接の例示は掲げられていないが、現行の例示の範囲で適合させるとすれば「第13号」となると解される。

本契約については、自治令第167条の2第1項第2号を根拠としたことは妥当であるが、今後も同様の契約が継続して締結されると思われるため、執行に際しては適用すべき例規の吟味を十分に行うことが必要である。

---

<sup>13</sup> 財務省「公共調達最適化について(平成18年8月25日)」財計第2017号

競争性のない随意契約によらざるを得ない場合(抜粋)

イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの

(イ) 法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの



| No.62        | 出会い・結婚相談事業委託業務  |  |           |
|--------------|---|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)   | 子育て支援課  | 支出負担行為番号   | 006891701 |
| 契約金額         | 16,465,611円   | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方       | 一般社団法人鹿児島県法人会連合会  |  |           |
| 令167の2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由    | 地方自治法第234条第2項及び同法施行令第167条の2第1項第2号及び県契約規則施行指針第24条関係第2項第13号   |  |           |
| 相手方の決定方法     | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |  |           |
| 見積書の徴取       | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 予定価格と同額  |  |           |
| 関連書類の添付等     | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
|              | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
|              | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 33IX   |
|              | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
| その他参考となる事項   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初契約金額：16,502,000円</li> <li>・令和元年9月2日、令和2年3月2日に変更契約（減額）</li> <li>・令和元年10月1日付で消費税率改正に伴う変更契約</li> </ul>   |  |           |

本件は、結婚を希望する独身者の出会いや結婚を実現させるため、そのきっかけづくりのサポートを行う「かごしま出会いサポートセンター」（設置場所：鹿児島金生町ビル5階、以下「センター」という。）の運営に係る業務委託である。

この事業は、国（内閣府）の地域少子化対策重点推進交付金の対象事業（優良事例の横展開支援事業）となっており、平成31年度は8,654千円（内示額）が交付されている。

また、センターでは登録管理システム（「マッチングシステム」）を活用した1対1のマッチングが行われているが、このシステムの利用には会員登録（登録料10,000円）が必要であり、31年度は登録料5,048千円が会費収入（歳入科目（節）上は「雑入」として調定されている。したがって、正味の事業費は、国からの交付金と会費収入を控除した額となる。

なお、本件は平成30年度の包括外部監査（「子育て支援事業に係る財務事務の執行について」）でも取り上げられているので、センターの概要や事業詳細等についてはそちらを参照されたい。

### （意見33）随意契約の理由について

平成28年度のセンターの開設準備事業以来、業務は同じ相手方（以下、「法人会」という。）に継続して委託されている。このため、会員確保やサポーター養成、会員引き合わせのノウハウや会員との信頼関係が構築されており、最も円滑な運営と成果が期待できるとして、第2号の適用となっている。

しかし、当初から継続して業務が委託されていれば会員引き合わせのノウハウや会員との信頼関係が構築されるのは当然であり、このことは「その性質又は目的が競争入札に適

しない」ことの理由にはならないものである。

また、法人会自体、国や自治体に対する税制提言や租税教室・税務研修会の開催など、税や税制に関する活動を主とする団体であり、かかるような団体が婚活に関して「特殊の技術」を有しているとするには説得力に欠けるものがある。そもそも、センターの「売り」とも言える会員引き合わせのノウハウは、センターに設置されているマッチングシステムによるところが大であって、このシステムの維持管理も外部委託されていることを考えれば、この相手方でなければならない理由は乏しいように思える。

価格の有利性を多少犠牲にしても「最も円滑な運営と成果が期待できる」ことの方が公益に資するということであれば、少なくともその成果を具体的に説明する必要はある。

#### ・事業の成果について

委託業務実績報告書によれば、センターの運営方針の項で、会員の成婚件数を増やすのがセンター設置の目的であるとしている。よって、事業の成果を見るには「成婚件数」が一つの指標になるかと思う。

平成31年度の会員数（登録者数）の推移を見ると、年度初めでは1,131人であった有効登録者数が、8月以降は期間満了退会会員の発生数と退会者数の合計が新規登録者数を上回ったため、年度末は896人と2割ほど減少している。会員数が減少すれば「お引き合わせ」成立件数や成婚件数も減ることが予想されるところであり、事業費に変わりがないとすれば、その分、単位当たり事業費は割高になってくることになる。

センターでは成婚件数の増加に向けていろいろと努力はされているようであるが、県としても今後の状況には留意して取り組んでいただきたい。

#### ・県内各自治体との事業の連携等について

行政による婚活支援事業は県だけでなく、鹿児島市や薩摩川内市など県内各自治体でも実施されている。事業規模、対象エリアの違いはあるものの、事業の目的はいずれも同じようなものなので、実施事業も似たようなものが多い。

鹿児島市との比較で見れば、市のマッチングの仕方は閲覧カードを利用したアナログ的なものであるが、その分、登録・相談等は無料なので<sup>14</sup>、センターと重複登録している方も少なからずいるのではないかと推察される。

県内各自治体とは、広報やセミナー開催の共同化等による費用分担など、できることもいろいろあると思うので、可能な限り効果的で効率的な事業運営を行っていただきたい。

---

<sup>14</sup> 鹿児島市結婚相談所（マリーサポートかごしま）

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kosodate/shisetsu/sonota/003.html>

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kosodate/shisetsu/sonota/documents/kekconsoudanjo.pdf>

| No.63           | 子ども食堂みんなで応援シンポジウム業務委託   |  |           |
|-----------------|---|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 子育て支援課  | 支出負担行為番号   | 030880501 |
| 契約金額            | 990,000 円   | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 株式会社総広  |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input checked="" type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 随意契約（地方自治法第 234 条第 2 項、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号）。  |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input type="checkbox"/> 一者随契 <input checked="" type="checkbox"/> その他 当初指名競争入札  |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり なし   |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則 33IX |           |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・シンポジウム開催日：令和元年 10 月 22 日(火・祝)</li> <li>・開催場所：県庁行政庁舎 2 階講堂</li> <li>・予定価格：1,236,000 円</li> <li>・契約年月日：令和元年 9 月 19 日(履行期限：同年 11 月 29 日)</li> </ul>  |  |           |

本件は、子ども食堂の現状等について広く県民の理解を深め、子ども食堂への継続的な支援の気運を醸成するために「応援シンポジウム」を開催し、子ども食堂のさらなる普及と円滑な運営に資することを目的として業務委託を行ったものである。

当初指名競争入札に付され、6 社に指名通知（令和元年 9 月 3 日）が行われたが、入札日（同 9 月 12 日）に 1 社しか参加がなかったため入札が成立せず、同日付で随意契約による手続が執られたものである。

推薦委員会の推薦した二者から見積書が徴取され、低い見積額を提示したこの相手方が選定されている。価格の競争性が確保されている点において事務の執行は妥当である。

また、この相手方は指名競争入札に付された時の入札日における唯一の入札者でもある。

#### （意見 34）第 5 号の適用について

本件では、講師や会場の都合により近い日程でシンポジウムを開催できるよう、仕様書のスケジュールに沿って実施する必要があつて競争入札に付す時間がないとし、自治令第 167 の 2 第 1 項第 5 号に当たるとして随意契約の方法によっている。

しかしながら、第 5 号の「緊急の必要」とは、たとえば、災害時において一般競争入札又は指名競争入札の方法によるときは、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、行政上も経済上も甚だしく不利益を蒙るに至るような場合であり、緊急の必要があるかどうかは、長（知事）が客観的な事実に基づいて個々具体的に認定するものであるとされる（松本英昭「新版逐条地方自治法〈第 8 次改訂版〉」898 頁（学陽書房、2015 年））。本件において、このような客観的な事実が存したとはいえず、第 5 号の適用は適当ではないと考える。

(追記)

結果の契約金額だけを見れば、100万円以下であるため自治令第167条の2第1項第1号及び契約規則第24条第1項第6号の適用が可能であったかのようにも見えるが、担当課の説明によると、予定価格は当初指名競争入札に付された時の価格のままであったため、第1号によることはできなかったとのことである。

また、当初入札の際にこの相手方から提出された札は入札が不成立に終わったため、開札されずに相手方に戻されたので、その時の提示価格がいくらであったかはわからないとのことである。

| No.64        | 令和元年度認可外保育施設長等のための運営力向上セミナー事業業務委託   |  |           |
|--------------|---|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)   | 子育て支援課  | 支出負担行為番号   | 046439101 |
| 契約金額         | 2,402,991円  | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方       | 公益財団法人総合健康推進財団(九州支部)  |  |           |
| 令167の2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由    | 地方自治法第234条第2項及び同法施行令第167条の2第1項第2号及び鹿児島県契約規則施行指針第24条関係第2項第13号  |  |           |
| 相手方の決定方法     | <input type="checkbox"/> 一者随契 <input checked="" type="checkbox"/> その他 企画競争(企画提案公募)  |  |           |
| 見積書の徴取       | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |           |
| 関連書類の添付等     | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
|              | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
|              | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 33区    |
|              | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
| その他参考となる事項   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約年月日：令和元年11月28日</li> <li>・履行期限：令和2年3月31日</li> </ul>  |  |           |

本件は、認可外保育施設における無償化の円滑な実施を図り、子どもを安心して育てることができる体制の整備を促進することを目的として、認可外保育施設等の設置者等を対象としたセミナーの企画・運営に係る事業の業務委託である。

本業務委託は、設計書等に基づき落札業者へ均一の成果を期待できる業務ではなく、業者が創案する企画内容により、その効果が全く異なることから事業効果の大きい企画案を採用するためとして、企画競争方式が採られている。

公募に対して4社から企画提案があり、審査要綱に基づく審査の結果、この相手方が選定されている。

契約に係る内部の承認手続や関係書類の整備状況、履行確認の状況等については特に問題はなく、全体として事務は適正であると判断される。

| No.65           | 令和元年度鹿児島県保育所等の魅力発信事業業務委託  |   |           |
|-----------------|---|---|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 子育て支援課  | 支出負担行為番号  | 045002701 |
| 契約金額            | 3,894,000 円   | 歳出科目(節)   | 委託料       |
| 契約の相手方          | 株式会社南日本リビング新聞社  |   |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |   |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法第 234 条第 2 項及び同法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び鹿児島県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項第 13 号  |   |           |
| 相手方の決定方法        | <input type="checkbox"/> 一者随契 <input checked="" type="checkbox"/> その他 企画競争(企画提案公募)  |   |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |   |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし        |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし        |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則 33Ⅹ |           |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし        |           |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約年月日：令和元年 10 月 11 日</li> <li>・履行期限：令和 2 年 3 月 31 日</li> </ul>  |   |           |

本件は、県内の私立幼稚園、保育所等が職場の処遇改善に取り組む上で模範となる事例集（「魅力ある職場づくり好事例集 笑顔かがやく園づくり」）の企画・作成に係る業務委託である。施設の経営者や園長に対し、魅力ある職場環境の整備をすることが勤務する職員の確保につながることを理解してもらうことを趣旨としている。事業実施期間は 3 年間であり、委託費の 1/2 は国庫（地方創生交付金）で賄われている。

企画競争方式が採られており、応募者はこの相手方のみであったが、審査要綱に基づいて選定されており、全体として事務の執行は妥当であると判断される。

|                 |   |  |           |
|-----------------|---|--|-----------|
| No.66-1         | 令和元年度鹿児島県保育士等キャリアアップ研修事業（鹿児島市地区）業務委託  |  |           |
| 担当課(予算主務課)      | 子育て支援課  | 支出負担行為番号   | 026579101 |
| 契約金額            | 3,956,920 円   | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | ヒューマンアカデミー株式会社  |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法第 234 条第 2 項及び同法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号   |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input type="checkbox"/> 一者随契 <input checked="" type="checkbox"/> その他 企画競争（企画提案公募）  |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則 33IX |           |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
| その他参考となる事項      |   |  |           |

|                 |   |          |           |
|-----------------|---|----------|-----------|
| No.66-2         | 令和元年度鹿児島県保育士等キャリアアップ研修事業（熊毛・奄美地区）業務委託   |          |           |
| 担当課(予算主務課)      | 子育て支援課  | 支出負担行為番号 | 021001701 |
| 契約金額            | 1,409,702 円   | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 社会福祉法人鹿児島県保育連合会   |          |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |          |           |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初契約金額：1,384,071 円</li> <li>・令和元年 10 月 1 日付で消費税率改正に伴う変更契約あり。</li> </ul>   |          |           |

※「随意契約とした理由」～「関連書類の添付等」は No.66-1 と同様のため記載は省略した。

この 2 件は、リーダー的な役割を担う保育士等に対し、厚生労働省の処遇改善加算の要件であるキャリアアップ研修を実施し、専門性の向上を図るとともに、保育の質を高めることを目的とするものである。鹿児島市地区と熊毛・奄美地区に分けて事業は実施されている。

研修は、業者が創案する企画内容によりその効果が全く異なることから、事業効果の大きい企画案を採用するため、企画競争を実施し、内容、実効性が最も優れると判断される企画案を提案した者を契約締結候補者とするため、随意契約としたものである。

このように企画競争方式を採用することは合理的理由があつて相当である。また、企画提案を行うものを公募していることから、その方法においても問題ないものと考えられる。なお、両研修とも一者のみが公募に応じて企画提案を行い、審査委員会の審査を経て採用されている。

契約に係る内部の承認手続や関係書類の整備状況、履行確認の状況等については特に問題はなく、全体として事務は適正であると判断される。

| No.67           | 令和元年度鹿児島県保育教諭等研修事業業務委託  |  |           |
|-----------------|---|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 子育て支援課  | 支出負担行為番号   | 035040701 |
| 契約金額            | 863,082 円   | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 一般社団法人鹿児島県私立幼稚園協会   |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 随意契約(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び鹿児島県契約規則施行指針第 24 条第 1 項第 13 号)  |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
|                 | 契約書の作成  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 29① I  |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 33IX   |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
| その他参考となる事項      | 履行期限：令和 2 年 3 月 31 日限り  |  |           |

本件は、教育と保育の一体的提供などに幼保連携型認定こども園の保育教諭等の質の向上を図るために実施した 2 日間の研修事業について業務委託を行ったものである。

#### (意見 35) 見積書の金額と決算書のコル額について

本件においては、一者随契となっている。一者随契である以上、より一層、委託金額が説明可能なものであるかに留意する必要がある。

契約の相手方から提出された見積りの内訳を見ると、事務局旅費として 70,000 円、事務局人件費として 150,000 円が計上され、歳入・歳出決算書では、事務局旅費として 53,680 円、事務局人件費として 121,000 円が計上されている。

2 日間の研修であり、全ての研修を外部講師が行うことを考えると、それらの支出の必要性について、記録上明確にしておく必要がある。

#### (意見 36) 業務委託の必要性について

本件は、2 日間にわたり外部講師を呼んで研修を行うことを内容とする業務委託であるが、そもそも外部に業務委託すべき必要性について検討の余地があるかと思われる。県が主体となって、外部講師を呼んで研修を行う等、別の方法で実施できないか検討されたい。



| No.68           | 令和元年度放課後児童支援員認定資格研修業務委託   |  |           |
|-----------------|---|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 子育て支援課  | 支出負担行為番号   | 013495001 |
| 契約金額            | 4,393,889 円   | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 一般社団法人鹿児島県児童クラブ連絡協議会  |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び鹿児島県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項第 13 号  |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 予定価格と同額  |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則 33IX |           |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初契約金額：4,314,000 円</li> <li>・令和元年 10 月 1 日付で消費税率改正に伴う変更契約あり。</li> </ul>   |  |           |

本研修は、厚生労働省が定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成 26 年厚生労働省令第 63 号)に基づき実施されているもので、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に従事しようとする人に放課後児童支援員の資格を取得してもらうことを目的としている。時期と会場を分けて、年 4 回研修が実施されており、受講修了者には支援員の資格が与えられる。令和元年度は受講申込者数 636 名、修了者数 606 名の実績となっている。

平成 29 年度からこの相手方に業務が委託されているが、事業の内容、実施要項等に照らし、随意契約の理由は第 2 号で妥当である。

契約に係る内部の承認手続や関係書類の整備状況、履行確認の状況等については特に問題はなく、全体として事務は適正であると判断される。

| No.69        | 令和元年度鹿児島県子育て支援員研修事業業務委託   |  |           |
|--------------|---|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)   | 子育て支援課  | 支出負担行為番号   | 019267801 |
| 契約金額         | 2,719,420円  | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方       | 株式会社テノ・サポート   |  |           |
| 令167の2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由    | 地方自治法第234条第2項及び同法施行令第167条の2第1項第2号、鹿児島県契約規則施行指針第24条関係第2項第13号により随意契約とする。  |  |           |
| 相手方の決定方法     | <input type="checkbox"/> 一者随契 <input checked="" type="checkbox"/> その他 企画競争(企画提案公募)  |  |           |
| 見積書の徴取       | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |           |
| 関連書類の添付等     | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし       |           |
|              | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし       |           |
|              | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則33Ⅹ |           |
|              | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし       |           |
| その他参考となる事項   |   |  |           |

本件は、地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するため創設された全国共通の子育て支援員研修を実施し、子育て支援員の養成を図ることを目的とする研修事業を実施することとし、研修について業務委託を行ったものである。

研修は、業者が創案する企画内容によりその効果が全く異なることから、事業効果の大きい企画案を採用するため、企画競争を実施し、内容、実効性が最も優れると判断される企画案を提案した者を契約締結候補者とするため、随意契約としたものである。

このように企画競争方式を採用することは合理的理由があつて相当である。また、企画提案を行うものを公募していることから、その方法においても問題ないものと考えられる。

なお、本件では、1社のみが公募に応じて企画提案を行い、審査委員会の審査、推薦委員会の決定を経て採用されている。

契約に係る内部の承認手続や関係書類の整備状況、履行確認の状況等については特に問題はなく、全体として事務は適正であると判断される。

| No.70           | かごしま子ども未来プラン 2020 に係る計画書等製作業務委託   |  |           |
|-----------------|---|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 子育て支援課  | 支出負担行為番号   | 059222201 |
| 契約金額            | 1,885,400 円   | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 株式会社鹿児島新生社印刷  |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 随意契約(地方自治法第 234 条第 2 項及び同法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び鹿児島県契約規則施行指針第 24 条第 2 項第 13 号の規定)   |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input type="checkbox"/> 一者随契 <input checked="" type="checkbox"/> その他 企画競争(企画提案公募)  |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則 33VI |           |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
| その他参考となる事項      |   |  |           |

本件は、「かごしま子ども未来プラン 2020」に係る計画書及び計画書概要版の製作を委託するものである。

本件では、企画提案公募を行った結果、1 社のみが参加し、見積書を提出させたうえで、その 1 社と契約に至っている。

公募は、令和元年 12 月 24 日に県のホームページに掲載することにより募集を開始し、令和 2 年 1 月 28 日を締め切りとして募集している。応募期間が年末年始にかかっていることからすると、周知させ参加を促す期間としてはやや短期間と思われ、結果として 1 社のみの参加となったのではないかと考えられる。

#### ・随意契約の理由について

随意契約とした理由は、企画提案公募を採用したためであるが、内容の決まったものについての印刷物の製作については、イラストやレイアウトをある程度指定を行って調整することで、入札に付することも可能ではないかと思われる。

| No.71           | 鹿児島県保育士人材バンク WEB サイト構築等業務委託   |  |           |
|-----------------|---|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 子育て支援課  | 支出負担行為番号   | 031513801 |
| 契約金額            | 7,216,550 円   | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 株式会社フォーエバー  |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 随意契約(地方自治法第 234 条第 2 項及び同法施行令第 167 条の 2 第 1 項及び鹿児島県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項第 13 号による随意契約)。   |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input type="checkbox"/> 一者随契 <input checked="" type="checkbox"/> その他 企画競争(企画提案公募)  |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則 33VI |           |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
| その他参考となる事項      |   |  |           |

本件は、鹿児島県保育士人材バンクのウェブサイト構築等についての業務を委託したものである。

見積金額にかかわらず、ウェブサイトの閲覧者及び更新作業者の利便性・操作性に配慮した、最も優れた企画を提案した業者を採択したいため企画提案方式を採用したものと考えられる。

このように企画競争方式を採用することは合理的理由があつて相当である。

契約に係る内部の承認手続や関係書類の整備状況、履行確認の状況等については特に問題はなく、全体として事務は適正であると判断される。

なお、執行伺において、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の適用号数が記載されていなかった。第 2 号であることは読み取れるが、記載漏れのないようにしていただきたい。

| No.72           | かごしまのシニアお出かけ促進事業に係るリーフレット及びポスター   |  |            |
|-----------------|---|--|------------|
| 担当課(予算主務課)      | 高齢者生き生き推進課  | 支出負担行為番号   | 007325601  |
| 契約金額            | 83,538 円  | 歳出科目(節)  | 需用費        |
| 契約の相手方          | 株式会社ラグーナ出版  |  |            |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input checked="" type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |            |
| 随意契約とした理由       | 今回のチラシ及びポスター作成に係る契約が、地方自治法第 234 条第 2 項、同法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当する契約であることから、随意契約により行うこととする。   |  |            |
| 相手方の決定方法        | <input type="checkbox"/> 一者随契 <input checked="" type="checkbox"/> その他   |  |            |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 3 者より見積書徴取   |  |            |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 11④、24② |
|                 | 契約書の作成  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 29① I   |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 33VI    |
|                 | 検査調書の作成   | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 46①     |
| その他参考となる事項      |   |  |            |

第 3 号適用のため監査の対象とした。

本件は、A4 サイズのリーフレット（三つ折り）6,500 部と B2 サイズのポスター260 部の調達に係る契約であり、県の障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針に沿って相手方の選定等がなされている。

3 者による見積書の比較で相手方が決定されており、価格の競争性が確保されている点は適正である。

#### [指摘 7] 公表手続の漏れについて

第 3 号による場合は、あらかじめ契約の発注見通しを公表（鹿児島県公報への掲載）するとともに、契約締結の前に契約の内容、相手方の決定方法・選定基準等を、また、契約締結の後に契約の締結状況を公表することとされているが（規則 24⑦、指針 24⑥～⑬）、この手続がなされていない。

今後は規則に従った事務の執行が必要である。

| No.73           | 高齢者虐待防止リーフレット   |  |            |
|-----------------|---|--|------------|
| 担当課(予算主務課)      | 高齢者生き生き推進課  | 支出負担行為番号   | 066230301  |
| 契約金額            | 172,700 円   | 歳出科目(節)  | 需用費        |
| 契約の相手方          | 合同会社貴静里   |  |            |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input checked="" type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |            |
| 随意契約とした理由       | 随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号、第 3 号及び鹿児島県契約規則第 24 条第 1 項第 6 号による）  |  |            |
| 相手方の決定方法        | <input type="checkbox"/> 一者随契 <input checked="" type="checkbox"/> その他   |  |            |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |            |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 11④、24② |
|                 | 契約書の作成  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 29① I   |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 33VI    |
|                 | 検査調書の作成   | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 46①     |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書提出期限：令和 2 年 3 月 3 日</li> <li>・履行期限：令和 2 年 3 月 24 日</li> </ul>  |  |            |

第 3 号適用のため監査の対象とした。

本件は、「高齢者虐待防止リーフレット」25,000 部の調達に係る契約であり、県の障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針に沿って相手方の選定等がなされている。

価格の競争性は確保されており、この点において事務の執行は適正である。

#### (意見 37) 第 1 号と第 3 号の併合適用について

執行伺では第 1 号と第 3 号が併合適用されているが、第 3 号の適用ということであれば、契約の内容や相手方の決定方法、締結状況等について公表が必要である（規則 24⑦）。しかし、この手続はなされておらず、この場合、規則から外れていることになる。

また、金額基準である第 1 号については、契約規則第 24 条第 1 項第 6 号（前各号に掲げるもの以外のもの 100 万円）の適用としているが、本件は調達規則第 2 条関係の別表 11（更生施設等から購入する物品）を直接執行の根拠としており、そうであれば、契約規則第 24 条第 1 項は「第 2 号」（財産の買入れ 160 万円）の適用とするのが適当である。

第 1 号と第 3 号または調達規則のどれを主たる根拠としているのかが明確ではないが、いずれにしろ、事務の執行に当たっては適用される規定の吟味と検討を十分に行う必要がある。

| No.74           | 平成 31 年度県有施設除草業務委託  |   |           |
|-----------------|---|---|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 高齢者生き生き推進課  | 支出負担行為番号  | 001511301 |
| 契約金額            | 1,057,778 円   | 歳出科目(節)   | 委託料       |
| 契約の相手方          | 公益社団法人指宿市シルバー人材センター   |   |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input checked="" type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |   |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号   |   |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |   |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |   |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし        |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし        |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則 33Ⅹ |           |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし        |           |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・履行期間：平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 1 月 31 日</li> <li>・令和元年 10 月 1 日付で消費税率改正に伴う変更契約あり。</li> </ul>   |   |           |

第 3 号適用のため監査の対象とした。

本件は、旧ふれあいプラザなのはな館（指宿市東方）の県管理区域内における衛生環境の保全及び景観を保持するための除草業務の委託である。

#### （意見 38）一者随意契約の理由について

一者随意契約の理由が、本件施設の巡視等業務をこの相手方と契約する予定であり、除草業務も同じ相手の方が効率的で効果的であるからとされている。

他の業者にも見積りを依頼したが見積書の徴取ができなかったというのであれば、理由としてわからないこともないが、本件の場合は、初めからこの相手方ありきであることが色濃く感じられ、あまり適当とは言えない。「経費的にも節減が図られる。」というのであれば、ある程度数値的な根拠を示して説明する必要があるのではないか。

随意契約の適用号数は第 3 号で問題はないが、巡視等業務と連携して業務を行うことが効率的であることを重視して随意契約とするのであれば、むしろ「第 6 号」(競争入札に付することが不利と認められるとき)の方が実情に近いのかもしれない。

#### 〔指摘 8〕公表手続の漏れについて

第 3 号による場合は、あらかじめ契約の発注見通しを公表(鹿児島県公報への登載)するとともに、契約締結の前に契約の内容、相手方の決定方法・選定基準等を、また、契約締結の後に契約の締結状況を公表することとされているが(規則 24⑦、指針 24⑥～⑬)、この手続がなされていない。

今後は規則に従った事務の執行が必要である。

| No.75           | 介護保険指定事業者台帳管理システム保守業務委託   |  |           |
|-----------------|---|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 高齢者生き生き推進課  | 支出負担行為番号   | 065593901 |
| 契約金額            | 1,923,900 円   | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | ニッセイ情報テクノロジー株式会社  |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び鹿児島県契約規則施行規則第 24 条関係第 2 項第 13 号  |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則 33IX |           |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
| その他参考となる事項      | 令和元年 10 月 1 日付で消費税率改正に伴う変更契約あり。   |  |           |

| No.76           | 介護事務所キャリアパス構築支援事業業務委託   |          |           |
|-----------------|---|----------|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 高齢者生き生き推進課  | 支出負担行為番号 | 067402601 |
| 契約金額            | 4,334,815 円   | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 公益財団法人介護労働安定センター鹿児島支部   |          |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |          |           |
| 相手方の決定方法        | <input type="checkbox"/> 一者随契 <input checked="" type="checkbox"/> その他 企画競争(企画提案公募)  |          |           |
| その他参考となる事項      | 令和元年 10 月 1 日付で消費税率改正に伴う変更契約あり。   |          |           |

| No.77           | 外国人介護人受入支援事業(外国人介護人材集合研修)業務委託   |          |           |
|-----------------|---|----------|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 高齢者生き生き推進課  | 支出負担行為番号 | 070004701 |
| 契約金額            | 2,952,000 円   | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 公益財団法人介護労働安定センター鹿児島支部   |          |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |          |           |
| 相手方の決定方法        | <input type="checkbox"/> 一者随契 <input checked="" type="checkbox"/> その他 企画競争(企画提案公募)  |          |           |
| その他参考となる事項      | 新型コロナウイルス禍の影響で一部の研修が中止となり、当初契約金額から 253,308 円の減額変更がある。   |          |           |

※No.76、No.77 の「随意契約とした理由」～「関連書類の添付等」は No.75 と同様の内容ものは記載を省略している。

3 件とも第 1 号適用にもかかわらず契約金額が契約規則に定める上限額(100 万円、規則 24①VI)を超えていたため監査の対象としたが、いずれも第 2 号適用の契約である。

No.75 は、介護保険指定事業者台帳等管理システムのシステム保全、改修に伴う使用方法の説明及びマニュアルの作成、システム使用上発生した疑義への対応及び動作障害対応



を委託する業務である。

本システムの著作権が開発元であるニッセイ情報テクノロジー社にあり、保有情報及びプログラムを損傷することなく保守できること、更には制度改正等のシステム改修についても対応できる業者がこの相手方だけであることから第2号の適用となっている。

No. 76 は、介護事業所のキャリアパス構築を支援するため、キャリアパス構築に向けた研修を行うとともに社会保険労務士等の専門家を派遣し、キャリアパス構築の支援を行う事業の委託である。

No. 77 は、外国人介護人材が県内の事業所で円滑に就労・定着できるように集合研修を実施する業務の委託である。

No. 76 、No. 77 とも公募による企画提案方式が採用されたが、応募者がいずれも1社だけであったため、この相手方との契約となっている。

いずれも随意契約の理由は第2号で妥当である。

契約に係る内部の承認手続や関係書類の整備状況、履行確認の状況等については特に問題はなく、全体として事務は適正であると判断される。

## 商工労働水産部の随意契約

| No.78           | 平成 31 年度食品関連産業経営力アップ支援事業業務委託  |   |           |
|-----------------|---|---|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 商工政策課   | 支出負担行為番号  | 005425201 |
| 契約金額            | 28,354,000 円  | 歳出科目(節)   | 委託料       |
| 契約の相手方          | 株式会社ジーブリッジ  |   |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |   |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び鹿児島県契約規則施行規則第 24 条関係第 2 項第 13 号  |   |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |   |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |   |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし          |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし          |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし   規則 33Ⅹ |           |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし          |           |
| その他参考となる事項      |   |   |           |

本件は、食品関連産業に対する経営力アップセミナー、商品開発研修会、ブラッシュアップ商談会、展示会出展の企画・運営と営業力強化専門家の派遣・指導に係る業務委託である。

平成 29 年度及び 30 年度の食品関連産業経営力アップ支援事業業務の委託先であるワールドボンド社（「株式会社ジーブリッジ」に社名変更）から企画提案を受け、提案内容について検討委員会による審査を行い委託先に決定している。

随意契約の理由は第 2 号で妥当と判断される。

契約に係る内部の承認手続や関係書類の整備状況、履行確認の状況等については特に問題もなく、全体として事務は適正であると判断される。

| No.79           | プロフェッショナル人材戦略拠点事業業務委託   |  |           |
|-----------------|---|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 商工政策課   | 支出負担行為番号   | 005672901 |
| 契約金額            | 28,765,000 円  | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 公益財団法人かごしま産業支援センター  |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び鹿児島県契約規則施行規則第 24 条関係第 2 項第 13 号  |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約保証金   | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則 33IX |           |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
| その他参考となる事項      | 令和元年 10 月 1 日付で消費税率改正に伴う変更契約あり。   |  |           |

本件の委託業務の内容は、「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置するとともに、同拠点に専門の職員を配置し、県内企業への即戦力人材の還流と、これらの人材を活用した企業の経営革新を促進する業務である。

契約に係る内部の承認手続や関係書類の整備状況、履行確認の状況等については特に問題もなく、全体として事務は適正であると判断される。

| No.80           | かごしま企業成長促進プログラム事業業務委託   |  |           |
|-----------------|---|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 経営金融課   | 支出負担行為番号   | 008069401 |
| 契約金額            | 4,048,000 円   | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 有限責任監査法人トーマツ福岡事務所   |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）及び<br>県契約規則施行規則第 24 条関係第 2 項（13）による  |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input type="checkbox"/> 一者随契 <input checked="" type="checkbox"/> その他 企画提案競技（企画提案公募）  |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則 33IX |           |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公募期間：平成 31 年 3 月 28 日～4 月 17 日（21 日間）</li> <li>・ 契約年月日：令和元年 5 月 10 日</li> <li>・ 実施期間：3 年間（平成 31 年度～平成 33 年度）</li> </ul>  |  |           |

本件は、県内企業等を対象として、経営者の株式上場（IPO：Initial Public Offering）等への意識醸成を目的としたセミナーの開催と成長戦略策定ゼミの企画・運営に係る業務の委託である。

相手方の選定については、企画提案競技方式が採用され、事業説明会には 2 社の出席があったものの、応募は 1 社だけであった。

審査は、経営金融課及び商工政策課の 5 名の審査員による審査票での採点の総獲得点数の集計で行われ、基準点（90 点/150 点満点）を満たすか否かで採択の可否が決定されている。審査項目は「運営力（10）」、「企画力（10）」、「計画性・妥当性（5）」、「理解度・姿勢（5）」の 4 項目であり（カッコ内の数字は配点）、各審査員 30 点満点、合計 150 点満点となっている。

受託者であるトーマツは、国内における 4 大監査法人の一つであり、IPO 支援等業務で豊富な経験と実績を有する監査事務所である。この点、業務の委託先としては適任であると判断される。

契約に係る内部の承認手続や関係書類の整備状況、履行確認の状況等については特に問題もなく、全体として事務は適正であると判断される。

| No.81           | 平成 31 年度豊かな海づくり総合推進事業に係る種苗生産委託  |  |            |
|-----------------|---|--|------------|
| 担当課(予算主務課)      | 水産振興課   | 支出負担行為番号   | 000464001  |
| 契約金額            | 89,569,000 円  | 歳出科目(節)  | <u>委託料</u> |
| 契約の相手方          | 公益財団法人かごしま豊かな海づくり協会   |  |            |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |            |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号並びに県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項第 13 号  |  |            |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |  |            |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |            |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |            |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |            |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則 33IX |            |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |            |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初契約金額：87,940,473 円</li> <li>・令和元年 10 月 1 日付で消費税率改正に伴う変更契約あり。</li> </ul>  |  |            |

| No.82           | 平成 31 年度豊かな海づくり総合推進事業に係る放流用種苗売買契約   |   |            |
|-----------------|---|---|------------|
| 担当課(予算主務課)      | 水産振興課   | 支出負担行為番号  | 000339101  |
| 契約金額            | 36,000,000 円  | 歳出科目(節)   | <u>需用費</u> |
| 契約の相手方          | 公益財団法人かごしま豊かな海づくり協会   |   |            |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |   |            |
| 関連書類の添付等        | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則 33III |            |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約日及び納入期限：平成 31 年 4 月 1 日</li> <li>・物品売買契約であるため印紙税は非課税となっている。</li> </ul>  |   |            |

No. 82 の方は、マダイ・ヒラメ及びトコブシの放流用種苗を購入するための契約である。

両契約とも相手方は同じであるが、契約保証金の納付が No. 81 は契約規則第 33 条第 9 号（委託契約をするとき）を根拠として、No. 82 は同第 3 号（過去 2 箇年の間に地方公共団体とその種類及び規模をおおむね同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき）を根拠として免除されている点で異なる。

契約に係る内部の承認手続や関係書類の整備状況、履行確認の状況等については特に問題はなく、全体として事務は適正であると判断される。

## 農政部の随意契約

| No.83           | かごしまの農業の魅力総合 PR 事業業務  |  |           |
|-----------------|---|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 農政課   | 支出負担行為番号   | 018997301 |
| 契約金額            | 7,199,995 円   | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | MBC 開発株式会社  |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項第 13 号   |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input type="checkbox"/> 一者随契 <input checked="" type="checkbox"/> その他   企画競争(企画提案公募)  |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし           |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし           |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし   規則 33IX |           |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし           |           |
| その他参考となる事項      | 契約年月日：令和元年 7 月 9 日  |  |           |

本件は、県の農業の認知度向上やイメージアップ及び就農意欲喚起のため、その PR に関する業務委託契約である。

契約に係る内部の承認手続や関係書類の整備状況、履行確認の状況等については特に問題はなく、全体として事務は適正であると判断される。

|              |   |   |          |
|--------------|---|---|----------|
| No.84        | 令和元年度魅力・体験グリーン・ツーリズム推進事業業務委託  |   |          |
| 担当課(予算主務課)   | 農村振興課   | 支出負担行為番号  | 02278201 |
| 契約金額         | 1,319,000円  | 歳出科目(節)   | 委託料      |
| 契約の相手方       | かごしまグリーン・ツーリズム協議会   |   |          |
| 令167の2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input checked="" type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |   |          |
| 随意契約とした理由    | 地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号   |   |          |
| 相手方の決定方法     | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |   |          |
| 見積書の徴取       | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |   |          |
| 関連書類の添付等     | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし        |          |
|              | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし        |          |
|              | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則33IX |          |
|              | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし        |          |
| その他参考となる事項   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約日:令和元年6月21日(履行期限:令和2年3月13日)</li> <li>・当初契約金額:1,727,000円</li> <li>・新型コロナウイルスの影響によるシンポジウムの開催中止で、委託料が減額変更されている(令和2年3月3日付)。</li> </ul>  |   |          |

第6号の適用のため監査の対象とした。

本件は、農山漁村の所得向上に向けて、これまでのグリーン・ツーリズムを発展させ、鹿児島の良い景観、豊かな農産物や食、伝統文化など地域資源を十分に活用した農泊の取組の促進を目的とした事業の業務委託である。

この事業は農林水産省の「農山漁村振興交付金(農泊推進対策)」の交付対象となっており、1都道府県当たり250万円を上限として事業費が助成されている。

#### (意見39) 第6号の適用について

随意契約の理由として、平成28年～30年度まで3か年継続して契約を締結しているため必要な情報やノウハウ等を持ち合わせていること、実績があり新たにプロポーザル方式等で選定するより経費面で有利であることが挙げられている。

しかし、経費面でどのように有利なのかが具体的に説明されておらず、第6号を適用するには説得力に欠けるものとなっている。経費の内訳は講師等旅費、講師料、スタッフの賃金、会場使用料などであるが、これらは県の基準などで単価等がある程度決まっているので、業務内容が同じであれば価格差は生じにくいものである。

理由を見るかぎり、前例と実績で相手方が選定されているのが色濃く感じられ、第6号の適用とするのであれば、本件の場合、業務の品質や安全性の面からの有利性の有無を主眼として説明すべきと思われる。

または、グリーン・ツーリズムに関する必要な情報やノウハウ等を有している者がこの相手方しかないということであれば、むしろ「第2号」の方が適当と思われる。

|                 |  |  |           |
|-----------------|--|--|-----------|
| No.85           | 国有農地（肝付町前田字原ノ村 4999 番 1）竹払い業務  |  |           |
| 担当課（予算主務課）      | 農村振興課  | 支出負担行為番号   | 055122101 |
| 契約金額            | 207,020 円  | 歳出科目（節）  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 公益社団法人肝付町シルバー人材センター  |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input checked="" type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法第 234 条第 2 項、同施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号、3 号並びに鹿児島県契約規則第 24 条第 1 項第 6 号及び同契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項第 3 号の規定による随意契約とする。  |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他  |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし   |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書   | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 25     |
|                 | 契約書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
|                 | 契約保証金の納付   | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 33VI   |
|                 | 検査調書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
| その他参考となる事項      |  |  |           |

第 1 号と第 3 号の併合適用のため監査の対象とした。

本件は、国（農林水産省）が所有する農地の竹・草払いに係る業務の委託であり、委託料は国庫金から賄われている。

#### （意見 40）適用号数の記載について

執行伺には、根拠法令と適用号数として、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 3 号が挙げられている。第 1 号については随意契約の根拠であるが、第 3 号（「シルバー人材センター」から役務の提供を受ける契約）は相手方選定の際、高年齢者の福祉の増進に資することを目的とするにあたって、参考とされたにすぎない。第 3 号が参考号数なのであれば、根拠法令適用号数に記載すべきではない。

また、随意契約とした理由として、契約指針第 24 条関係第 2 項第 3 号（「公益社団法人」と直接契約を締結するとき）を挙げているが、これは「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」の例示の一つであるから、そうだとすれば自治令第 167 条の 2 第 1 項の適用号数は「第 2 号」でなければならない。随意契約の理由は自治令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号であるならば、根拠法令適用号数に記載すべきではない。

なお、相手方の選定理由として『当該地に最も近く、前年度に委託実績があり周辺状況を熟知していることから、円滑かつ効率的に業務を実施することができる』ことが付記されているが、この理由は根拠としている規定の趣旨とはあまり関連性がないものである。

どれを根拠として随意契約としたのかがわかりにくいものとなっているため、各規定の吟味を十分に行い、随意契約とした理由を明瞭にする必要がある。



| No.86           | 平成 31 年度展示商談会出展業務委託   |   |           |
|-----------------|---|---|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 畜産課   | 支出負担行為番号  | 008640301 |
| 契約金額            | 1,472,000 円   | 歳出科目(節)   | 委託料       |
| 契約の相手方          | 鹿児島県地鶏振興協議会   |   |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |   |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法第 234 条第 2 項、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号、鹿児島県契約規則施行令指針第 24 条関係第 2 項第 13 号  |   |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |   |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |   |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし        |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし        |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則 33Ⅹ |           |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし        |           |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約年月日：平成 31 年 4 月 26 日</li> <li>・ 展示商談会：東京 2019 令和元年 8 月 21 日、22 日<br/>大阪 2020 令和 2 年 2 月 19 日、20 日</li> <li>・ 令和元年 11 月 15 日に全額を前金払している。</li> <li>・ 業務終了届出日：令和 2 年 3 月 24 日</li> </ul>                              |   |           |

第 1 号で契約金額が契約規則に定める上限額（委託料 100 万円）を超えていたため監査の対象としたが、実際は第 2 号の適用である。

本件は、「アグリフード EXPO 東京 2019」及び「アグリフード EXPO 大阪 2020」への出展、報告書等の作成に関する業務委託契約である。

出展内容の性質上、第 2 号を理由とする随意契約で妥当である。

契約に係る内部の承認手続や関係書類の整備状況、履行確認の状況等については特に問題はなく、全体として事務は適正であると判断される。

| No.87           | 平成 31 年度豚産肉能力検定事業に係る現場検定業務委託  |  |           |
|-----------------|---|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 畜産課   | 支出負担行為番号   | 009204901 |
| 契約金額            | 1,561,505 円   | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 公益社団法人鹿児島県畜産協会  |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び鹿児島県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項第 13 号  |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則 33IX |           |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約日:平成 31 年 4 月 16 日(履行期限:平成 32 年 3 月 31 日)</li> <li>・当初契約金額:1,804,085 円</li> <li>・現場検定の対象頭数が減ったため、令和 2 年 3 月 27 日付で契約金額の減額変更あり。</li> </ul>   |  |           |

第 1 号で契約金額が契約規則に定める上限額（委託料 100 万円）を超えていたため監査の対象としたが、実際は第 2 号の適用である。

本件は、豚の産肉について現場直接検定を行い、種雄豚候補の産肉能力を調査するための業務委託である。検定で 1 日平均増体重、ロース断面積、背脂肪厚が成績判定されている。検定合格豚については産肉登録が行われ、データが県畜産協会において記録されて次世代の種豚改良に使用される。

契約に係る内部の承認手続や関係書類の整備状況、履行確認の状況等については特に問題はなく、全体として事務は適正であると判断される。

| No.88           | 令和元年度「かごしま黒豚」販路拡大及び認知度向上業務委託  |  |           |
|-----------------|---|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 畜産課   | 支出負担行為番号   | 019866801 |
| 契約金額            | 926,999 円   | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 鹿児島県黒豚生産者協議会  |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法第 234 条第 2 項、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号、鹿児島県契約規則第 24 条第 1 項第 6 号  |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 33IX   |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約年月日：令和元年 7 月 2 日</li> <li>・ 展示商談会：令和元年 8 月 21 日・22 日</li> <li>・ 令和元年 9 月 6 日に全額が前金払されている。</li> <li>・ 業務終了届出日：<u>令和 2 年 3 月 23 日</u></li> </ul>   |  |           |

本件は、流通業者や消費者等を対象とした展示会商談会への出展や PR 資料等の作成・配布により「かごしま黒豚」の販路拡大と認知度向上を図るための業務委託である。

業務としては展示商談会（「第 14 回アグリフード EXPO 東京 2019」、東京ビッグサイト南ホール）への出展が主であり、出展に際しての諸経費の支払いに充てるため全額が前金払されている。

随意契約の理由を見るかぎり、「第 2 号」（契約の性質又は目的が競争入札に適しないもの）によることも可能かと思われるが、金額的に 100 万円以下ということで第 1 号を適用している。

随意契約の理由は妥当であると判断される。

#### [指摘 9] 前金払に係る消費税と業務終了日について

契約年月日が令和元年 7 月 2 日であったため、委託料は消費税率 8% で算定された価格となっており、前金払もその額にて実行されている。

委託業務のメインである展示商談会が 8 月 22 日に終了しているため、実質的には精算払になっているとも言えるのかもしれないが、PR 資料等の作成・配布業務も含めた契約上の業務終了日は令和 2 年 3 月 23 日であり、消費税法上はこの日が資産の譲渡等の日に当たると解される（消費税法基本通達 9-1-5）。であれば、業務終了日時点では新税率が適用されることになるので、差額の 2% 分（17,167 円）を追加で支払う必要があったと判断される。

本来であれば、令和元年 10 月 1 日付で消費税率改正に伴う変更契約が締結されていたと思うが、新税率適用前に全額が前金払されたため、かかる事務になったものと思われる

(令和 2 年 3 月 23 日付起案の執行伺でも「前金払いした委託金額と精算額が同額であるため」との認識がなされている。)

この事案は消費税率改正に伴う一過性のものであり、今後の事務に影響するようなものではないが、結果として適当であったどうかは確認しておいていただきたい。

| No.89           | 死亡牛 BSE 検査に係る一時保冷・保管施設等設置に伴う土地の賃貸借契約  |  |           |
|-----------------|---|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 畜産課   | 支出負担行為番号   | 069532101 |
| 契約金額            | 871,119 円   | 歳出科目(節)  | 使用料及び賃借料  |
| 契約の相手方          | 鹿兒島プロフーズ株式会社<br>有限会社溝辺油脂<br>種子屋久農業協同組合  |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号<br>鹿兒島県契約規則第 24 条第 1 項第 3 号   |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |  |           |
| 見積書の徴取          | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ※1 本文参照  |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし ※2 本文参照 |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則 33Ⅷ  |           |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
| その他参考となる事項      |   |  |           |

県では、平成 15 年度から家畜伝染病予防法及び BSE 特措法に基づく死亡牛の BSE 検査実施に当たり死亡牛の一時保管施設（ストックポイント）を設置している。施設の設置場所については、公衆衛生上の観点から化製場または死亡獣畜取扱場内とし<sup>15</sup>、当該施設を有している 3 事業者と 4 か所の土地を継続して賃借している。

賃借料については、昭和 60 年 3 月 11 日付総務管理者通知に基づき 3 年ごとに見直しを行っており、平成 30 年度に改定を行っていることから、31 年度も前年度と同額の賃借料で契約を締結している。契約金額は 4 か所の賃借料の合計額であり、いずれも年額 80 万円以下であるため、契約規則第 24 条第 1 項第 3 号（物件の借入れ）を適用して随意契約としている。法令規則の適用は妥当である。

賃借料算定の元となる土地の評価は各所を管轄する地域振興局が基準地価に「鹿兒島県地価調査結果」による時点修正と個別要因の事情補正を加えて行っており、畜産課はこの評価額を基礎として 3 年ごとに積算を行っている。算定明細を閲覧したが、いずれの土地の「時価」も画一的・合理的に算定されており、賃借料は妥当であると判断される。

<sup>15</sup> 【参考】化製場等に関する法律（昭和 23 年 7 月 12 日法律第 140 号） 第 2 条第 2 項

「死亡獣畜の解体、埋却又は焼却は、死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で、これを行ってはならない。ただし、食用に供する目的で解体する場合及び都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。」

#### ※1 見積書の徴取について

3件の契約のうち2件については予定価格が5万円以上のため、本来、見積書の徴取が必要であるが（規則24②、④）、会計事務質疑応答集（令和2年4月、出納局会計課）で、「県があらかじめ委託金額を決定した上で契約を申し込むのであれば、見積書の徴取は省略できる。なお、相手方から承諾書をもらうことになる。」と回答されており、畜産課ではこれに沿って見積書の徴取を省略している。同時に、契約書の作成をもって承諾書の収受に替えている。

#### ※2 予定価格調書の作成について

3件の契約のうち1件については予定価格が50万円以上のため、本来、予定価格調書の作成が必要であるが（規則11④、25）、見積書の徴取と同じく会計事務質疑応答集の回答に沿って作成が省略されている。ただ、この応答集では予定価格調書の作成省略には触れていないので、見積書の徴取省略の場合に合わせて示しておくのがよいかもしれない。

|                 |   |  |           |
|-----------------|---|--|-----------|
| No.90           | 令和元年度死亡牛保管施設(ストックポイント)における冷凍コンテナ(死亡牛保管用)設置に伴う既存コンテナの撤去業務委託  |  |           |
| 担当課(予算主務課)      | 畜産課   | 支出負担行為番号   | 050586101 |
| 契約金額            | 110,000 円   | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 有限会社エムアールナカオ  |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号<br>鹿児島県契約規則第 24 条第 1 項第 6 号   |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 11④、25 |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 33Ⅸ    |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな冷凍コンテナ (2 基) の設置 : 令和 2 年 1 月 27 日</li> <li>・既存コンテナ撤去の履行期限 : 令和 2 年 2 月 12 日</li> </ul>  |  |           |

本件は、死亡牛保管施設 (ストックポイント) に設置されている冷凍コンテナのうち 1 基を撤去し、新たな冷凍コンテナ 2 基を設置するために既存コンテナの撤去作業を委託したものである。契約の相手方は新たな冷凍コンテナの納入業者と同じ業者であり、稼働中の既存施設を破損することなくコンテナを撤去できる等から随意契約としたものである。

なお、新たな冷凍コンテナの買入れは一般競争入札の方法で行われており、令和元年 9 月 20 日付で物品売買契約が締結されている (1 基の価格 3,258,750 円)。

契約に係る内部の承認手続や関係書類の整備状況、履行確認の状況等については特に問題はなく、全体として事務は適正であると判断される。

## 土木部の随意契約

| No.91           | 広幅複写機の賃貸借   |  |           |
|-----------------|---|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 監理課   | 支出負担行為番号   | 040831501 |
| 契約金額            | 193,242 円   | 歳出科目(節)  | 使用料及び賃借料  |
| 契約の相手方          | リコーリース株式会社  |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input checked="" type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 7 号   |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし           |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし           |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし   規則 33VI |           |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし           |           |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約期間：令和元年 11 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日</li> <li>・複写機は鹿児島地域振興局、大島支庁など 18 出先機関に設置されており、契約金額は 18 か所分の賃借料である。検査調書も各月 18 か所分作成されている。</li> </ul>  |  |           |

第 7 号適用のため監査の対象とした。

本件は、平成 26 年度に締結した「広幅複写機の賃貸借及び複写サービス契約」（契約期間：平成 26 年 11 月 1 日～平成 31 年 10 月 31 日、契約金額：22,767 千円）が期間満了により契約が終了するため、複写機の賃貸借のみについて同じ相手方と契約(再リース契約)を締結したものである。複写サービス（保守点検、トナーなどの消耗品等の交換）については、グループ会社のリコージャパン株式会社と別途単価契約が締結されている。

### (意見 41) 第 7 号の適用について

第 7 号適用の理由が、「当初契約時の見積書と比較し安価であることから、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みがある。」からとされている。

「当初契約時の見積書」とは平成 26 年度契約分のことであるが（上記）、確かにこの時の契約金額と比べると「著しく」有利な価格ではある。しかし、本件は再リース契約であり、通常、再リース料はそれまでのリース料の 1/10 程度に設定されるので「安価」になるのは当然である。リース会社からすれば当初 5 年間のリース料で物件代金の元は取れているからである。

また、当初契約は複写機のリースと保守業務がセットとなっており、そもそも契約の内容が同じではないので、これと比較して価格の有利性の有無を判断するのは適当とは言えない。時価との比較で価格の有利性を判断するのであれば、この場合、比較されるべき「時価」は、他のリース会社が同仕様・同機能の複写機を同条件で再リースするとした場合のリース料の平均とするのが適当である。



一者随意契約とした理由には問題はないが、随意契約の理由としては第7号というよりも、むしろ「第6号」(競争入札に付することが不利と認められるとき)の方が実情により近いのではないか。

ただし、本件の場合、金額的に契約規則第24条第1項第3号(物件の借入れ80万円)を適用できるので、随意契約とする理由はこれによった方が明快であったかもしれない。

複写機等の機器類の再リース契約は今後も想定される場所であり、そのような場合、金額基準で対応できるものはこれによった方が客観的な判断ができると思われる。

| No.92-1         | 電子入札システム用機器及びソフトウェア等の賃貸借及び保守  |   |           |
|-----------------|---|---|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 監理課   | 支出負担行為番号  | 010291401 |
| 契約金額            | 53,428,404 円  | 歳出科目(節)   | 使用料及び賃借料  |
| 契約の相手方          | 株式会社 JECC   |   |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |   |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号、鹿児島県契約規則施行令指針第 24 条関係第 2 項第 13 号  |   |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |   |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |   |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし        |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし        |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則 33Ⅲ |           |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし        |           |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初契約金額：52,982,424 円</li> <li>・令和元年 10 月 1 日付で消費税率改正に伴う変更契約あり。</li> <li>・平成 31 年 4 月から令和 2 年 2 月までの <u>11 ヶ月分の契約</u>である。</li> </ul>  |   |           |

| No.92-2         | 電子入札システム用機器及びソフトウェア等の賃貸借及び保守  |          |           |
|-----------------|---|----------|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 監理課   | 支出負担行為番号 | 064721701 |
| 契約金額            | 3,289,000 円   | 歳出科目(節)  | 使用料及び賃借料  |
| 契約の相手方          | 株式会社 JECC   |          |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |          |           |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約年月日：令和 2 年 3 月 1 日</li> <li>・令和 2 年 3 月の <u>1 ヶ月分の契約</u>である。</li> </ul>   |          |           |

No. 92-1 は、電子入札システムを県と市町村が共同利用するための、同システム用機器及びソフトウェア等の賃貸借及び保守を行うための業務委託契約のうち、平成 31 年 4 月から令和 2 年 2 月までの間のものである。本契約は、平成 26 年 3 月より締結しているもので、同年 3 月からの 6 年間は毎年同額での見積もりを徴取しており、その見積もりに基づいて契約しているものである。

No. 92-2 は、No. 92-1 の再リース契約であり、見積り期間は令和 2 年 3 月から令和 3 年 2 月までの 1 年分を徴取しており、その見積もりに基づき 1 ヶ月分だけ契約したものである。

契約に係る内部の承認手続や関係書類の整備状況、履行確認の状況等については特に問題はなく、事務は適正であると判断される。

#### (参考) 消費税率の改正に係る経過措置について

令和元年 10 月 1 日に実施された税率の引き上げでは、一定の契約に対し経過措置が実施され、税率引き上げまでに取引された案件に関しては基本的に旧税率が適用されるようになっていた。

つまり、改正消費税法附則第 5 条第 4 項 (※) に定める経過措置の要件を満たした貸借取引は、31 年指定日 (平成 31 年 4 月 1 日) の前日までに契約を締結し、31 年施行日 (令和元年 10 月 1 日) 前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合には、令和元年 10 月 1 日以後の貸借に係る消費税率は旧税率が適用されるということである。

本件契約は、貸付期間及び当該期間中の対価の額が定められており、かつ、当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないことから、改正消費税法に定める経過措置要件の①及び②を満たし、借受けは令和元年 9 月 30 日以前から引き続き行われているものの、契約日が平成 31 年 3 月 31 日以後であるため、形式的には経過措置の対象とはならない。しかしながら、契約内容は平成 31 年 3 月 31 日以前と同様であり、予算との関係で契約日が平成 31 年 4 月 1 日になったに過ぎない。

消費増税時には資産の貸付けなど一定の取引については経過措置が設けられる。予算措置の弾力化を図ることにより、少しでも歳出を抑えることが可能となる。

#### (※) 平成 24 年改正消費税法附則第 5 条第 4 項 (資産の貸付けに関する経過措置)

事業者が、平成 25 年 10 月 1 日から 31 年指定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、施行日前から施行日以後引き続きその契約に係る資産の貸付けを行っている場合において、当該契約の内容が、次の①及び②又は①及び③に掲げる要件に該当するときは、施行日以後に行うその資産の貸付けに係る消費税については、旧税率が適用されます。

- ① 当該契約に係る資産の貸付けの期間及び当該期間中の対価の額が定められていること。
- ② 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。
- ③ 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申し入れをすることができる旨の定めがないことその他対価に関する契約の内容が政令で定める要件に該当していること。

| No.93           | 平成 31 年度建設資材市況価格等特別調査業務委託   |  |              |
|-----------------|---|--|--------------|
| 担当課(予算主務課)      | 監理課   | 支出負担行為番号   | 008659201 ほか |
| 契約金額            | 34,292,000 円  | 歳出科目(節)  | 委託料          |
| 契約の相手方          | 一般財団法人経済調査会九州支部   |  |              |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |              |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び鹿児島県契約規則施行指針第 24 条関係 2 (13)  |  |              |
| 相手方の決定方法        | <input type="checkbox"/> 一者随契 <input checked="" type="checkbox"/> その他   |  |              |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |              |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |              |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |              |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則 33IX |              |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |              |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約日：平成 31 年 4 月 24 日（履行期限：令和 2 年 3 月 24 日）</li> <li>・ 当初契約金額：24,530,000 円（うち消費税額 2,230,000 円）</li> <li>・ 変更契約日：令和 2 年 3 月 11 日（委託料増額 9,762,000 円）</li> </ul>   |  |              |

本件は、公共工事の積算に使用する特定資材の流通過程による価格変動を調査し、設計単価を決定するための基礎資料を得ることを目的とする調査の業務委託であり、平成 19 年度から実施されているものである。

調査は専門的な知識と能力が必要とされる業務であり、随意契約の適用理由は第 2 号でよいと思う。また、相手方は履行が可能な土木関係建設コンサルタント 2 社から徴取した見積書の比較により選定されており、価格の競争性が考慮されている点において事務は適正である。

契約に係る内部の承認手続や関係書類の整備状況、履行確認の状況等については特に問題はなく、全体として事務は適正であると判断される。

| No.95           | 総合流域防災（砂防設備等緊急改築）業務委託（長寿命化計画整理）   |  |           |
|-----------------|---|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 砂防課   | 支出負担行為番号   | 010278801 |
| 契約金額            | 1,836,000 円   | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 株式会社久永コンサルタント   |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input checked="" type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法第 234 条第 2 項及び地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定による。   |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 指針 23V    |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
| その他参考となる事項      | 履行期間:平成 31 年 4 月 9 日～令和元年 5 月 8 日(30 日間)  |  |           |

第 5 号の適用のため監査の対象とした。

本件は、県が平成 31 年 3 月に策定した「鹿児島県砂防関係施設長寿命化計画」をもとに砂防関係施設の点検実施状況や台帳整備状況等を整理するための業務委託である。

#### （意見 42）第 5 号の適用について

国土交通省が定めた整理期限日までの日数が短いため「緊急」とされているが、長寿命化計画に定められた様式に整理するための設計業務等の委託であり、災害の未然防止のための応急工事などの「緊急性」とは性質を異にするものである。

また、相手方の選定理由を見ると、競争入札に付している時間的余裕がないということよりも、この相手方が長寿命化計画の策定業務を受注しているため内容を熟知しており、データ等の蓄積もあるため履行期間の短縮や経費の削減が見込めるということに主眼が置かれている。そうであれば、随意契約の理由は第 5 号ではなく、「第 6 号」（競争入札に付することが不利と認められるとき）とするのが適当である。

#### ・契約保証金の納付の免除の根拠規定について

契約指針第 23 条関係第 5 号を根拠として契約保証金の納付を免除しているが、第 23 条は指名競争入札による場合の規定であり、随意契約の場合にこの規定を適用するのは適当ではない。契約規則第 33 条第 9 号を根拠とするのが適当である。

| No.97        | 鹿児島中央高校大規模改修（1期）工事実施設計委託  |   |           |
|--------------|---|---|-----------|
| 担当課(予算主務課)   | 建築課   | 支出負担行為番号  | 013964001 |
| 契約金額         | 13,044,000円   | 歳出科目(節)   | 委託料       |
| 契約の相手方       | 株式会社畠中設計  |   |           |
| 令167の2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |   |           |
| 随意契約とした理由    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び鹿児島県契約規則施行規則第24条関係第2項第13号  |   |           |
| 相手方の決定方法     | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |   |           |
| 見積書の徴取       | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |   |           |
| 関連書類の添付等     | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし        |           |
|              | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし        |           |
|              | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則33IX |           |
|              | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし        |           |
| その他参考となる事項   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約日:令和元年7月1日(履行期限:令和2年2月28日)</li> <li>・当初契約金額:12,650,000円</li> <li>・アスベスト含有の可能性のある部分が10カ所増えた結果、調査費用の増加により、契約額の変更がなされている。</li> </ul>   |   |           |

本件は、鹿児島中央高校の大規模改修（1期）工事に係る実施設計委託業務である。

第2号の適用理由として、「鹿児島中央高校大規模改修工事基本設計」を実施した実績があり、過去において登録文化財の基本設計と実施設計を行っていることから、当該設計内容等を熟知しており、専門的な知識やノウハウを活用することで、短期間で的確な成果品を得ることができることが挙げられている。

#### ・随意契約の理由について

第2号適用の随意契約でよいと思うが、理由を見る限り、「過去の実績」や「業務の熟知」など、どちらかと言うと、前例、慣例重視で相手方が選定されているような色合いが濃い。

本工事の基本設計を請け負ったのがこの相手方であり、他の業者に請け負わせるよりも「短期間で的確な成果品を得ることができる」ということであれば、むしろ「第6号」（競争入札に付することが不利と認められるとき）の方がより実情に即しているとも思われる。

契約に係る内部の承認手続や関係書類の整備状況、履行確認の状況等については特に問題はなく、全体として事務は適正であると判断される。

| No.98           | 鹿児島市南部地区特別支援学校（仮称）実施設計委託  |  |           |
|-----------------|---|--|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 建築課   | 支出負担行為番号   | 042128701 |
| 契約金額            | 132,000,000 円   | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 東条・ゲンプラン・設備共同プラン設計企業体   |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び鹿児島県契約規則施行規則第 24 条関係第 2 項第 13 号  |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | 規則 33IX   |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |           |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約年月日：令和元年 11 月 26 日</li> <li>・ 履行期限：令和 2 年 3 月 25 日</li> </ul>  |  |           |

本件は、鹿児島市南部地区特別支援学校（仮称）に関する整備工事に係る実施設計業務である。

契約に係る内部の承認手続や関係書類の整備状況、履行確認の状況等についても特に問題はなく、随意契約の理由も含め、全体として事務の執行は妥当であると判断される。

## 危機管理防災局の随意契約

|                 |   |   |           |
|-----------------|---|---|-----------|
| No.99           | 公用車修理三菱パジェロ（鹿児島 800 す 71-97）フロントガラス交換修繕   |   |           |
| 担当課(予算主務課)      | 危機管理課   | 支出負担行為番号  | 031858101 |
| 契約金額            | 144,568 円   | 歳出科目(節)   | 需用費       |
| 契約の相手方          | 鹿児島三菱自動車販売株式会社  |   |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input checked="" type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |   |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項及び鹿児島県契約規則第 24 条第 1 項第 6 号（予定価格 100 万円以下）による随意契約  |   |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |   |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |   |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし            |           |
|                 | 契約書の作成  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし   規則 29① I |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし   規則 33VI  |           |
|                 | 検査調書の作成   | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし   規則 46①   |           |
| その他参考となる事項      |   |   |           |

第 5 号適用のため監査の対象としたが、実際には第 1 号適用の契約である。

修繕の対象となった車両は災害発生時に使用する公共応急作業車（緊急車両）であり、代替となる車両がないため急ぎ修繕を要することとなったものである。

契約に係る内部の承認手続や関係書類の整備状況、履行確認の状況等については特に問題はなく、全体として事務は適正であると判断される。



|                 |   |  |           |
|-----------------|---|--|-----------|
| No.100          | 令和元年度鹿児島県原子力防災訓練における県の外国語広報に関する資料作成業務委託   |  |           |
| 担当課(予算主務課)      | 原子力安全対策課  | 支出負担行為番号   | 065172301 |
| 契約金額            | 816,750 円   | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 合同会社 Go Kagoshima   |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び鹿児島県契約規則第 24 条第 1 項第 6 号による  |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 予定価格と同額  |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則 33IX |           |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
| その他参考となる事項      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約年月日:令和 2 年 1 月 24 日、履行期限:令和 2 年 2 月 6 日</li> <li>・防災訓練日時:令和 2 年 2 月 9 日(日)7:00~18:00</li> <li>・主催:県及び関係 9 市町(薩摩川内市、いちき串木野市ほか)</li> <li>・前年度支払額:420,525 円</li> </ul>   |  |           |

本件は、原子力防災訓練時に外国人観光客など一時滞在者に対する外国語による広報を実施するために使用する県のホームページや県公式ツイッターの原稿翻訳及び資料作成業務の委託である。前年度は英語版のみの広報であったが、令和元年度は英語のほか中国語(繁体字、簡体字)、韓国語も加わったため、その分契約金額は多くなっている。

#### ・一者随意契約の理由について

指名推薦委員会会議録(令和 2 年 1 月 16 日付)では、履行期限までに原稿の翻訳と資料作成ができるのが 1 社だけであったため、この相手方に見積りを依頼するとしている。

一方、別の書面(「令和元年度鹿児島県原子力防災訓練における県の外国語広報に関する資料作成業務委託」に関する業者選定について)では、県が契約する「令和元年度鹿児島県原子力防災訓練における市町の外国語広報に関する資料作成業務委託」でもこの相手方に見積りを依頼しており、文章の親和性を取る観点から、県の広報に使用する原稿と市町の広報に使用する原稿の翻訳業者は同一であることが好ましいことからこの相手方に見積りを依頼するとしている。

翻訳業務は専門性の高い業務であり、相手方がある程度限られるのは理解できるが、期日までに履行できる業者が 1 社しかないため一者随意契約になることと、文章の親和性を取る観点から、翻訳業者を同一にするため一者随意契約にすることとは同じではなく、理由としては整合性に欠けるものとなっている。

整合性を欠くことのないよう、注意を払っていただきたい。

| No.101       | 鹿児島県消防・防災ヘリコプター（AW139）の運航管理業務委託   |   |           |
|--------------|---|---|-----------|
| 担当課(予算主務課)   | 消防保安課   | 支出負担行為番号  | 002884701 |
| 契約金額         | 117,720,000円  | 歳出科目(節)   | 委託料       |
| 契約の相手方       | 鹿児島国際航空株式会社   |   |           |
| 令167の2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |   |           |
| 随意契約とした理由    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号、鹿児島県契約規則施行令指針第24条関係第2項第13号   |   |           |
| 相手方の決定方法     | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |   |           |
| 見積書の徴取       | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |   |           |
| 関連書類の添付等     | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし        |           |
|              | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし        |           |
|              | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則33IX |           |
|              | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし        |           |
| その他参考となる事項   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初契約金額116,640,000円</li> <li>・令和元年10月1日付で消費税率改正に伴う変更契約あり。</li> </ul>   |   |           |

本件は、災害応急対策活動・火災防衛活動・救助活動・救急活動・訓練のための活動などに使用するヘリコプター(AW139)の運行管理業務を委託するものである。

#### (意見43) 履行確認について

契約書第7条によると、毎月の委託業務を終了したときは委託業務実施報告書を提出しなければならず、受理したときはその日から7日以内に検査しなければならない旨が規定されている。全体的には業務実施報告書の提出及び検査はおおむね約定どおりに行われているが、令和元年10月分については、実施報告書の日付が10月30日となっており、毎月の委託業務が終了する前に提出されている形となっている(検査調書も同様)。厳密には、末日までまだ1日残っているわけであり、これだと10月分の履行を全て確認したことにはならないのではないかと。

事例としてはイレギュラーであり、子細ではあるが、手続上、かかる場合の取扱いについて是とするのか否とするのか検討の余地はあると思われる。

#### (意見44) 第2号と第6号の併合適用について

随意契約の理由として、県内唯一の航空会社であること、点検整備や台風時の避難的使用で同社が所有する鹿児島空港内の格納庫を利用でき移動経費等が最少となること、運航会社を変更した場合には防災航空隊との連携訓練が必要なため防災航空隊の活動に運休期間が生じてしまうこと、及び県内の地理的条件や気象条件等に精通していることが挙げられている。

本件が第2号に該当するもの(県内唯一の航空会社)であることは異論がない。

第6号(競争入札に付することが不利と認められるとき)が併合適用されているのは、価格面の有利性(移動経費等が最少)と業務の安全性の面からの有利性(地理的条件や気

象条件等に精通)を考慮してのことだと思われる。理由を見るかぎり、第6号も適用可能ではあると思われる。

ただ、「その性質が競争入札に適しないもの」(2号)と「競争入札に付することが不利なもの」(6号)はそれぞれ趣旨が異なるものであり、これを併合して適用することが理論的に整合するものなのか疑問である。

いずれか一方の適用で足りるとと思われる。

|                 |   |  |           |
|-----------------|---|--|-----------|
| No.102          | 「高校生をはじめとする消防団 PR 推進事業」に係るクリアファイル制作業務委託   |  |           |
| 担当課(予算主務課)      | 消防保安課   | 支出負担行為番号   | 038938001 |
| 契約金額            | 1,067,000 円   | 歳出科目(節)  | 委託料       |
| 契約の相手方          | 株式会社鹿児島新生社印刷  |  |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |  |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号、鹿児島県契約規則第 24 条第 1 項第 1 号  |  |           |
| 相手方の決定方法        | <input type="checkbox"/> 一者随契 <input checked="" type="checkbox"/> その他 4 社による見積合わせ   |  |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |  |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 規則 33IX |           |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし         |           |
| その他参考となる事項      | 契約年月日：令和元年 10 月 8 日   |  |           |

第 1 号適用であるが、契約金額が規則に定める限度額（規則 24①VI）を超えているため監査の対象とした。

本件は、高校生をはじめ広く消防団を PR するツールとして使用するための、クリアファイルの制作業務委託契約である。

#### （意見 45）契約規則の適用について

契約規則第 24 条第 1 項「第 1 号」の適用としているが、この号は「工事又は製造の請負（250 万円）」の場合に適用されるものである。

クリアファイルの制作が「製造の請負」に当たるから第 1 号としているのであれば規則の限度内ということになるが、本件は「委託料」で経理されており、そうであれば、規則に定める限度額（規則 24①VI、100 万円）を超えていることになる。

いずれの認識であったのか明確でないところがあるが、規則の適用に当たっては十分に注意していただきたい。

## 出納局の随意契約

| No.104          | 会計規則等例規集（令和2年3月）購入  |   |           |
|-----------------|---|---|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 会計課   | 支出負担行為番号  | 063072701 |
| 契約金額            | 1,284,250 円   | 歳出科目(節)   | 需用費       |
| 契約の相手方          | 第一法規株式会社  |   |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input checked="" type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |   |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び鹿児島県契約規則第 24 条第 1 項第 2 号の規定による   |   |           |
| 相手方の決定方法        | <input checked="" type="checkbox"/> 一者随契 <input type="checkbox"/> その他   |   |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |   |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし            |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし            |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし   指針 33 II |           |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし            |           |
| その他参考となる事項      |   |   |           |

県の例規集はおおむね 6 年ごとに新版が出版されている。

1 冊当たりの購入価格については、前回（平成 26 年 2 月版）、前々回（平成 20 年 3 月版）のものとボリュームや仕様はほとんど変わらないが、この間の消費税増税や紙代の高騰等により前回、前々回の 2,500 円から今回は 2,750 円となっている。

契約に係る内部の承認手続や関係書類の整備状況、履行確認の状況等については特に問題はなく、全体として事務は適正であると判断される。

| No.105          | 行政庁舎厨房排水汚泥処理業務委託  |   |           |
|-----------------|---|---|-----------|
| 担当課(予算主務課)      | 管財課   | 支出負担行為番号  | 054841701 |
| 契約金額            | 2,079,000 円   | 歳出科目(節)   | 委託料       |
| 契約の相手方          | 株式会社サニタリー   |   |           |
| 令 167 の 2①の適用号数 | <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 7 <input checked="" type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9 |   |           |
| 随意契約とした理由       | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約にて執行(入札執行調書の欄外に記載されている)  |   |           |
| 相手方の決定方法        | <input type="checkbox"/> 一者随契 <input checked="" type="checkbox"/> その他 当初指名競争入札  |   |           |
| 見積書の徴取          | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |   |           |
| 関連書類の添付等        | 予定価格調書  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし        |           |
|                 | 契約書の作成  | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし        |           |
|                 | 契約保証金の納付  | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 指針 23Ⅲ |           |
|                 | 検査調書の作成   | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし        |           |
| その他参考となる事項      |   |   |           |

第 8 号適用のため監査の対象とした。

本件は、庁舎等の管理業務委託に係る入札参加資格登録者の中から、汚泥等の引き抜きに関する技術や産廃物収集業務に関する許可を有している業者三者が選定され、この三者による競争となったが、3 回の入札を経てもなお価格が合わなかったため、「不落随契」とされたものである。

最初競争入札に付するときに定めた履行期限、予定価格等の条件変更もなされておらず(令 167 の 2②)、全体として事務の執行は適正であると判断される。

#### ・契約保証金の納付の免除の根拠規定について

「委託執行伺い」では、契約指針第 23 条関係第 3 号を根拠として入札保証金と契約保証金の納付が免除されている。ただ、この規定は指名競争入札による場合のものであり、結果的とはいえ、手続上は随意契約となっているので、免除とするのであれば随意契約の場合に適用される規定を根拠とすべきである。契約書にも免除の根拠条項が記載されていないので、明確でないところがあるが、随意契約であれば、本件の場合、契約規則第 33 条第 9 号が適用される。

事務上は、不落随契の場合に改めて執行伺を作成しなければならない規定はないので、規則から外れているということにはならないが、現行の運用を前提とするのであれば、契約書に免除とする根拠規定を明記するようにするか、支出負担行為票または入札執行調書にその旨を付記するなど、経緯が一目できる工夫はあってよいかもしれない。

## 結果の報告に添えて提出する意見

### 1. 企画競争方式について

最も優れた企画を提案した者と契約するという目的を達成するために、企画競争方式を採用することがあり、今回検討した契約の中にもこの方式によるものがいくつかあった。

企画競争方式の法令・規則との関係及び手続について、以下のように考える。

#### (1) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び鹿児島県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項との関係について

企画競争方式によって最も優れた企画を提案した者と随意契約することは、企画競争方式を採用することに合理性が認められる場合には、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号が規定する「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当し適法である。裏を返せば、企画競争方式を採用することに合理性が認められない場合、たとえば、「企画」というほど提案内容に幅がなく入札で政策目的が達成できるような場合は、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当せず、企画競争方式を採用することを理由に随意契約によることは違法である。

次に、企画競争方式と鹿児島県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項との関係について検討する。

企画競争方式による場合、執行伺等においては、鹿児島県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項第 13 号を根拠規定としていることが多い。

しかし、鹿児島県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項 13 号の文言上、企画競争方式を採用する場合に適用できる条項ではない。「特殊の性質を有する品物を買入れ」にも、「契約について特別の目的があることにより品物の買入れ先が特定されているとき」にも、また、「特殊の技術を必要とするとき」にも、該当しないからである。

もちろん、鹿児島県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項柱書においては、「おおむね次に掲げる場合をいう。」とあり限定列举ではないことから、企画競争方式による随意契約が、鹿児島県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項の第 1 号から第 13 号のいずれにも該当しないからといって、鹿児島県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項違反となるわけではない。しかしながら、企画競争方式が数多く採用されている現実を踏まえれば、企画競争方式を認める条項を鹿児島県契約規則施行指針第 24 条関係第 2 項に追加することが望ましいと考えられる。

#### (2) 企画競争方式の手続について

企画競争方式を採用する場合には、入札に準じて、公募によって企画提案者を募ることが望ましく、一定期間の募集期間を設けるなど、公募の実効性を確保するような手続、スケジュールを進めていくことが必要である。どのような場合に企画競争方式を採用し随意契約によることができるのか、またどのような手続、スケジュールを進めていくのか等、企画競争方式を採用した随意契約の手続全般について、ガイドラインを作成し、公表することが望ましいと考える。

## 2. 「随意契約ガイドライン」の作成の勧め

前記の意見とも関連するが、現在、県では随意契約についてのガイドラインが存在しないので、ガイドラインの作成を勧めたい。

随意契約に係る各課での事務は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当するものについて、鹿児島県契約規則第24条と鹿児島県契約規則施行指針第24条関係を判断の主な拠り所として、これに会計課の会計事務質疑応答集や契約事務に関するチェックリスト、各種通知等を参考にしながら執行されている。実務の積み重ねもあり、県として一定程度合意された考え方や手続が醸成されているようである。

ただ、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号の適用において、号によっては規定の趣旨が正しく理解されていないのではないか、またはその適用に無理があるのではないかとと思われるものがあり、改めて周知の必要性を感じる。

たとえば、第5号の「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」は、実務での適用場面があまりないこともあってか、「緊急」の捉え方や解釈が担当者によって必ずしも同じではない。誰が担当者になっても画一的で同質的な判断ができるよう、規定の趣旨を含め、参考とできるような考え方や具体例がガイドラインで示されれば良いと思う。

また、県では障害者優先調達推進法に基づいて障害者就労施設等との取引の推進が図られており、第3号該当のもの（障害者支援施設、シルバー人材センター等との契約）がいくつもあるが、この場合に必要とされている「公表」の手続が軒並み漏れている。これは、担当者に規則（鹿児島県契約規則第24条第7項）の存在があまり意識されていない、または認識が希薄であることに原因があるように思える。漏れのない、より適正な事務がなされるよう、適用に当たっての留意事項や公表の具体的な手続等が示されれば良いと思う。

公表に関連して言えば、少し重複するが、企画競争方式について、現行では選定結果の公表は特に求められていないが、手続の透明性と公平性確保の観点から、結果（選定された者の名称、評価点数、参加者数等）についての公表手続等をガイドラインで示しておくのも公益に資すると思う。

このほか、現行の鹿児島県契約規則には再委託についての定めがないので、再委託を認める場合の「合理的な理由」や「再委託される業務を履行できる能力」など、ガイドラインで具体的な考え方や指針が示されれば良いと思う。

県には、県内各自治体に先駆けて、各自治体が随意契約による事務を執行するに当たっての模範となるようなガイドラインを示してほしい。

以上